

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新旧対照表

本文	本-1~11
本文図面	本図-1~4
添付書類 1	添1-1~32
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。))	
添付書類 2	添2-1~3
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に 応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

変 更 前			補 正 後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)			
2. 使用の目的及び方法			2. 使用の目的及び方法			
目的番号	使用の目的	区 分	目的番号	使用の目的	区 分	
(1)	六ふっ化ウラン (以下「UF <sub>6</sub> 」と表記する。) の詰め替えを行う。		(1)	六ふっ化ウラン (以下「UF <sub>6</sub> 」と表記する。) の詰め替えを行う。		
(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。		(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。		
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。		(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。		
目的番号	使用の方法	室名称	目的番号	使用の方法	室名称	
(1)	UF <sub>6</sub> 詰替装置を用いて、UF <sub>6</sub> を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF <sub>6</sub> 充てん容器からUF <sub>6</sub> シリンダへガス移送による詰替えを行う。 ① UF <sub>6</sub> 充てん容器を加熱してUF <sub>6</sub> ガスを発生させる。 ② UF <sub>6</sub> シリンダを冷却してUF <sub>6</sub> ガスを捕集する。	作業室(4)	(1)	UF <sub>6</sub> 詰替装置を用いて、UF <sub>6</sub> を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF <sub>6</sub> 充てん容器からUF <sub>6</sub> シリンダへガス移送による詰替えを行う。 ① UF <sub>6</sub> 充てん容器を加熱してUF <sub>6</sub> ガスを発生させる。 ② UF <sub>6</sub> シリンダを冷却してUF <sub>6</sub> ガスを捕集する。	作業室(4)	
(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)	(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)	
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。  ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室	(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、 <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室	
共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止 (上記①、②及び③で発生したものの金属製容器、金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	全ての室	共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止 (上記①、②及び③で発生したものの金属製容器、金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	全ての室	

・記載の適正化 (表現の見直し)

・記載の適正化 (表現の見直し)

・記載の明確化 (難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料の明確化)



変 更 前				補 正 後				変更理由	
ただし、上記目的は平和利用に限る。				ただし、上記目的は平和利用に限る。					
3. 核燃料物質の種類				3. 核燃料物質の種類				・記載の適正化（表現の見直し） ・3%以上の濃縮ウランの使用を終了したため ・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため	
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状（物理的形態）	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状（物理的形態）		
天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	$UF_6$ 、 $UO_2F_2$	固体、 気体又は溶液	天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	$UF_6$ 、 $UO_2F_2$	固体、 気体又は溶液		
劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	$UF_6$	固体又は気体	劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	$UF_6$	固体又は気体		
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 5% <sup>(注)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	$UF_6$	固体又は気体	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3% <sup>(注1)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	$UF_6$	固体又は気体		
<u>(注) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。</u>				<u>廃棄物中のウラン及びその化合物<sup>(注2)</sup></u>					固体
				注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) <u>難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。</u>					
4. 使用の場所 (省略)				4. 使用の場所 (変更なし)					
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり					
(J棟)				(J棟)					
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量			
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量		
天然ウラン及びその化合物	自 2015年4月1日 至 2021年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)	天然ウラン及びその化合物	自 許可日 至 2021年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)		
劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)	劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)		
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 5%未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3%未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)		
				<u>廃棄物中のウラン及びその化合物<sup>(注)</sup></u>		12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)		
				注) <u>難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。</u>					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備            使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設はない。            放射線業務従事者の外部被ばくの実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）に定められた線量限度の 100 mSv/5 年及び 50 mSv/年を下回る。            なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないよう管理する。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用施設 の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 800 <u>m</u>、海拔約 25 <u>m</u>で排水性の良い小丘上にある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 25 m の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用の位置 使用施設は、作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、化学分析室及び補修調整室である。 J 棟 <u>1</u>階平面図を図 7-1-1 に示す。</p> </div>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備            使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設はない。            放射線業務従事者の外部被ばくの実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）に定められた線量限度の 100 mSv/5 年及び 50 mSv/年を下回る。            なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないよう管理する。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用施設 の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 800 <u>m</u>、海拔約 25 <u>m</u>で排水性の良い小丘上にある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 25 m の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用の位置 使用施設は、作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、化学分析室及び補修調整室である。 J 棟 <u>1</u>階平面図を図 7-1-1 に示す。</p> </div>	<p>試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	・記載の適正化 (表現の見直し)
J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  J棟1階及び2階 の平面図をそれぞれ 図7-1-1及び 図7-2-1に示 す。	延床面積 約4040 1階 約2860 2階 約1180	耐震、構造強度：建築基準法 に基づき、水平震度は0.2 である。 耐火構造：消防法に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気 に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内 の床及び壁は除染が容易 な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における 外部放射線に係る実効線量 の評価結果は、添付書類1 の「2. 遮蔽」に示すとおり、 線量告示に定められた 線量の1.3 mSv/3か月を下 回る。 なお、放射線業務従事者 の外部被ばく線量は、線量 告示に定められた線量限度 を超えないように管理す る。 標識：人がみだりに管理区域 内に立ち入らないようにす るため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すと おり、標識を設ける。	J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階  J棟1階及び2階 の平面図をそれぞれ 図7-1-1及び 図7-2-1に示 す。	延床面積 約4040 1階 約2860 2階 約1180	耐震、構造強度：建築基準法 に基づき、水平震度は0.2 である。 耐火構造：消防法に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気 に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内 の床及び壁は除染が容易 な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における 外部放射線に係る実効線量 の評価結果は、添付書類1 の「2. 遮蔽」に示すとおり、 線量告示に定められた 線量の1.3 mSv/3か月を下 回る。 なお、放射線業務従事者 の外部被ばく線量は、線量 告示に定められた線量限度 を超えないように管理す る。 標識：人がみだりに管理区域 内に立ち入らないようにす るため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すと おり、標識を設ける。	

変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕 様	使用設備の名称	個数	仕 様	
7-3 使用施設の設備			7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備			・記載の適正化 (使用設備区 分の明確化) ・記載の適正化 (表現の見直 し)
<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置		耐震設計：水平震度 0.24 圧力過上昇防止インタロック付き 設置場所：作業室(4) 図7-3-1にJ棟1階主要機器配置図を、図7-3-2に <u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置フローシートを示す。	<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置		耐震設計：水平震度 0.24 圧力過上昇防止インタロック付き 設置場所：作業室(4) 図7-3-1にJ棟1階主要機器配置図を、図7-3-2に <u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置フローシートを示す。	
<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器加温水槽	1基	<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器：コールドトラップ、5 <u>A</u> ・8 <u>A</u> ・10 <u>A</u> シリンダ 型 式：温水加温方式 材 質：ステンレス	<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器加温水槽	1基	<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器：コールドトラップ、5 <u>A</u> ・8 <u>A</u> ・10 <u>A</u> シリンダ 型 式：温水加温方式 材 質：ステンレス	
<u>UF<sub>6</sub></u> 回収槽	1式	<u>UF<sub>6</sub></u> シリンダ：30 <u>B</u> シリンダ、8 <u>A</u> シリンダ、10 <u>A</u> シリンダ、(8 <u>A</u> 、10 <u>A</u> シリンダは固定治具により固定する。また、同時に複数本のシリンダを取付けない。) 型 式：冷水冷却方式 材 質：ステンレス	<u>UF<sub>6</sub></u> 回収槽	1式	<u>UF<sub>6</sub></u> シリンダ：30 <u>B</u> シリンダ、8 <u>A</u> シリンダ、10 <u>A</u> シリンダ、(8 <u>A</u> 、10 <u>A</u> シリンダは固定治具により固定する。また、同時に複数本のシリンダを取付けない。) 型 式：冷水冷却方式 材 質：ステンレス	
水蒸気改質処理試験装置		耐震設計：水平震度 0.24 処理能力：約 3 kg/h 過加熱防止インタロック付き 設置場所：作業室(4) 図7-3-1にJ棟1階主要機器配置図を、図7-3-3に水蒸気改質処理試験装置フローシートを示す。	水蒸気改質処理試験装置		耐震設計：水平震度 0.24 処理能力：約 3 kg/h 過加熱防止インタロック付き 設置場所：作業室(4) 図7-3-1にJ棟1階主要機器配置図を、図7-3-3に水蒸気改質処理試験装置フローシートを示す。	
ガス化装置	1基	型 式：外熱式スクリーフィーダ方式 材 質：ステンレス 高温フィルタ付属	ガス化装置	1基	型 式：外熱式スクリーフィーダ方式 材 質：ステンレス 高温フィルタ付属	
反応装置	1基	型 式：空気加熱式円筒形炉 材 質：ステンレス(構造材)、アルミナ(耐熱材)	反応装置	1基	型 式：空気加熱式円筒形炉 材 質：ステンレス(構造材)、アルミナ(耐熱材)	
排ガス処理装置	1式	型 式：2段スクラバ方式 材 質：ステンレス	排ガス処理装置	1式	型 式：2段スクラバ方式 材 質：ステンレス	

変 更 前	補 正 後	変更理由																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">使用設備の名称</th> <th style="width:5%;">個数</th> <th style="width:75%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード</td> <td>1 式</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。</td> </tr> <tr> <td>除染設備</td> <td>1 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン</td> <td>4 式</td> <td>天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>J 棟全体の放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1 台</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>エアスニファ、β線用退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>通報設備</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕 様	フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。	除染設備	1 式		クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)	放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。	排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	通報設備	<p style="text-align: center;"><b>(2) 共通設備</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">使用設備の名称</th> <th style="width:5%;">個数</th> <th style="width:75%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード</td> <td>1 式</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。</td> </tr> <tr> <td>除染設備</td> <td>1 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン</td> <td>4 式</td> <td>天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>J 棟全体の放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1 台</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>エアスニファ、β線用退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>通報設備</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕 様	フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。	除染設備	1 式		クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)	放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。	排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	通報設備	<p>・記載の適正化 (使用設備区分の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>
使用設備の名称	個数	仕 様																																																
フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。																																																
除染設備	1 式																																																	
クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)																																																
放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。																																																
排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。																																																
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等																																																
その他	1 式	通報設備																																																
使用設備の名称	個数	仕 様																																																
フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。																																																
除染設備	1 式																																																	
クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)																																																
放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。																																																
排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。																																																
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等																																																
その他	1 式	通報設備																																																
<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">貯蔵施設の位置</td> <td>該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。</td> </tr> </table> <p>8-2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">貯蔵施設の名称</th> <th style="width:10%;">構 造</th> <th style="width:15%;">床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th style="width:55%;">設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-3 貯蔵施設の設備 (省略)</p>	貯蔵施設の位置	該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	該当なし	-	-	-	<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">貯蔵施設の位置</td> <td>該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。</td> </tr> </table> <p>8-2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">貯蔵施設の名称</th> <th style="width:10%;">構 造</th> <th style="width:15%;">床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th style="width:55%;">設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-3 貯蔵施設の設備 (変更なし)</p>	貯蔵施設の位置	該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	該当なし	-	-	-	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>																												
貯蔵施設の位置	該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。																																																	
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																															
該当なし	-	-	-																																															
貯蔵施設の位置	該当なし。 ただし、J 棟で使用する核燃料物質は、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫にて貯蔵する。 位置は東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 (別冊 13) の記載による。																																																	
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																															
該当なし	-	-	-																																															

変 更 前				補 正 後				変更理由																				
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 (省略) 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)  9-1-2 気体廃棄施設の構造				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 (変更なし) 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)  9-1-2 気体廃棄施設の構造				・記載の適正化 (表現の見直し)  ・記載の適正化 (法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない) ・記載の適正化 (表現の見直し)  ・記載の適正化 (法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない) ・記載の適正化 (表現の見直し)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J棟</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。</td> </tr> <tr> <td>給気室</td> </tr> <tr> <td>排気室</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様		J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179	「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。	給気室	排気室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J棟</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179</td> <td rowspan="3">「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。 <b>標識：人がみだりに排気室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b></td> </tr> <tr> <td>給気室</td> </tr> <tr> <td>排気室</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179	「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。 <b>標識：人がみだりに排気室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>	給気室	排気室
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																									
J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179	「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。																									
給気室																												
排気室																												
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																									
J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約179	「7-2使用施設の構造」と同じ。 ただし内装については、給気室及び排気室は、床はモルタル仕上げ、壁及び天井は各々コンクリート打放であり、排気室床面は、この上にペイント処理を施している。 <b>標識：人がみだりに排気室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>																									
給気室																												
排気室																												
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機</td> <td>                             第1 排気処理装置                              排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u>                              耐震設計：水平震度 0.24                              アルカリスクラバ：1式                              第2 排気処理装置                              排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u>                              耐震設計：水平震度 0.24                              アルカリスクラバ：1式                         </td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>                             高性能エアフィルタ：1段                              捕集効率：0.15 <u>μm</u>径の粒子に対して 99.97%以上(単体として)                              管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。                         </td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>                             図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。                         </td> </tr> </tbody> </table>		気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機	第1 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 第2 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式	排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 <u>μm</u> 径の粒子に対して 99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。	排気口	図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機</td> <td>                             第1 排気処理装置                              排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u>                              耐震設計：水平震度 0.24                              アルカリスクラバ：1式                              第2 排気処理装置                              排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u>                              耐震設計：水平震度 0.24                              アルカリスクラバ：1式  <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b> </td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>                             高性能エアフィルタ：1段                              捕集効率：0.15 <u>μm</u>径の粒子に対して 99.97%以上(単体として)                              管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。                         </td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>                             図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。  <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b> </td> </tr> </tbody> </table>		気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機	第1 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 第2 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>	排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 <u>μm</u> 径の粒子に対して 99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。	排気筒	図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。 <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>									
気体廃棄設備の名称	仕 様																											
排風機	第1 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 第2 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式																											
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 <u>μm</u> 径の粒子に対して 99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。																											
排気口	図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。																											
気体廃棄設備の名称	仕 様																											
排風機	第1 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 69 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 第2 排気処理装置 排風機：1台 排気能力約 53 000 <u>m<sup>3</sup>/h</u> 耐震設計：水平震度 0.24 アルカリスクラバ：1式 <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>																											
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 <u>μm</u> 径の粒子に対して 99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。																											
排気筒	図9-1-5にJ棟管理区域給排気系統図を示す。 <b>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>																											

変 更 前		補 正 後		変更理由
放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
9-2 液体廃棄施設		9-2 液体廃棄施設		
<p>J棟から発生した廃水並びにL棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水は、本施設の液体廃棄設備で処理までの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く。</p> <p>上記の廃水及び本施設の除染場から発生する廃水は、屋内廃水ピットから屋内廃水タンクに送水する。化学分析室のフード等から発生する器具の洗浄水等は、そのまま屋内廃水タンクに送水する。これらの廃水のうち、ウラン等の低減が必要な廃水は、ウラン濃度等の調整を行い屋内廃水ピットから屋内廃水タンクに送水又は廃水処理装置により処理を行い屋内廃水タンクに送水する。屋内廃水タンクに貯留する廃水は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫からJ棟に受け入れ、分析又は詰め替えが終了した廃油（注）、また、管理区域内で発生するウラン等を含んだ廃油は、廃油保管庫に運搬する。</p> <p>廃水及びウラン等を含んだ廃油は所定の容器に入れ、運搬又は処理までの間、また、廃油保管庫からJ棟に受け入れた廃油は、分析又は詰め替えが終了するまでの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く。</p> <p>なお、廃油保管庫からJ棟に受け入れた廃油の詰め替えを行う場合は、除染場で行う。</p> <p>（注）使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する廃油を含む。</p>		<p>J棟から発生した廃水並びにL棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水は、本施設の液体廃棄設備で処理までの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く。</p> <p>上記の廃水及び本施設の除染場から発生する廃水は、屋内廃水ピットから屋内廃水タンクに送水する。化学分析室のフード等から発生する器具の洗浄水等は、そのまま屋内廃水タンクに送水する。これらの廃水のうち、ウラン等の低減が必要な廃水は、ウラン濃度等の調整を行い屋内廃水ピットから屋内廃水タンクに送水又は廃水処理装置により処理を行い屋内廃水タンクに送水する。屋内廃水タンクに貯留する廃水は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫からJ棟に受け入れ、分析又は詰め替えが終了した廃油（注）若しくは管理区域内で発生するウラン等を含んだ廃油は、廃油保管庫に運搬するか、又は施設内の水蒸気改質処理試験装置の試料として供試する。</p> <p>廃水及びウラン等を含んだ廃油は所定の容器に入れ、運搬、処理又は試料として供試するまでの間、また、廃油保管庫からJ棟に受け入れた廃油は、分析、詰め替えの終了又は試料として供試するまでの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く。</p> <p>なお、廃油保管庫からJ棟に受け入れた廃油の詰め替えを行う場合は、除染場で行う。</p> <p>（注）使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する廃油を含む。</p>		
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)		9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)		
9-2-2 液体廃棄施設の構造		9-2-2 液体廃棄施設の構造		
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（表現の見直し）</li> <li>・施設内で発生した廃油及び廃油保管庫の廃油を水蒸気改質処理試験装置の試料として使用するため</li> <li>・記載の適正化（表現の見直し）</li> </ul>
J棟	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		
補修調整室		約 436	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	

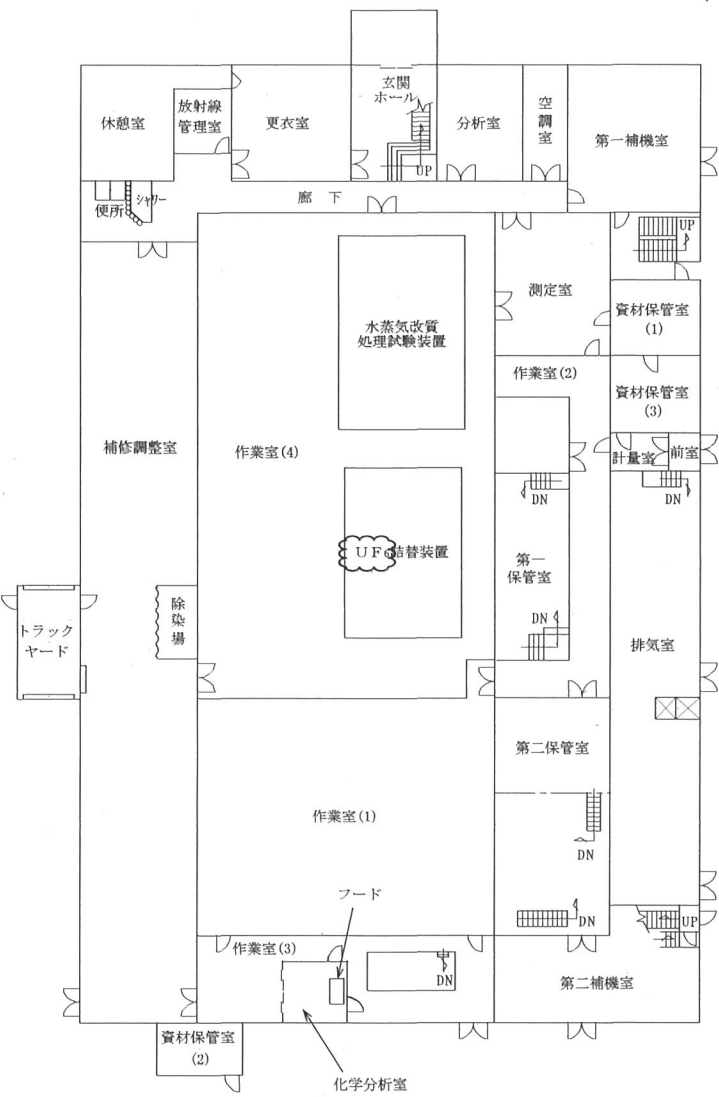



変 更 前				補 正 後				変更理由																
化学分析室		約 23	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	化学分析室		約 23	「7-2 使用施設の構造」と同じ。																	
屋内廃水ピット		—	ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装	屋内廃水ピット		—	ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装																	
作業室(3)ピット		—	エポキシ樹脂塗装	作業室(3)ピット		—	エポキシ樹脂塗装																	
<p>9-2-3 液体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内廃水ピット</td> <td>耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m<sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。)</td> </tr> <tr> <td>屋内廃水タンク</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m<sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。</td> </tr> <tr> <td>廃水処理装置</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。</td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄設備の名称	仕 様	屋内廃水ピット	耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m <sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。)	屋内廃水タンク	耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m <sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。	廃水処理装置	耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。	<p>9-2-3 液体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内廃水ピット</td> <td>耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m<sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。) <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> <tr> <td>屋内廃水タンク</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m<sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> <tr> <td>廃水処理装置</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				液体廃棄設備の名称	仕 様	屋内廃水ピット	耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m <sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。) <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	屋内廃水タンク	耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m <sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	廃水処理装置	耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等を行わない）</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等を行わない）</p> <p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等を行わない）</p>
液体廃棄設備の名称	仕 様																							
屋内廃水ピット	耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m <sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。)																							
屋内廃水タンク	耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m <sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。																							
廃水処理装置	耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。																							
液体廃棄設備の名称	仕 様																							
屋内廃水ピット	耐震設計：水平震度 0.2 補修調整室 1 m <sup>3</sup> × 1 基 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼内張りにエポキシ樹脂塗装 (廃水は、屋内廃水ピットの受入口から入れる。) <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																							
屋内廃水タンク	耐震設計：水平震度 0.24 作業室(3)ピット 7 m <sup>3</sup> × 2 基 繊維強化プラスチック (FRP)  図 9-2-2 に廃水処理系統図を、図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																							
廃水処理装置	耐震設計：水平震度 0.24 補修調整室 小型濃縮処理装置、反応・沈降分離槽、吸着塔、脱水装置等  図 9-2-3 に液体廃棄設備の配置図を、図 9-2-4 に廃水処理装置のフローシートを示す。 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																							



変 更 前		補 正 後		変更理由				
フード	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。 図9-2-3に液体廃棄設備の配置図を示す。	フード	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。 図9-2-3に液体廃棄設備の配置図を示す。					
除染設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	除染設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。					
クレーン	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	クレーン	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。					
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。					
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。					
<p>9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>固体廃棄施設の位置</td> <td> <p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設)であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p> </td> </tr> </table>		固体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設)であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p>		<p>9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>固体廃棄施設の位置</td> <td> <p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。<u>このうち、第二保管室の所定の位置に、水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶を保管する。</u> 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を、<u>図9-3-3に第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図</u>を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設<u>のウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設</u>であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p> </td> </tr> </table>		固体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。<u>このうち、第二保管室の所定の位置に、水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶を保管する。</u> 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を、<u>図9-3-3に第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図</u>を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設<u>のウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設</u>であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p>
固体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設)であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p>							
固体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「7-1使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。<u>このうち、第二保管室の所定の位置に、水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶を保管する。</u> 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を、<u>図9-3-3に第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図</u>を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設<u>のウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設</u>であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。</p>							

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	J棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	
補修調整室		約 436	保管能力：200 L ドラム缶換算で 80 本 <sup>(注)</sup>	補修調整室		約 436	保管能力：200 L ドラム缶換算で 80 本 <sup>(注)</sup>	
第一保管室		約 83		第一保管室		約 83		
第二保管室		約 133	保管能力：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	第二保管室		約 133	保管能力：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
資材保管室 (3)		約 33	保管能力：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	資材保管室 (3)		約 33	保管能力：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

変更前	補正後	変更理由
		<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>
<p>図7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	<p>図7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	

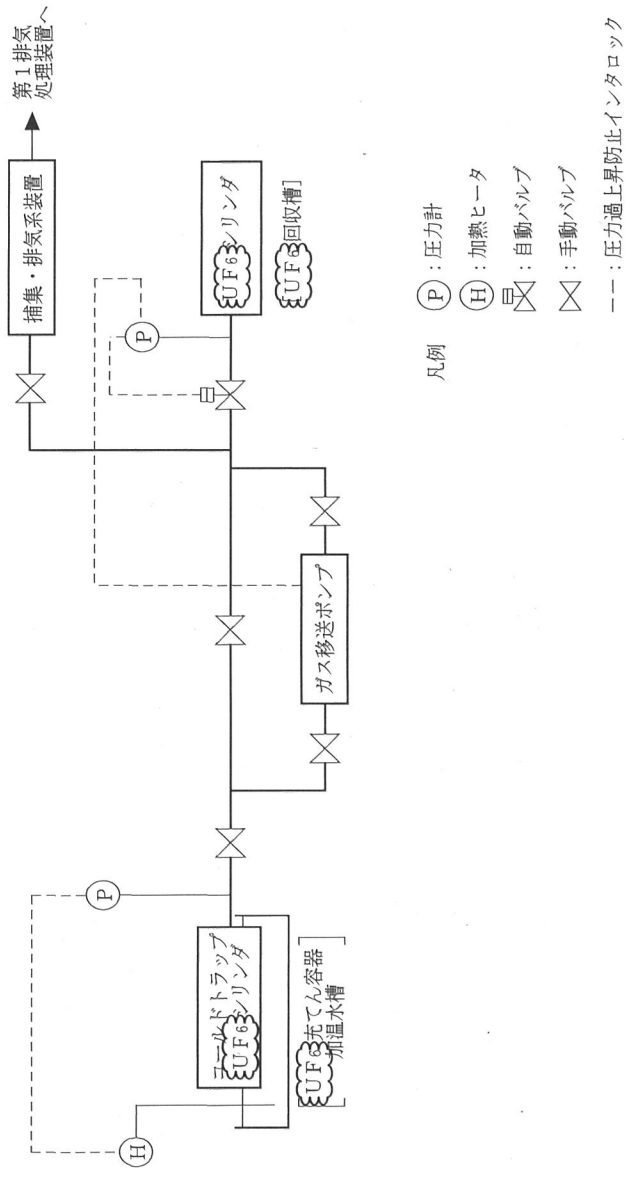


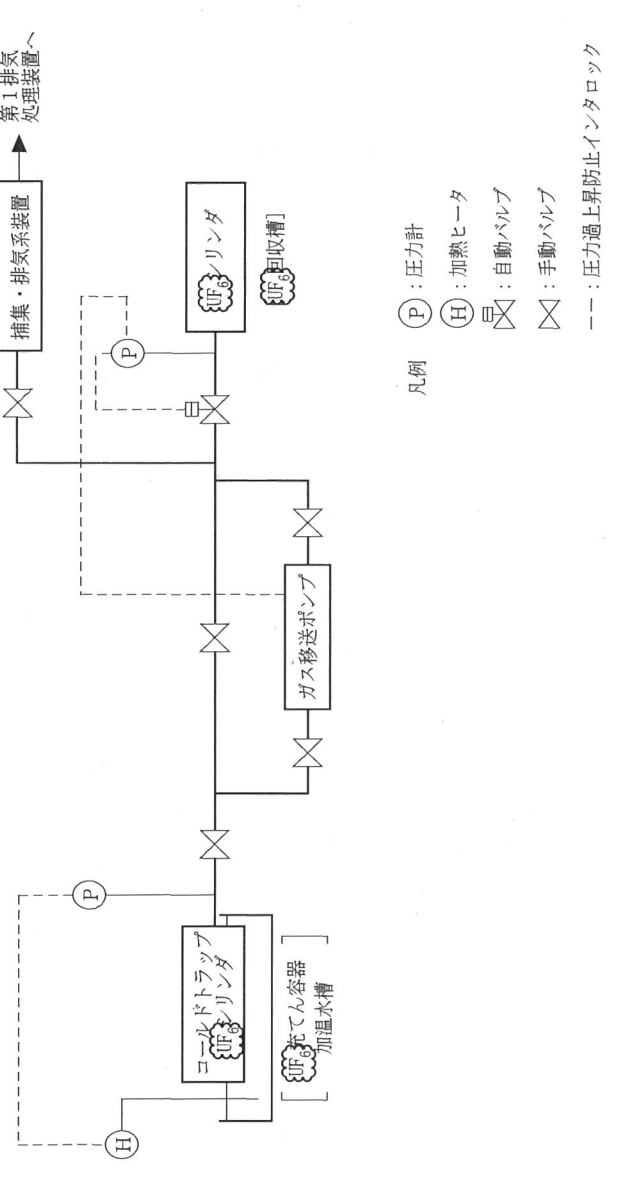


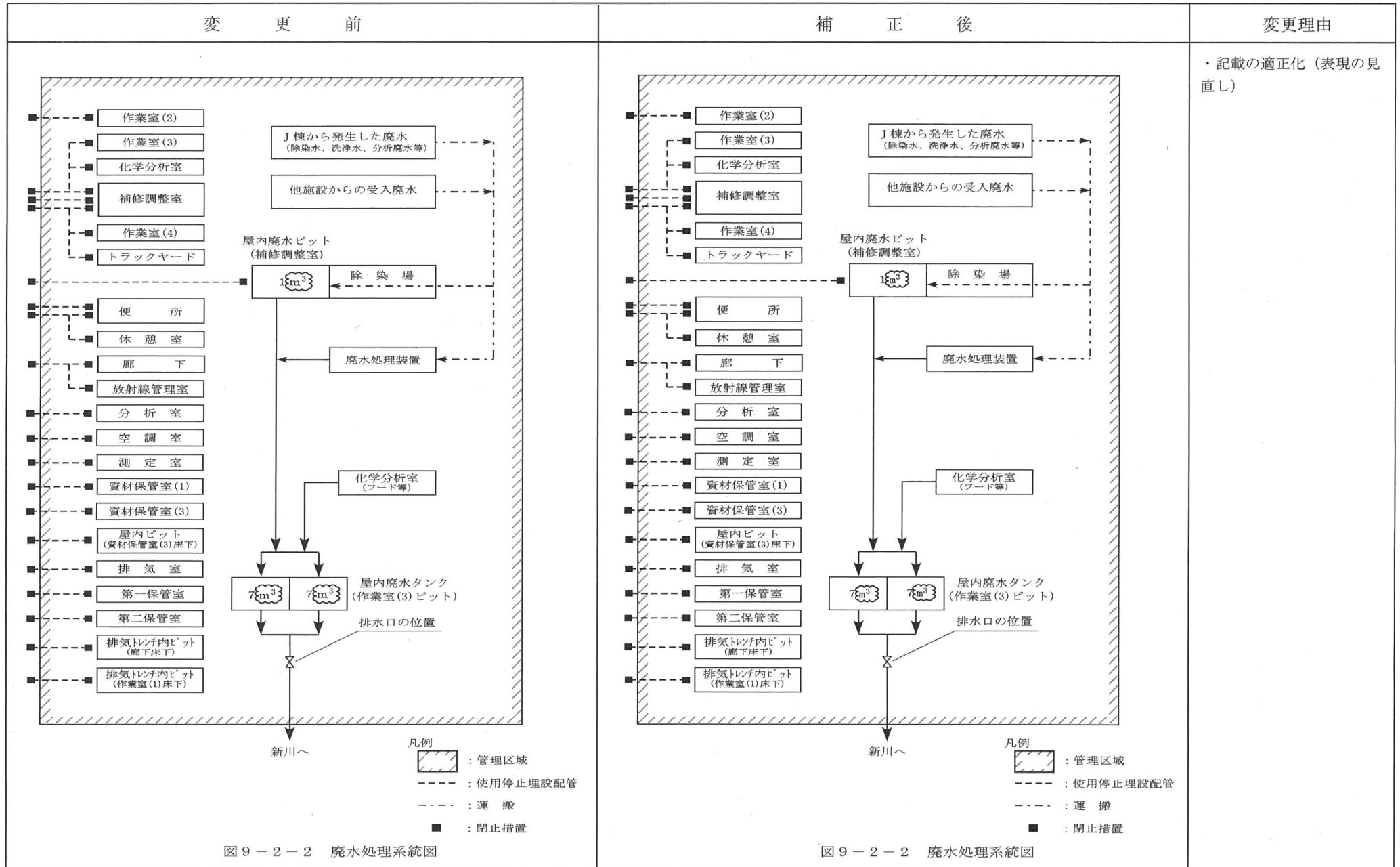
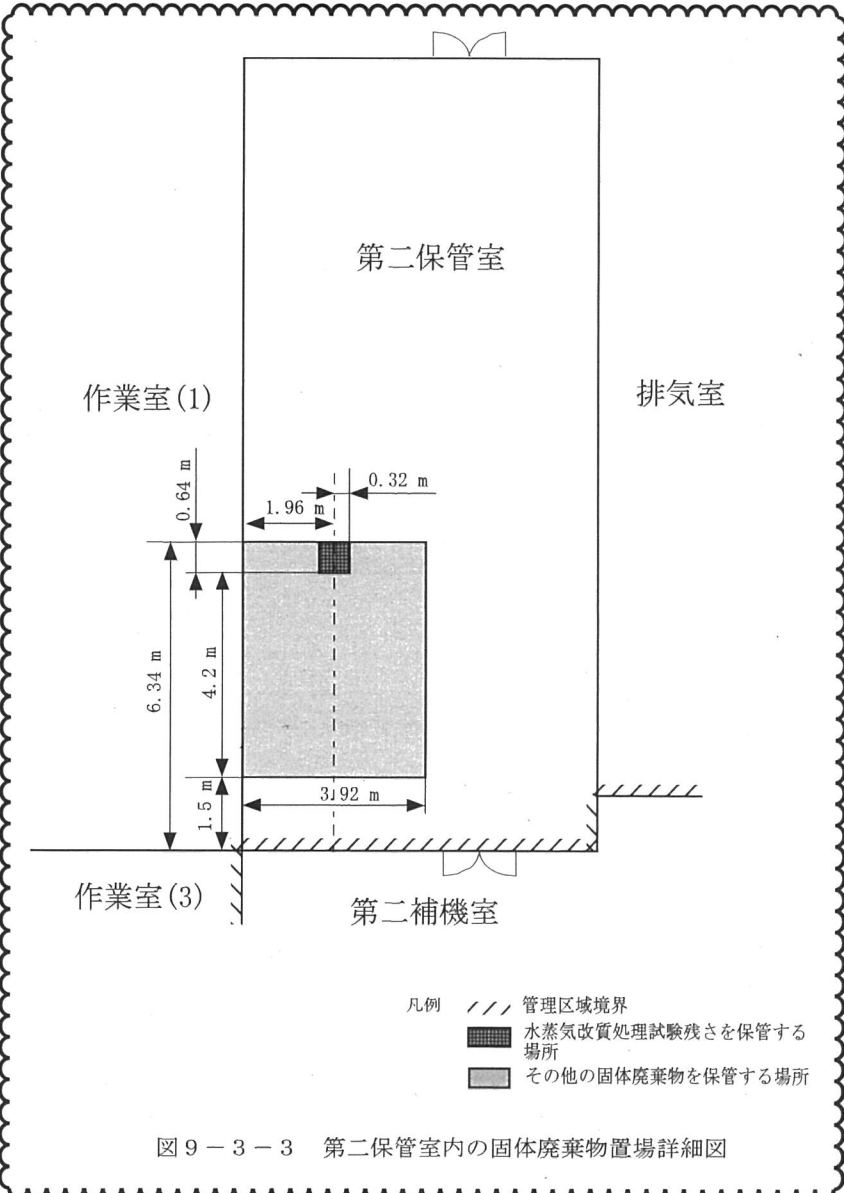



変更前	修正後	変更理由
 <p>凡例          (P) : 圧力計          (H) : 加熱ヒータ   : 自動バルブ   : 手動バルブ          --- : 圧力過上昇防止インタロック</p>	 <p>凡例          (P) : 圧力計          (H) : 加熱ヒータ   : 自動バルブ   : 手動バルブ          --- : 圧力過上昇防止インタロック</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

図7-3-2 UF6替装置フローシート

図7-3-2 UF6替装置フローシート



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 管理区域境界</li> <li> 水蒸気改質処理試験残さを保管する場所</li> <li> その他の固体廃棄物を保管する場所</li> </ul> <p>図 9 - 3 - 3 第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図</p>	<p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことにより発生する残さの保管場所を明確にするため</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機（安）101（平成27年1月19日付け26原機（安）106をもって修正）及び平成28年3月31日付け27原機（安）061（平成28年5月31日付け28原機（安）012をもって修正）をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に5 mSvを超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概 要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備</p> <p>本施設において、ウランを取扱う区域及び放射性廃棄物を施設外に運搬、本施設で処理、廃油の分析又は詰め替えまでの間、施設内に置く場所は全て管理区域を設定し、外気及び非管理区域とは気密構造の境界によって区画する。管理区域は給排気設備によって外気及び非管理区域に対して負圧に保ち、ワンスルー方式によって換気を行う。</p> <p>管理区域の給排気設備は次の2系統に区分し、それぞれの排気を排気筒（地上高約15 m）に集め屋外に排出する。</p> <p>① 第1排気処理系統 ② 第2排気処理系統</p> <p>管理区域は非管理区域及び外気に対して負圧を保ち、さらに六ふっ化ウラン（以下「UF<sub>6</sub>」）と表記する。）の取扱量が多い区域の負圧を大きくして、万一UF<sub>6</sub>が装置外に漏れ出た場合でもウランによる汚染の範囲を拡大しないようにする。</p> <p>また、屋外環境のウランによる汚染を防止するため、管理区域内の空気は全て高性能エアフィルタを含む排気処理装置を通して屋外に排出する。</p> <p>建家の排気総量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、UF<sub>6</sub>詰替装置及び水蒸気改質処理試験装置で使用する天然ウランの比放射能を 2.615×10<sup>4</sup> Bq/gU、廃水処理装置で処理する廃水中の使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を 7×10<sup>4</sup> Bq/gUとすると排気筒出口の放射性物質濃度は、</p> $\left\{ \left( 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}^{(註1)} + 3.24 \times 10^{-6} \text{ gU/h}^{(註2)} \right) \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU} + 4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h}^{(註3)} \times 7 \times 10^4 \text{ Bq/gU} \right\} \angle (121 \ 800 \text{ m}^3/\text{h} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3)$ $= 2.65 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、この数値が最も厳しいU-234によるものとしても、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）の周辺監視区域外の空気中の濃度限度 <math>1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3</math> よりも十分に小さい。</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機（安）101（平成27年1月19日付け26原機（安）106をもって修正）及び平成28年3月31日付け27原機（安）061（平成28年5月31日付け28原機（安）012をもって修正）をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に5 mSvを超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概 要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備</p> <p>本施設において、ウランを取扱う区域及び放射性廃棄物を施設外に運搬、本施設で処理、廃油の分析又は詰め替えまでの間、施設内に置く場所は全て管理区域を設定し、外気及び非管理区域とは気密構造の境界によって区画する。管理区域は給排気設備によって外気及び非管理区域に対して負圧に保ち、ワンスルー方式によって換気を行う。</p> <p>管理区域の給排気設備は次の2系統に区分し、それぞれの排気を排気筒（地上高約15 m）に集め屋外に排出する。</p> <p>① 第1排気処理系統 ② 第2排気処理系統</p> <p>管理区域は非管理区域及び外気に対して負圧を保ち、さらに六ふっ化ウラン（以下「UF<sub>6</sub>」）と表記する。）の取扱量が多い区域の負圧を大きくして、万一UF<sub>6</sub>が装置外に漏れ出た場合でもウランによる汚染の範囲を拡大しないようにする。</p> <p>また、屋外環境のウランによる汚染を防止するため、管理区域内の空気は全て高性能エアフィルタを含む排気処理装置を通して屋外に排出する。</p> <p>建家の排気総量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、UF<sub>6</sub>詰替装置で使用する天然ウランの比放射能を 2.615×10<sup>4</sup> Bq/gU、水蒸気改質処理試験装置で使用する試料中及び廃水処理装置で処理する廃水中の使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を 7×10<sup>4</sup> Bq/gUとすると排気筒出口の放射性物質濃度は、</p> $\left\{ 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}^{(註1)} \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU} + \left( 3.78 \times 10^{-7} \text{ gU/h}^{(註2)} + 4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h}^{(註3)} \right) \times 7 \times 10^4 \text{ Bq/gU} \right\} \angle (121 \ 800 \text{ m}^3/\text{h} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3)$ $= 2.60 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、この数値が最も厳しいU-232によるものとしても、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）の周辺監視区域外の空気中の濃度限度 <math>4 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3</math> よりも十分に小さい。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p> <p>・記載の適正化（誤記修正）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(注1) : 根拠は1.2.1項に記載。                      (注2) : 根拠は1.2.2項に記載。                      (注3) : 根拠は1.2.3項に記載。</p> <p>1.2.1 UF<sub>6</sub> 詰替装置</p> <p>UF<sub>6</sub>詰替装置で使用する核燃料物質の主な化学形態としてはUF<sub>6</sub>であり、厳密な気密試験を行った金属製容器、機器及び配管内で大気と接触しない状態で取扱う。                      UF<sub>6</sub>は本施設外から固体状で金属製容器(コールドトラップ、UF<sub>6</sub>シリンダ)に入れて搬入する。                      UF<sub>6</sub>詰替装置では、搬入したコールドトラップ及びUF<sub>6</sub>シリンダを当該装置に取付け、UF<sub>6</sub>を大気圧以下で気化して別のUF<sub>6</sub>シリンダに固化捕集した後、回収したUF<sub>6</sub>は東海事業所第2ウラン貯蔵庫に運搬し保管する。                      この操作中のUF<sub>6</sub>の圧力は大気圧以下であり、また、放射線業務従事者がコールドトラップ及びUF<sub>6</sub>シリンダの取付け、取外しを行う場合は、当該部分を事前に真空引き及び窒素パージによってUF<sub>6</sub>を取除いた後、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、平常作業状態ではUF<sub>6</sub>の漏えいによる放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はほとんどない。                      装置の補修のため機器類を取外す場合、操作上機器又は配管の着脱が必要な場合等においては、放射線業務従事者は取外す部分を事前に真空引き及び窒素パージによってUF<sub>6</sub>を取除き、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから分解作業を行う。                      補修作業は可能な限り機器を除染してから行う。除染作業を行う場合、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから行う。                      当該装置において流通したUF<sub>6</sub>気体はコールドトラップ(1段)によって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。排気処理装置には高性能エアフィルタを設置しUF<sub>6</sub>の加水分解によって生じたUO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>をろ過してウラン濃度低減を行う。                      UF<sub>6</sub>詰替装置プロセス概略フローシートを図1-1に示す。図内の一覧表に示すようにUF<sub>6</sub>気体に対する捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を99.9%、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9%、UF<sub>6</sub>の蒸気圧確認作業に伴う装置内のウラン量を、安全側にみて30gUF<sub>6</sub>(20.3gU)とし、10分(0.17h)で回収できるとした場合、建家外に排出されるウラン量は、  <math display="block">(20.3 \text{ gU}/0.17 \text{ h}) \times (1 - 0.999) \times (1 - 0.999)</math> <math display="block">= 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}</math>                     となる。</p> <p>1.2.2 水蒸気改質処理試験装置</p> <p>水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理に係る試験において、発生する試料残渣をビニル袋等に収納してドラム缶に封入する作業時は、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行う。</p>	<p>(注1) : 根拠は1.2.1項に記載。                      (注2) : 根拠は1.2.2項に記載。                      (注3) : 根拠は1.2.3項に記載。</p> <p>1.2.1 UF<sub>6</sub>詰替装置</p> <p>UF<sub>6</sub>詰替装置で使用する核燃料物質の主な化学形態としてはUF<sub>6</sub>であり、厳密な気密試験を行った金属製容器、機器及び配管内で大気と接触しない状態で取扱う。                      UF<sub>6</sub>は本施設外から固体状で金属製容器であるコールドトラップ又はUF<sub>6</sub>シリンダ(以下「UF<sub>6</sub>充てん容器」という。)に入れて搬入する。                      UF<sub>6</sub>詰替装置では、搬入したUF<sub>6</sub>充てん容器を当該装置に取付け、UF<sub>6</sub>を大気圧以下で気化して別のUF<sub>6</sub>充てん容器に固化捕集した後、回収したUF<sub>6</sub>は東海事業所第2ウラン貯蔵庫に運搬し保管する。                      この操作中のUF<sub>6</sub>の圧力は大気圧以下であり、また、放射線業務従事者がUF<sub>6</sub>充てん容器の取付け、取外しを行う場合は、当該部分を事前に真空引き及び窒素パージによってUF<sub>6</sub>を取除いた後、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、平常作業状態ではUF<sub>6</sub>の漏えいによる放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はほとんどない。                      装置の補修のため機器類を取外す場合、操作上機器又は配管の着脱が必要な場合等においては、放射線業務従事者は取外す部分を事前に真空引き及び窒素パージによってUF<sub>6</sub>を取除き、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから分解作業を行う。                      補修作業は可能な限り機器を除染してから行う。除染作業を行う場合、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから行う。                      当該装置において流通したUF<sub>6</sub>気体はコールドトラップ(1段)によって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。排気処理装置には高性能エアフィルタを設置しUF<sub>6</sub>の加水分解によって生じたUO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>をろ過してウラン濃度低減を行う。                      UF<sub>6</sub>詰替装置プロセス概略フローシートを図1-1に示す。図内の一覧表に示すようにUF<sub>6</sub>気体に対する捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を99.9%、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9%、UF<sub>6</sub>の蒸気圧確認作業に伴う装置内のウラン量を、安全側にみて30gUF<sub>6</sub>(20.3gU)とし、10分(0.17h)で回収できるとした場合、建家外に排出されるウラン量は、  <math display="block">(20.3 \text{ gU}/0.17 \text{ h}) \times (1 - 0.999) \times (1 - 0.999)</math> <math display="block">= 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}</math>                     となる。</p> <p>1.2.2 水蒸気改質処理試験装置</p> <p>水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理に係る試験において供試する試料はウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油であり、本試料中のウラン量は合計で12 600 gU(分析値: 10 090 gU)、保管容器1本当たりの最大ウラン量は1 200 gU(分析値: 964 gU)、保管容器1本当たりの最大ウラン濃度は6.3 gU/L(分析値: 5.2 gU/L)(いずれも分析値に基づき保守的に設定した値)である。なお、本試験において発生する試料残渣を樹脂製容器に回収してドラム缶に収納する作業時は、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行う。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うための試料の明確化</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>水蒸気改質処理試験装置から発生する気体状の放射性物質は、装置内のガス化装置、反応装置及び排ガス処理装置により捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置プロセス概略フローシートを図1-2に示す。図内の一覧表に示すようにガス化装置の高温フィルタの捕集効率を 80 %、反応装置出口の捕集効率を 99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %とし、当該試験装置での使用量を、安全側に見て1日12時間当たり最大 1 940 gU（試料容器の最大容量は 36 L、試料の最大ウラン濃度は 53.8 gU/L）とすると、建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(1\ 940\ \text{gU/日}) \times (1 - 0.80) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.999)}{12\ \text{h/日}}$ $= 3.24 \times 10^{-6}\ \text{gU/h}$ <p>となる。</p> <p>1.2.3 廃水処理装置</p> <p>補修調整室の廃水処理装置の運転に係る作業において、発生するスラッジ及び廃吸着剤をポリエチレン容器及びカートンボックスに入れてドラム缶に封入する作業時は、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講ずる。</p> <p>廃水処理装置から発生する排気は、補修調整室内に設置する廃水処理装置用高性能エアフィルタによって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>なお、空気中への移行率を<math>10^{-4}</math>、廃水処理装置用高性能エアフィルタの捕集効率を99.97 %、排気処理装置の高性能エアフィルタの捕集効率を 99 %とし、廃水処理装置での処理量は安全をみて、最大値3 500 gU/日とすると建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(3\ 500\ \text{gU/日}) \times (10^{-4}) \times (1 - 0.9997) \times (1 - 0.99)}{1\ \text{日}}$ $= 1.05 \times 10^{-6}\ \text{gU/日}$ $= 4.38 \times 10^{-8}\ \text{gU/h}$ <p>となる。</p> <p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (省略)</p> <p>1.4 分析用フード (省略)</p> <p>1.5 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別な許可のある場合以外は使用しない。</li> <li>管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</li> <li>管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</li> <li>管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</li> </ol>	<p>水蒸気改質処理試験装置から発生する気体状の放射性物質は、装置内のガス化装置、反応装置及び排ガス処理装置により捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置プロセス概略フローシートを図1-2に示す。図内の一覧表に示すようにガス化装置の高温フィルタの捕集効率を 80 %、反応装置出口の捕集効率を 99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %とし、当該試験装置での使用量を、安全側に見て1日24時間当たり最大 453.6 gU（試料容器の最大容量は 36 L、<u>1日の最大使用量は 72 L</u>、試料の最大ウラン濃度は <u>6.3 gU/L</u>）とすると、建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(453.6\ \text{gU/日}) \times (1 - 0.80) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.999)}{24\ \text{h/日}}$ $= 3.78 \times 10^{-7}\ \text{gU/h}$ <p>となる。</p> <p>1.2.3 廃水処理装置</p> <p>補修調整室の廃水処理装置の運転に係る作業において、発生するスラッジ及び廃吸着剤をポリエチレン容器及びカートンボックスに入れてドラム缶に封入する作業時は、放射線業務従事者は半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講ずる。</p> <p>廃水処理装置から発生する排気は、補修調整室内に設置する廃水処理装置用高性能エアフィルタによって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>なお、空気中への移行率を<math>1 \times 10^{-4}</math>、廃水処理装置用高性能エアフィルタの捕集効率を99.97 %、排気処理装置の高性能エアフィルタの捕集効率を 99 %とし、廃水処理装置での処理量は安全をみて、最大値3 500 gU/日とすると建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(3\ 500\ \text{gU/日}) \times (1 \times 10^{-4}) \times (1 - 0.9997) \times (1 - 0.99)}{24\ \text{h/日}}$ $= 4.38 \times 10^{-8}\ \text{gU/h}$ <p>となる。</p> <p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (変更なし)</p> <p>1.4 分析用フード (変更なし)</p> <p>1.5 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別な許可のある場合以外は使用しない。</li> <li>管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</li> <li>管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</li> <li>管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</li> </ol>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・難処理有機廃棄物の処理に係る試験を3交替勤務により行うため</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し及び誤記修正）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由																																												
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>2.1 概要 本施設において使用する核燃料物質は、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン及びその化合物である。また、2.2項より常時立ち入る場所における外部放射線に係る放射線業務従事者の線量限度を十分下回ること、2.3項より固体廃棄施設による管理区域境界での線量限度を十分下回ること、及び2.4項より周辺監視区域外の線量限度を十分下回するため、施設内に遮蔽物は設けていない。</p> <p>2.2 外部被ばくの評価 2.2.1 <u>UF<sub>6</sub></u>の詰め替えに係る作業 本施設で使用する核燃料物質による外部被ばくについては、<u>UF<sub>6</sub></u>詰め装置による<u>UF<sub>6</sub></u>の詰め替え作業において、<u>UF<sub>6</sub></u>を比較的多量に保有する<u>コールドトラップ</u>、<u>UF<sub>6</sub></u>シリンダ周辺作業及び<u>UF<sub>6</sub></u>を充てんした<u>コールドトラップ</u>、<u>UF<sub>6</sub></u>シリンダの運搬作業が考えられ、この作業以外はほとんど問題にならないと考えられる。 <u>UF<sub>6</sub></u>が充てんされている<u>コールドトラップ</u>、<u>UF<sub>6</sub></u>シリンダの<u>金属容器表面の線量率及び容器から0.5 m離れた位置における空間の線量率の実測値は、下表のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">容 器 規 格 ・ 呼 称、他</th> <th rowspan="2">UF<sub>6</sub>量 (kg)</th> <th colspan="2">線量率 (μSv/h)</th> </tr> <tr> <th>容器表面</th> <th>容器から0.5 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給用</td> <td>コールドトラップ (天然ウラン)</td> <td>～ 60</td> <td style="text-align: center;"><u>16</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>供給用</td> <td>米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)</td> <td>～ 25</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>供給用 回収用</td> <td>米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ</td> <td>～ 116</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	容 器 規 格 ・ 呼 称、他	UF <sub>6</sub> 量 (kg)	線量率 (μSv/h)		容器表面	容器から0.5 m	供給用	コールドトラップ (天然ウラン)	～ 60	<u>16</u>	<u>2</u>	供給用	米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)	～ 25	<u>10</u>	<u>1</u>	供給用 回収用	米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ	～ 116	<u>10</u>	<u>1.5</u>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>2.1 概要 本施設において使用する核燃料物質は、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン及びその化合物<u>並びに廃棄物中のウラン及びその化合物<sup>(注)</sup></u>である。また、2.2項より常時立ち入る場所における外部放射線に係る放射線業務従事者の線量限度を十分下回ること、2.3項より固体廃棄施設による管理区域境界での線量限度を十分下回ること、及び2.4項より周辺監視区域外の線量限度を十分下回するため、施設内に遮蔽物は設けていない。</p> <p style="text-align: center;"><u>注) 以下、本添付書類1において特記しない限り、廃棄物中のウラン及びその化合物は、回収ウランを含む。</u></p> <p>2.2 外部被ばくの評価 2.2.1 <u>UF<sub>6</sub></u>の詰め替えに係る作業 本施設で使用する核燃料物質による外部被ばくについては、<u>UF<sub>6</sub></u>詰め装置による<u>UF<sub>6</sub></u>の詰め替え作業において、<u>UF<sub>6</sub></u>を比較的多量に保有する<u>UF<sub>6</sub>充てん容器周辺作業及びUF<sub>6</sub>を充てんしたUF<sub>6</sub>充てん容器の運搬作業</u>が考えられ、この作業以外はほとんど問題にならないと考えられる。  <u>UF<sub>6</sub>が充てんされているUF<sub>6</sub>充てん容器表面の線量率及び容器から0.5 m離れた位置における空間の線量率の実測値は、下表のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">容 器 規 格 ・ 呼 称、他</th> <th rowspan="2">UF<sub>6</sub>量 (kg)</th> <th colspan="2">線量率 (mSv/h)</th> </tr> <tr> <th>容器表面</th> <th>容器から0.5 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給用</td> <td>コールドトラップ (天然ウラン)</td> <td>～ 60</td> <td style="text-align: center;"><u>1.6×10<sup>-2</sup></u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.0×10<sup>-3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>供給用</td> <td>米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)</td> <td>～ 25</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0×10<sup>-2</sup></u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.0×10<sup>-3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>供給用 回収用</td> <td>米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ</td> <td>～ 116</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0×10<sup>-2</sup></u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.5×10<sup>-3</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	容 器 規 格 ・ 呼 称、他	UF <sub>6</sub> 量 (kg)	線量率 (mSv/h)		容器表面	容器から0.5 m	供給用	コールドトラップ (天然ウラン)	～ 60	<u>1.6×10<sup>-2</sup></u>	<u>2.0×10<sup>-3</sup></u>	供給用	米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)	～ 25	<u>1.0×10<sup>-2</sup></u>	<u>1.0×10<sup>-3</sup></u>	供給用 回収用	米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ	～ 116	<u>1.0×10<sup>-2</sup></u>	<u>1.5×10<sup>-3</sup></u>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・記載の適正化 (単位及び表現の見直し)</p>
区分				容 器 規 格 ・ 呼 称、他	UF <sub>6</sub> 量 (kg)	線量率 (μSv/h)																																								
	容器表面	容器から0.5 m																																												
供給用	コールドトラップ (天然ウラン)	～ 60	<u>16</u>	<u>2</u>																																										
供給用	米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)	～ 25	<u>10</u>	<u>1</u>																																										
供給用 回収用	米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ	～ 116	<u>10</u>	<u>1.5</u>																																										
区分	容 器 規 格 ・ 呼 称、他	UF <sub>6</sub> 量 (kg)	線量率 (mSv/h)																																											
			容器表面	容器から0.5 m																																										
供給用	コールドトラップ (天然ウラン)	～ 60	<u>1.6×10<sup>-2</sup></u>	<u>2.0×10<sup>-3</sup></u>																																										
供給用	米国DOT規格 5 Aシリンダ (天然ウラン)	～ 25	<u>1.0×10<sup>-2</sup></u>	<u>1.0×10<sup>-3</sup></u>																																										
供給用 回収用	米国ANSI規格相当品 8 Aシリンダ	～ 116	<u>1.0×10<sup>-2</sup></u>	<u>1.5×10<sup>-3</sup></u>																																										

変更前					補正後					変更理由
	(天然ウラン)					(天然ウラン)				
供給用 回収用	米国DOT規格 10Aシリンダ (天然ウラン)	~ 135	10	1.6	供給用 回収用	米国DOT規格 10 Aシリンダ (天然ウラン)	~ 135	$1.0 \times 10^{-2}$	$1.6 \times 10^{-3}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (単位及び表 現の見直し)</li> </ul>
回収用	米国ANSI規格相当品 30Bシリンダ (天然ウラン)	~2 100	10	5.9	回収用	米国ANSI規格相当品 30 Bシリンダ (天然ウラン)	~2 100	$1.0 \times 10^{-2}$	$5.9 \times 10^{-3}$	
<p>UF<sub>6</sub> 充てん容器周辺での主な作業は、運転中の点検作業等である。ここで、作業場所における線量率は、比較的UF<sub>6</sub> 充てん容器に近い作業を想定し、容器表面から0.5 m離れた位置での値 (30Bシリンダを代表として) とする。また、点検作業等の時間を年間 66.7 時間 (5 分/回×4 回/日×200日) とすると、放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $5.9 \mu\text{Sv/h} \times 66.7 \text{ h} = 394 \mu\text{Sv}$ <p>となる。</p> <p>次に、UF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。</p> <p>J棟の貯蔵施設である東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵するUF<sub>6</sub> 充てん容器のうち、UF<sub>6</sub> の詰め替えの対象となるコールドトラップ、UF<sub>6</sub> シリンダの員数は100本未満であるが、評価上は100本とする。また、当該装置ではUF<sub>6</sub> 充てん容器を1度に5本取付けられるため、貯蔵施設からJ棟への運搬及び詰め替え後の空容器をJ棟から貯蔵施設へ運搬する場合の1回当たりの運搬本数を5本とする。</p> <p>よって、貯蔵施設からJ棟への運搬及びJ棟から貯蔵施設への運搬回数は、</p> $(100 \text{ 本}) \div (5 \text{ 本/回}) \times 2 = 40 \text{ 回}$ <p>UF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業に要する時間は、交換、秤量等の作業時間を含めると、1回当たり5時間 (1 h/本×5本/回) と推定される。年間延べ作業時間は、運搬回数40 回/年を考慮すると、200 hとなる。</p> <p>この運搬作業時における線量率は、ここでは<b>厳しい評価</b>として、容器表面の値 (コールドトラップを代表として) とすると、放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $16 \mu\text{Sv/h} \times 200 \text{ h/年} = 3200 \mu\text{Sv/年}$ <p>となる。</p> <p>また、回収用UF<sub>6</sub> 充てん容器は、30Bシリンダ、8 Aシリンダ及び10Aシリンダであり、回収後にJ棟から貯蔵施設への運搬回数を10回とする。</p> <p>このUF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業に要する時間は、交換、秤量等の作業時間を含めると、1回当たり1時間 (1 h/本×1本/回) と推定される。年間延べ作業時間は、運搬回数10 回/年を考慮すると、10 hとなる。</p> <p>この運搬作業時における線量率は、ここでは<b>厳しい評価</b>として、容器表面の値 (30Bシリンダ) とすると、放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $10 \mu\text{Sv/h} \times 10 \text{ h/年} = 100 \mu\text{Sv/年}$ <p>となる。</p>					<p>UF<sub>6</sub> 充てん容器周辺での主な作業は、運転中の点検作業等である。ここで、作業場所における線量率は、比較的UF<sub>6</sub> 充てん容器に近い作業を想定し、容器表面から0.5 m離れた位置での値 (30 Bシリンダを代表として) とする。また、UF<sub>6</sub> 充てん容器の点検作業等の時間を年間 66.7 時間 (5分/回×4回/日×200日/60分/時間) とすると、点検作業等における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $5.9 \times 10^{-3} \text{ mSv/h} \times 66.7 \text{ h} = 4.0 \times 10^{-1} \text{ mSv/年}$ <p>となる。</p> <p>次に、UF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。</p> <p>J棟の貯蔵施設である東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵するUF<sub>6</sub> 充てん容器のうち、UF<sub>6</sub> の詰め替えの対象となるUF<sub>6</sub> 充てん容器の員数は100本未満であるが、評価上は100本とする。また、当該装置ではUF<sub>6</sub> 充てん容器を1度に5本取付けられるため、貯蔵施設からJ棟への運搬及び詰め替え後の空容器をJ棟から貯蔵施設へ運搬する場合の1回当たりの運搬本数を5本とする。</p> <p>よって、貯蔵施設からJ棟への運搬及びJ棟から貯蔵施設への運搬回数は、</p> $(100 \text{ 本}) \div (5 \text{ 本/回}) \times 2 = 40 \text{ 回}$ <p>UF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業に要する時間は、交換、秤量等の作業時間を含めると、1回当たり5時間 (1 h/本×5本/回) と推定される。年間延べ作業時間は、運搬回数40 回/年を考慮すると、200 hとなる。</p> <p>この運搬作業時における線量率は、ここでは<b>安全側の評価</b>として、容器表面の値 (コールドトラップを代表として) とすると、放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $1.6 \times 10^{-2} \text{ mSv/h} \times 200 \text{ h/年} = 3.2 \text{ mSv/年}$ <p>となる。</p> <p>また、回収用UF<sub>6</sub> 充てん容器は、30 Bシリンダ、8 Aシリンダ及び10 Aシリンダであり、回収後にJ棟から貯蔵施設への運搬回数を10回とする。</p> <p>このUF<sub>6</sub> 充てん容器の運搬作業に要する時間は、交換、秤量等の作業時間を含めると、1回当たり1時間 (1 h/本×1本/回) と推定される。年間延べ作業時間は、運搬回数10 回/年を考慮すると、10 hとなる。</p> <p>この運搬作業時における線量率は、ここでは<b>安全側の評価</b>として、容器表面の値 (30 Bシリンダ) とすると、放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、</p> $1.0 \times 10^{-2} \text{ mSv/h} \times 10 \text{ h/年} = 1.0 \times 10^{-1} \text{ mSv/年}$ <p>となる。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (表現の見直し)</li> <li>記載の適正化 (表現の見直し)</li> <li>記載の適正化 (単位の見直し)</li> <li>記載の適正化 (表現の見直し)</li> <li>記載の適正化 (単位の見直し)</li> </ul>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>よって、UF<sub>6</sub> 詰替装置に係る作業について、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は <u>3.694 μSv/年</u>となる。</p> <p>2.2.2 廃油の分析又は詰め替えに係る作業                      放射性廃棄物による外部被ばくについては、ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油の分析又は詰め替えに係る作業が考えられ、この作業以外はほとんど問題にならないと考えられる。                      廃油保管庫から受け入れた廃油の分析又は詰め替えに係る主な作業は、廃油保管庫と J 棟間における廃油の運搬作業並びに J 棟に受け入れた廃油の試料採取作業及び当該試料の分析作業並びに詰め替え作業である。これら作業のうち、分析作業で取扱う廃油は少量であり外部被ばくは無視できるため、ここでは廃油の運搬作業、試料採取作業又は詰め替え作業について検討する。                      なお、取扱うドラム缶表面の線量率の<u>推算値</u>は、<u>0.2 μSv/h</u>である。                      初めに、廃油の運搬作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟で分析又は詰め替えする廃油ドラム缶の員数を、廃油保管庫における200Lドラム缶換算の保管能力である144本とする。また、当該ドラム缶を廃油保管庫から J 棟へ運搬する場合、廃油の分析又は詰め替え後に J 棟から廃油保管庫へ運搬する場合の1回当たりの運搬本数を4本とする。                      よって、廃油保管庫から J 棟への運搬及び J 棟から廃油保管庫への運搬回数は、  <math>(144 \text{ 本/年}) / (4 \text{ 本/回}) \times 2 = 72 \text{ 回/年}</math>                      廃油ドラム缶の運搬作業に要する時間は、1回当たり2時間(30分/本 × 4本/回)とすると、年間延べ作業時間は、運搬回数72回/年を考慮すると、144hとなる。                      この運搬作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>0.2 \mu\text{Sv/h} \times 144 \text{ h/年} \approx 29 \mu\text{Sv/年}</math>                      となる。                      次に、廃油の試料採取作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟に受け入れた廃油から、分析のための試料採取作業に要する時間は、廃油の攪拌、鎮静等の作業時間を含めドラム缶1本当たり30分とすると、年間延べ作業時間は、ドラム缶の試料採取本数144本/年を考慮すると、72hとなる。                      試料採取作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>0.2 \mu\text{Sv/h} \times 72 \text{ h/年} \approx 15 \mu\text{Sv/年}</math>                      となる。                      次に、廃油の詰め替え作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟に受け入れた廃油の詰め替え作業に要する時間は、ドラム缶移動の作業時間を含めドラム缶1本当たり3時間とすると、年間延べ作業時間は、廃油の詰め替え本数10本/年を考慮とすると、30hとなる。                      詰め替え作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>0.2 \mu\text{Sv/h} \times 30 \text{ h/年} = 6 \mu\text{Sv/年}</math>                      となる。                      よって、廃油の分析又は詰め替えに係る作業について、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は<u>50 μSv/年</u>となる。</p>	<p>よって、UF<sub>6</sub> 詰替装置に係る作業について、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は <u>3.7 mSv/年</u>となる。</p> <p>2.2.2 廃油の分析又は詰め替えに係る作業                      放射性廃棄物による外部被ばくについては、ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油の分析又は詰め替えに係る作業が考えられ、この作業以外はほとんど問題にならないと考えられる。                      廃油保管庫から受け入れた廃油の分析又は詰め替えに係る主な作業は、廃油保管庫と J 棟間における廃油の運搬作業並びに J 棟に受け入れた廃油の試料採取作業及び当該試料の分析作業並びに詰め替え作業である。これら作業のうち、分析作業で取扱う廃油は少量であり外部被ばくは無視できるため、ここでは廃油の運搬作業、試料採取作業又は詰め替え作業について検討する。                      なお、取扱うドラム缶表面の線量率の<u>実測値</u>は、<u>2.0×10<sup>-4</sup> mSv/h</u>である。                      初めに、廃油の運搬作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟で分析又は詰め替えする廃油ドラム缶の員数を、廃油保管庫における200Lドラム缶換算の保管能力である144本とする。また、当該ドラム缶を廃油保管庫から J 棟へ運搬する場合、廃油の分析又は詰め替え後に J 棟から廃油保管庫へ運搬する場合の1回当たりの運搬本数を4本とする。                      よって、廃油保管庫から J 棟への運搬及び J 棟から廃油保管庫への運搬回数は、  <math>(144 \text{ 本/年}) / (4 \text{ 本/回}) \times 2 = 72 \text{ 回/年}</math>                      廃油ドラム缶の運搬作業に要する時間は、1回当たり2時間(30分/本 × 4本/回)とすると、年間延べ作業時間は、運搬回数72回/年を考慮すると、144hとなる。                      この運搬作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>2.0 \times 10^{-4} \text{ mSv/h} \times 144 \text{ h/年} \approx 2.9 \times 10^{-2} \text{ mSv/年}</math>                      となる。                      次に、廃油の試料採取作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟に受け入れた廃油から、分析のための試料採取作業に要する時間は、廃油の攪拌、鎮静等の作業時間を含めドラム缶1本当たり30分とすると、年間延べ作業時間は、ドラム缶の試料採取本数144本/年を考慮すると、72hとなる。                      試料採取作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>2.0 \times 10^{-4} \text{ mSv/h} \times 72 \text{ h/年} \approx 1.5 \times 10^{-2} \text{ mSv/年}</math>                      となる。                      次に、廃油の詰め替え作業時における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。                      J 棟に受け入れた廃油の詰め替え作業に要する時間は、ドラム缶移動の作業時間を含めドラム缶1本当たり3時間とすると、年間延べ作業時間は、廃油の詰め替え本数10本/年を考慮とすると、30hとなる。                      詰め替え作業時における放射線業務従事者の年間の外部被ばくによる線量は、  <math>2.0 \times 10^{-4} \text{ mSv/h} \times 30 \text{ h/年} = 6.0 \times 10^{-3} \text{ mSv/年}</math>                      となる。                      よって、廃油の分析又は詰め替えに係る作業について、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は<u>5.0×10<sup>-2</sup> mSv/年</u>となる。</p>	<p>・記載の適正化 (単位の見直し)</p> <p>・記載の適正化 (誤記修正及び単位の見直し)</p> <p>・記載の適正化 (単位の見直し)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p> <p>2.2.3 固体廃棄物管理に係る作業                      固体廃棄物による外部被ばくについては、保管容器の外観点検等に係る日常点検作業が考えられ、ドラム缶1本当たり平均30 gU (実績値を考慮し、保守側に設定した値) を含む保管容器の点検作業による線量は十分に低い問題にならない。</p> <p>したがって、2.2.1項と2.2.2項の作業の合算値は、  <math>3\ 694\ \mu\text{Sv}/\text{年} + 50\ \mu\text{Sv}/\text{年} = 3\ 744\ \mu\text{Sv}/\text{年}</math>                      となる。</p> <p>この値は線量告示に定められた放射線業務従事者の線量限度 <b>50 mSv/年</b> を大幅に下回っており、作業時間が数倍に増加又はUF<sub>6</sub>の詰め替えに係る作業において詰め替え対象となる充てん容器内のウラン量減少に伴いウランの崩壊生成物による容器表面及び空間の線量率の増加を考慮したとしても、年間の外部被ばくによる線量は前述の線量限度を下回ることになる。実際には作業が特定者に集中することはないので、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は合算値を大幅に下回り安全上問題ないと考えられる。</p>	<p>2.2.3 <u>水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理試験に係る作業</u>  <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした、水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理試験における放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。</u>  <u>処理試験は通常、3交替勤務による24時間/日の処理試験を1週間又は2週間連続で実施(土曜日及び日曜日は停止)した後、1週間の装置メンテナンス(残さ回収及び保管作業を含む。)を実施するスケジュールにより行われる。処理試験日数を年間134日、装置メンテナンス日数を年間67日(合計201日作業)、1作業者の作業時間を8時間/日とすると処理試験に係る時間は、</u>  <math>8\ \text{h}/\text{日} \times 201\ \text{日}/\text{年} = 1\ 608\ \text{h}/\text{年}</math>  <u>処理試験中は、水蒸気改質処理試験装置に試料を供給する以外は主に制御盤等により、温度、圧力等の監視を行う作業であり、試料から離れており試料からの線量の影響を受けないが保守的に常時試料を取り扱っているものとして評価する。取り扱うドラム缶表面の線量率は前項に示すとおり<math>2.0 \times 10^{-4}\ \text{mSv}/\text{h}</math>である。</u>  <u>以上のことから、水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理試験について、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は、</u>  <math>2.0 \times 10^{-4}\ \text{mSv}/\text{h} \times 1\ 608\ \text{h}/\text{年} = 3.3 \times 10^{-1}\ \text{mSv}/\text{年}</math>  <u>となる。</u></p> <p>2.2.4 固体廃棄物管理に係る作業                      固体廃棄物による外部被ばくについては、保管容器の外観点検等に係る日常点検作業が考えられ、<u>水蒸気改質処理試験により発生した残さを除くドラム缶1本当たり平均30 gU (実績値を考慮し、保守側に設定した値) を含む保管容器の点検作業による線量は十分に低い問題にならない。また、水蒸気改質処理試験により発生した残さを収納したドラム缶は1本であり、最終的には12 600 gU (分析値に基づき保守的に設定した値) を含むが、1本のドラム缶の点検作業に要する時間は数分であり、外部被ばくは十分低く線量は無視できる。</u></p> <p>2.2.5 <u>施設内の作業における外部被ばくの評価</u>  <u>施設内の作業における外部被ばくは、2.2.1項、2.2.2項及び2.2.3項の合算値となり、</u>  <math>3.7\ \text{mSv}/\text{年} + 5.0 \times 10^{-2}\ \text{mSv}/\text{年} + 3.3 \times 10^{-1}\ \text{mSv}/\text{年} = 4.1\ \text{mSv}/\text{年}</math>                      となる。</p> <p>この値は線量告示に定められた放射線業務従事者の線量限度<b>100 mSv/5年</b>かつ<b>50 mSv/年</b>を大幅に下回っており、作業時間が数倍に増加又はUF<sub>6</sub>の詰め替えに係る作業において詰め替え対象となる充てん容器内のウラン量減少に伴いウランの崩壊生成物による容器表面及び空間の線量率の増加を考慮したとしても、年間の外部被ばくによる線量は前述の線量限度を下回ることになる。実際には作業が特定者に集中することはないので、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量は合算値を大幅に下回り安全上問題ないと考えられる。</p>	<p>・廃油保管庫に保管廃棄中の廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p> <p>・記載の適正化 (項目番号の変更)                      ・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことによる評価点の見直し                      ・記載の適正化 (記載の明確化のための表題の追加) 及び外部被ばく評価の見直し                      ・記載の適正化 (表現の見直し)</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>また、遠心分離機その他の機械の除染・補修作業を行う場合は、直接汚染機器を取扱うが、このときの残存核燃料物質量はmg量であり、外部被ばくによる線量は問題にならない。</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)の中から、管理区域境界からの線源までの距離、壁厚、固体廃棄物の保管量、核燃料物質の量等を考慮し、線量率が最も高くなる第二保管室を代表とする。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点からの距離があることから考慮しない。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 第二保管室には、200 Lドラム缶換算で40本の固体廃棄物を保管するエリアがあり、固体廃棄物の内蔵放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源を固体廃棄物中の核燃料物質とする。 廃棄物中の核燃料物質は保守的に回収ウランとして評価する。線源量は、ドラム缶1本当たり平均1 500 gU (吸着剤の能力から保守側に設定した値)を含むものと仮定した廃水処理装置から発生するスラッジ並びに廃吸着剤を収納したドラム缶2本及びドラム缶1本当たり平均30 gUを含むものと仮定したその他の固体廃棄物を収納したドラム缶40本を保管するものとし、厳しい評価結果を与えるように設定する。</p> <p>また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。 なお、評価に当たっては、図2-1に示す核燃料物質及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁(コンクリート、12 cm厚)等による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード(QAD)を用いて直接線による線量率を求める。 実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub. 74<sup>(1)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF<sub>6</sub>充てん容器及び廃棄物収納容器並びにコンクリート製壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm<sup>3</sup>、コンクリートの密度は2.05 g/cm<sup>3</sup>とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい第二保管室の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価モデルを図2-2及び図2-3に示す。 管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、保管する固体廃棄物の影響を考慮して0.5 μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、0.3 mSv/3か月となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 1.3 mSv/3か月を下回る。</p>	<p>また、遠心分離機その他の機械の除染・補修作業を行う場合は、直接汚染機器を取扱うが、このときの残存核燃料物質量はmg量であり、外部被ばくによる線量は問題にならない。</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)並びに核燃料物質使用施設である作業室(4)の中から、管理区域境界からの線源までの距離、壁厚、固体廃棄物の保管量、核燃料物質の量等を考慮し、線量率が最も高くなる第二保管室を代表とする。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点からの距離があることから考慮しない。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 第二保管室には、200 Lドラム缶換算で40本の固体廃棄物を保管するエリアがあり、固体廃棄物の内蔵放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源を固体廃棄物中の核燃料物質とする。 廃棄物中の核燃料物質は保守的に回収ウランとして評価する。線源量は、ドラム缶1本当たり平均1 500 gU (吸着剤の能力から保守側に設定した値)を含むものと仮定した廃水処理装置から発生するスラッジ並びに廃吸着剤を収納したドラム缶2本、水蒸気改質処理試験で発生した残さ12 600 gU (廃油中のウランがすべて残さに移行するものと仮定した値)を回収した樹脂製容器を収納したドラム缶1本及びドラム缶1本当たり平均30 gUを含むものと仮定したその他の固体廃棄物を収納したドラム缶40本を保管するものとし、厳しい評価結果を与えるように設定する。なお、水蒸気改質処理試験で発生した残さを収納したドラム缶は、本文図9-3-3に示す位置に保管する。</p> <p>また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。 なお、評価に当たっては、図2-1に示す核燃料物質及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁(コンクリート、12 cm厚)等による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード(QAD)を用いて直接線による線量率を求める。 実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub. 74<sup>(1)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF<sub>6</sub>充てん容器及び廃棄物収納容器並びにコンクリート製壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm<sup>3</sup>、コンクリートの密度は2.05 g/cm<sup>3</sup>とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい第二保管室の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価モデルを図2-2、図2-3及び図2-4に示す。 管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、保管する固体廃棄物の影響を考慮して7.4×10<sup>-4</sup> mSv/hであり、3か月を500時間とした場合、0.4 mSv/3か月となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 1.3 mSv/3か月を下回る。</p>	<p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことによる評価点の追加</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質等の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、又は空气中で散乱されて施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p> <p>線源としては、<math>UF_6</math> 詰替装置、水蒸気改質処理試験装置及び試料の化学分析作業で使用する核燃料物質と、施設外に運搬若しくは本施設で処理までの間、又は廃油の分析若しくは詰め替えまでの間、施設内の所定の場所に置く放射性廃棄物中の核燃料物質がある。<u>水蒸気改質処理試験装置及び試料の化学分析で使用する核燃料物質は、放射能が<math>UF_6</math> 詰替装置で使用する核燃料物質や廃棄物中のものと比較し無視できる程度であるので、ここでは線源を<math>UF_6</math> 詰替装置で使用する核燃料物質と廃棄物中の核燃料物質とする。</u></p> <p><math>UF_6</math> 詰替装置における線源は、東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵する<math>UF_6</math>のうち詰め替えの対象となる天然ウラン及び劣化ウランとし、線源量は、その貯蔵量の総和に対して<u>厳しい</u>評価結果を与えるように全て天然ウランとして1 440 kgUとして設定する。</p> <p>一方、廃棄物中の核燃料物質はウランであり、線源量は、廃水処理装置から発生するスラッジ及び廃吸着剤についてはドラム缶1本当たり平均1 500 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を2本、その他の固体廃棄物ではドラム缶1本当たり平均30 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を160本、液体廃棄物ではドラム缶1本当たり平均350 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を60本、それぞれ貯蔵するものとし、廃水処理装置吸着塔内の吸着剤については、1 500 gUが吸着されているものと仮定し、<u>厳しい</u>評価結果を与えるように設定する。</p> <p>また、線源強度及び線源スペクトルは、<b>ORIGEN</b>コードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、天井（コンクリート、12 cm厚）及び壁（コンクリート、12 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たり、スカイシャイン線については一次元輸送計算コード（<b>ANISN</b>）及び一回散乱計算コード（<b>G33</b>）、直接線については点減衰核積分コード（<b>QAD</b>）を用いる。</p> <p>なお、実効線量への換算に当たっては、ICRP Pub. 74<sup>(1)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①（各施設の合算評価）」に記された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①（各施設の合算評価）」の表2に示すとおりである。</p> <p>参考文献                      (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients for use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p>	<p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質等の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、又は空气中で散乱されて施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p> <p>線源としては、<math>UF_6</math> 詰替装置、水蒸気改質処理試験装置及び試料の化学分析作業で使用する核燃料物質と、施設外に運搬若しくは本施設で処理までの間、又は廃油の分析若しくは詰め替えまでの間、施設内の所定の場所に置く放射性廃棄物中の核燃料物質がある。<u>水蒸気改質処理試験装置で使用する核燃料物質は、最終的に試験で発生する残さにすべて移行するものとし、残さは固体廃棄物として評価する。</u>試料の化学分析で使用する核燃料物質は、放射能が<math>UF_6</math> 詰替装置で使用する核燃料物質や廃棄物（<u>水蒸気改質処理試験で発生する残さを含む。</u>）中のものと比較し無視できる程度であるので、ここでは線源を<math>UF_6</math> 詰替装置で使用する核燃料物質と廃棄物中の核燃料物質とする。</p> <p><math>UF_6</math> 詰替装置における線源は、東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵する<math>UF_6</math>のうち詰め替えの対象となる天然ウラン及び劣化ウランとし、線源量は、その貯蔵量の総和に対して<u>保守的な</u>評価結果を与えるように全て天然ウランとして1 440 kgUとして設定する。</p> <p>一方、廃棄物中の核燃料物質は<u>回収</u>ウランであり、線源量は、廃水処理装置から発生するスラッジ及び廃吸着剤についてはドラム缶1本当たり平均1 500 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を2本、<u>水蒸気改質処理試験で発生する残さは12 600 gUを含むものとしてこのドラム缶を1本</u>、その他の固体廃棄物ではドラム缶1本当たり平均30 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を160本、液体廃棄物ではドラム缶1本当たり平均350 gUを含むものと仮定して、このドラム缶を60本、それぞれ貯蔵するものとし、廃水処理装置吸着塔内の吸着剤については、1 500 gUが吸着されているものと仮定し、<u>安全側</u>の評価結果を与えるように設定する。</p> <p>また、線源強度及び線源スペクトルは、<b>ORIGEN</b>コードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、天井（コンクリート、12 cm厚）及び壁（コンクリート、12 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たり、スカイシャイン線については一次元輸送計算コード（<b>ANISN</b>）及び一回散乱計算コード（<b>G33</b>）、直接線については点減衰核積分コード（<b>QAD</b>）を用いる。</p> <p>なお、実効線量への換算に当たっては、ICRP Pub. 74<sup>(1)</sup>に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①（各施設の合算評価）」に記された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①（各施設の合算評価）」の表2に示すとおりである。</p> <p>参考文献                      (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients for use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことによる評価の追加</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>J棟は鉄筋コンクリート造りである。建家の大部分は、鉄筋、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>UF<sub>6</sub> 詰替装置において、ガス移送配管の保温に用いる電気ヒータは、加熱温度の自動調節を行うとともに、過電流に対しては自動的に電源が遮断されるよう対策を施す。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置において、高温状態で使用するガス化装置及び反応装置は、最高使用温度に耐えうる材料を使用するとともに、熱遮蔽等の対策を施し、高温の排ガスについては排ガス処理装置で冷却を行う。また、設備機器を溶接及びフランジ構造とすることで、試験試料の処理に伴いガス化装置内で発生する可燃性ガスの装置外への漏えいを防止する。</p> <p>化学分析作業において、試料の昇温に用いるホットプレートは、過度の昇温に対して電源を遮断する機能が内蔵されているものを用いる。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 (省略)</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (省略)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p>	<p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>J棟は鉄筋コンクリート造りである。建家の大部分は、鉄筋、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>UF<sub>6</sub> 詰替装置において、ガス移送配管の保温に用いる電気ヒータは、加熱温度の自動調節を行うとともに、過電流に対しては自動的に電源が遮断されるよう対策を施す。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置において、高温状態で使用するガス化装置及び反応装置は、最高使用温度に耐えうる材料を使用するとともに、熱遮蔽等の対策を施し、高温の排ガスについては排ガス処理装置で冷却を行う。また、設備機器を溶接及びフランジ構造とすることで、試験試料（<u>廃油又は模擬溶液</u>）の処理に伴いガス化装置内で発生する可燃性ガスの装置外への漏えいを防止する。</p> <p>化学分析作業において、試料の昇温に用いるホットプレートは、過度の昇温に対して電源を遮断する機能が内蔵されているものを用いる。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (変更なし)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設</u>の地盤 (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設</u>の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（<u>以下この条及び次条</u>において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>・記載の適正化 (法律改正に伴う条項番号の整合)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <b>施設検査対象施設</b>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障 (単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと (従属要因による多重故障を含む。)) をいう。) が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障 (単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと (従属要因による多重故障を含む。)) をいう。) が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>装置を構成する各機器はそれぞれ独自の安全対策を設けるが、異常が発生した場合にそれが他の設備へ波及して安全が損なわれることがないようにインタロックを組む。すなわち、以下のような安全制御機能をもたせる。</p> <p><b>UF<sub>6</sub></b> 詰替装置については、<b>UF<sub>6</sub></b> 発生・供給側のガス移送配管圧力又は<b>UF<sub>6</sub></b> 充てん容器加温水槽の温度が設定値以上になると、加温水槽の加熱ヒータを自動的に停止させる。また、<b>UF<sub>6</sub></b> 回収側のガス移送配管圧力が設定値以上になると、ガス移送ポンプの自動停止及び<b>UF<sub>6</sub></b> 回収槽の入口バルブを自動閉止させる。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置については、異常な反応により装置内の温度が設定値以上になると、自動的に試料、空気等の供給停止や不活性ガスで装置内を置換・冷却させる。</p> <p>建家の排風機が故障した場合は、警報及びランプ表示で知らせるとともに送風機は自動的に停止し、もう一方の排気系統で管理区域の非管理区域及び外気に対する負圧を確保する。上記のような安全対策を施してあるので、装置の安全性は確保される。</p> <p>なお、本施設には安全上重要な施設はない。</p>	<p>装置を構成する各機器はそれぞれ独自の安全対策を設けるが、異常が発生した場合にそれが他の設備へ波及して安全が損なわれることがないようにインタロックを組む。すなわち、以下のような安全制御機能をもたせる。</p> <p><b>UF<sub>6</sub></b> 詰替装置については、<b>UF<sub>6</sub></b> 発生・供給側のガス移送配管圧力又は<b>UF<sub>6</sub></b> 充てん容器加温水槽の温度が設定値以上になると、加温水槽の加熱ヒータを自動的に停止させる。また、<b>UF<sub>6</sub></b> 回収側のガス移送配管圧力が設定値以上になると、ガス移送ポンプの自動停止及び<b>UF<sub>6</sub></b> 回収槽の入口バルブを自動閉止させる。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置については、異常な反応により装置内の温度が設定値以上になると、自動的に試料、空気等の供給停止や不活性ガスで装置内を置換・冷却させる。</p> <p>建家の排風機が故障した場合は、警報及びランプ表示で知らせるとともに送風機は自動的に停止し、もう一方の排気系統で管理区域の非管理区域及び外気に対する負圧を確保する。上記のような安全対策を施してあるので、装置の安全性は確保される。</p> <p>なお、本施設には安全上重要な施設はない。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>通常時に想定される環境条件において、安全機能を発揮できる設計とする。 設計評価事故として、<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置で加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管が破損した場合を想定しているが、本想定事故時においても安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>通常時に想定される環境条件において、安全機能を発揮できる設計とする。 設計評価事故として、<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置で加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管が破損した場合を想定しているが、本想定事故時においても安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>施設検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>使用前検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>19. 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>装置を構成する設備機器は、それぞれ設計上で種々の安全対策が施されており、誤操作によっても大きな事故が発生することは考えられない。 以下、これら諸設備機器の操作中における誤操作について考察する。 なお、本施設には安全上重要な施設はない。</p>	<p>19. 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>装置を構成する設備機器は、それぞれ設計上で種々の安全対策が施されており、誤操作によっても大きな事故が発生することは考えられない。 以下、これら諸設備機器の操作中における誤操作について考察する。 なお、本施設には安全上重要な施設はない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>19.1 換気設備 (省略)</p> <p>19.2 <u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置 コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u>を充てんした容器は、パージ作業により配管内の残留<u>UF<sub>6</sub></u>を除</p>	<p>19.1 換気設備 (変更なし)</p> <p>19.2 <u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置 コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u>を充てんした容器は、パージ作業により配管内の残留<u>UF<sub>6</sub></u>を除去し</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>去した後、脱着を行う。 誤操作により、配管内のUF<sub>6</sub>を除去しないで配管を取外した場合でも、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、放射線業務従事者が吸入する等の危険はない。なお、操作場所は簡易型ハウス等で覆い全体を汚染しないように対策する。 また、接続配管内のUF<sub>6</sub>量はごく少量（数g程度）であるため、高性能エアフィルタを通過して建家外へ放出される放射性物質量は後に述べる最大想定事故の場合に比べるとはるかに少なく問題はない。</p>	<p>た後、脱着を行う。 誤操作により、配管内のUF<sub>6</sub>を除去しないで配管を取外した場合でも、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、放射線業務従事者が吸入する等の危険はない。なお、操作場所は簡易型ハウス等で覆い全体を汚染しないように対策する。 また、接続配管内のUF<sub>6</sub>量はごく少量（数g程度）であるため、高性能エアフィルタを通過して建家外へ放出される放射性物質量は後に述べる最大想定事故の場合に比べるとはるかに少なく問題はない。</p>	<p>し) ・記載の適正化（表現の見直し）</p>
<p>19.3 水蒸気改質処理試験装置 誤操作により、<u>ビニル袋等</u>に試料残渣を回収する作業を行っている際に、<u>ビニル袋等を誤って破損した場合</u>でも、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、放射線業務従事者が吸引する等の危険はない。仮に、試料残渣の全量が飛散した場合でも、高性能エアフィルタを通過して建家外へ放出される放射性物質量は後に述べる最大想定事故に比べると少なく問題はない。</p>	<p>19.3 水蒸気改質処理試験装置 誤操作により、<u>樹脂製容器</u>に試料残渣を回収する作業を行っている際に、<u>誤って容器を落下させた場合</u>でも、半面マスクを装着する等、適切な防護措置を講じてから作業を行うので、放射線業務従事者が吸引する等の危険はない。仮に、試料残渣の全量が飛散した場合でも、高性能エアフィルタを通過して建家外へ放出される放射性物質量は後に述べる最大想定事故に比べると少なく問題はない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し及び残さ回収容器の明確化）</p>
<p>19.4 廃水処理装置 (省略)</p>	<p>19.4 廃水処理装置 (変更なし)</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <b>施設検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <b>使用前検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.1.1 概要 (省略)</p> <p>22.1.2 J棟における気体状の放射性廃棄物の管理 管理区域の給排気設備は次の2系統に区分し、それぞれの排気を排気筒（地上高約15 m）に集め屋外に排出する。</p> <p>① 第1排気処理系統 ② 第2排気処理系統</p> <p>管理区域は非管理区域及び外気に対して負圧を保ち、更にUF<sub>6</sub>の取扱量が多い区域の負圧を大きくして、万一UF<sub>6</sub>が装置外に漏れ出た場合でもウランによる汚染の範囲を拡大しないようにしている。</p> <p>22.1.3 平常運転時における排気筒出口の排気中のウラン濃度</p> <p>(1) UF<sub>6</sub> 詰替装置について 本施設のUF<sub>6</sub> 詰替装置を用いたUF<sub>6</sub> の詰め替え作業は、平常運転時は密閉された配管系の中で行われるため、装置自体から定常的に排出される気体状の放射性廃棄物は発生しない。ここでは、コールドトラップ及びUF<sub>6</sub> シリンダ内の蒸気圧確認、常温脱気操作等に伴い流通するUF<sub>6</sub> 気体について評価する。 当該装置において流通したUF<sub>6</sub> 気体はコールドトラップ（1段）によって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。排気処理装置には高性能エアフィルタを設置しUF<sub>6</sub></p>	<p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.1.1 概要 (変更なし)</p> <p>22.1.2 J棟における気体状の放射性廃棄物の管理 管理区域の給排気設備は次の2系統に区分し、それぞれの排気を排気筒（地上高約15 m）に集め屋外に排出する。</p> <p>① 第1排気処理系統 ② 第2排気処理系統</p> <p>管理区域は非管理区域及び外気に対して負圧を保ち、更にUF<sub>6</sub>の取扱量が多い区域の負圧を大きくして、万一UF<sub>6</sub>が装置外に漏れ出た場合でもウランによる汚染の範囲を拡大しないようにしている。</p> <p>22.1.3 平常運転時における排気筒出口の排気中のウラン濃度</p> <p>(1) UF<sub>6</sub> 詰替装置について 本施設のUF<sub>6</sub> 詰替装置を用いたUF<sub>6</sub> の詰め替え作業は、平常運転時は密閉された配管系の中で行われるため、装置自体から定常的に排出される気体状の放射性廃棄物は発生しない。ここでは、コールドトラップ及びUF<sub>6</sub> シリンダ内の蒸気圧確認、常温脱気操作等に伴い流通するUF<sub>6</sub> 気体について評価する。 当該装置において流通したUF<sub>6</sub> 気体はコールドトラップ（1段）によって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。排気処理装置には高性能エアフィルタを設置しUF<sub>6</sub> の加</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>の加水分解によって生じた<math>UO_2F_2</math>をろ過してウラン濃度低減を行う。</p> <p><math>UF_6</math> 詰替装置の概略を図1-1に示す。図内の一覧表に示すように<math>UF_6</math> 気体に対する捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を 99.9 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %、<math>UF_6</math> の蒸気圧確認作業に伴う装置内のウラン量を、安全側にみて30 gUF<sub>6</sub> (20.3 gU) とし、10分 (0.17 h) で回収できるとした場合、建家外に排出されるウラン量は、</p> $(20.3 \text{ gU} / 0.17) \times (1 - 0.999) \times (1 - 0.999)$ $= 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>(2) 水蒸気改質処理試験装置について</p> <p>本施設の水蒸気改質処理試験装置から発生する気体状の放射性物質は、装置内のガス化装置、反応装置及び排ガス処理装置により捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置の概略を図1-2に示す。図内の一覧表に示すようにガス化装置の高温フィルタの捕集効率を 80 %、反応装置出口の捕集効率を 99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %とし、当該試験装置での使用量を、安全側にみて1日12時間当たり最大 <u>1 940 gU</u> (試料容器の最大容量は 36 L、試料の最大ウラン濃度は <u>53.8 gU/L</u>) とすると、建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(1 \text{ 940 gU/日}) \times (1 - 0.80) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.999)}{(12 \text{ h/日})}$ $= 3.24 \times 10^{-6} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>(3) 廃水処理装置について</p> <p>本施設の廃水処理装置から発生する排気は、補修調整室内に設置する廃水処理装置用高性能エアフィルタによって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>なお、空気中への移行率を<math>10^{-4}</math>、廃水処理装置用高性能エアフィルタの捕集効率を 99.97 %、排気処理装置の高性能エアフィルタの捕集効率を 99 %とし、廃水処理装置での処理量は安全をみて、最大値3 500 gU/日とすると建家外に排出されるウラン量は、</p> $(3 \text{ 500 gU/日}) \times (10^{-4}) \times (1 - 0.9997) \times (1 - 0.99)$ $= 1.05 \times 10^{-6} \text{ gU/日}$ $= 4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>建家の排気総量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、<math>UF_6</math>詰替装置及び水蒸気改質処理試験装置で使用する天然ウランの比放射能を <math>2.615 \times 10^4</math> Bq/gU、廃水処理装置で処理する廃水中の回収ウランの比放射能を <math>7 \times 10^4</math> Bq/gUとすると排気筒出口の放射性物質濃度は、</p> $\left\{ \frac{(1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h} + 3.24 \times 10^{-6} \text{ gU/h}) \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU}}{121 \text{ 800 m}^3/\text{h} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3} + \frac{4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h} \times 7 \times 10^4 \text{ Bq/gU}}{121 \text{ 800 m}^3/\text{h} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3} \right\}$ $= 2.65 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、この数値が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の周辺監視区域外の空気中の濃度限度 <math>1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3</math> よりも十分に小さい。</p>	<p>水分解によって生じた<math>UO_2F_2</math>をろ過してウラン濃度低減を行う。</p> <p><math>UF_6</math> 詰替装置の概略を図1-1に示す。図内の一覧表に示すように<math>UF_6</math> 気体に対する捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を 99.9 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %、<math>UF_6</math> の蒸気圧確認作業に伴う装置内のウラン量を、安全側にみて30 gUF<sub>6</sub> (20.3 gU) とし、10分 (0.17 h) で回収できるとした場合、建家外に排出されるウラン量は、</p> $(20.3 \text{ gU} / 0.17) \times (1 - 0.999) \times (1 - 0.999)$ $= 1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>(2) 水蒸気改質処理試験装置について</p> <p>本施設の水蒸気改質処理試験装置から発生する気体状の放射性物質は、装置内のガス化装置、反応装置及び排ガス処理装置により捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置の概略を図1-2に示す。図内の一覧表に示すようにガス化装置の高温フィルタの捕集効率を 80 %、反応装置出口の捕集効率を 99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を 99.9 %とし、当該試験装置での使用量を、安全側にみて1日24時間当たり最大 <u>453.6 gU</u> (試料容器の最大容量は 36 L、<u>1 日の最大使用量は 72 L</u>、試料の最大ウラン濃度は <u>6.3 gU/L</u>) とすると、建家外に排出されるウラン量は、</p> $\frac{(453.6 \text{ gU/日}) \times (1 - 0.80) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.99) \times (1 - 0.999)}{(24 \text{ h/日})}$ $= 3.78 \times 10^{-7} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>(3) 廃水処理装置について</p> <p>本施設の廃水処理装置から発生する排気は、補修調整室内に設置する廃水処理装置用高性能エアフィルタによって捕集し、建家内排気ダクトを経て排気処理装置に入る。</p> <p>なお、空気中への移行率を<math>1 \times 10^{-4}</math>、廃水処理装置用高性能エアフィルタの捕集効率を 99.97 %、排気処理装置の高性能エアフィルタの捕集効率を 99 %とし、廃水処理装置での処理量は安全側にみて、最大値3 500 gU/日とすると建家外に排出されるウラン量は、</p> $(3 \text{ 500 gU/日}) \times (1 \times 10^{-4}) \times (1 - 0.9997) \times (1 - 0.99) / (24 \text{ h/日})$ $= 4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h}$ <p>となる。</p> <p>建家の排気総量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、<math>UF_6</math>詰替装置で使用する天然ウランの比放射能を <math>2.615 \times 10^4</math> Bq/gU、水蒸気改質処理試験装置の試料中及び廃水処理装置で処理する廃水中の回収ウランの比放射能を <math>7 \times 10^4</math> Bq/gUとすると排気筒出口の放射性物質濃度は、</p> $\left\{ \frac{1.20 \times 10^{-4} \text{ gU/h} \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU} + (3.78 \times 10^{-7} \text{ gU/h} + 4.38 \times 10^{-8} \text{ gU/h}) \times 7 \times 10^4 \text{ Bq/gU}}{121 \text{ 800 m}^3/\text{h} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3} \right\}$ $= 2.60 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、この数値が最も厳しいU-232によるものとしても、線量告示の周辺監視区域外の空気</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・難処理有機廃棄物の処理に係る試験を3交替勤務により行うため</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し及び誤記修正)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由																				
<p>22.1.4 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価</p> <p>管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)とする。</p> <p>第二保管室及び資材保管室(3)は固体廃棄物を保管する室であり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうねドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。したがって、第二保管室及び資材保管室(3)において放射性物質の濃度は、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えることはない。</p> <p>補修調整室は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設であるほか、放射性物質及び放射性物質で汚染されたものを取り扱う核燃料物質の使用施設と液体廃棄施設がある。また、第一保管室は、固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設である。</p> <p>これら三施設の空気中の放射性物質濃度の評価に当たっては、RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)<sup>(1)</sup>より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を<math>2.615 \times 10^4</math> Bq/gU、回収ウランの比放射能を<math>7 \times 10^4</math> Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数／(室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="152 979 996 1157"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種(ウラン)による飛散率(/日)</td> <td><math>10^{-7}</math></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 補修調整室</p> <p>補修調整室においては、固体廃棄施設として固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う。</p> <p>1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。取扱い時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、係数は×10とする。取扱い行為は、一般操作であるため係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、係数は×1とする。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種(ウラン)による飛散率(/日)	$10^{-7}$	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>中の濃度限度 <math>4 \times 10^{-9}</math> Bq/cm<sup>3</sup>よりも十分に小さい。</p> <p>22.1.4 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価</p> <p>管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3) <u>並びに核燃料物質使用施設である作業室(4)</u>とする。</p> <p>第二保管室及び資材保管室(3)は固体廃棄物を保管する室であり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうねドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。したがって、第二保管室及び資材保管室(3)において放射性物質の濃度は、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えることはない。</p> <p>補修調整室は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設であるほか、放射性物質及び放射性物質で汚染されたものを取り扱う核燃料物質の使用施設と液体廃棄施設がある。また、第一保管室は、固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設である。</p> <p><u>作業室(4)はUF<sub>6</sub>詰替装置及び水蒸気改質処理試験装置により核燃料物質を取り扱う施設である。</u></p> <p>これら三施設の空気中の放射性物質濃度の評価に当たっては、RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)<sup>(1)</sup>より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を<math>2.615 \times 10^4</math> Bq/gU、回収ウランの比放射能を<math>7 \times 10^4</math> Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数／(室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="1102 979 1946 1157"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種(ウラン)による飛散率(/日)</td> <td><math>1 \times 10^{-7}</math></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 補修調整室</p> <p>補修調整室においては、固体廃棄施設として固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う。</p> <p>1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。取扱い時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、<u>物理的形態による係数は×10とする。取扱い行為は、一般操作であるため取扱い行為による係数は×1となる。</u>閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、<u>閉じ込め性による係数は×1とする。</u></p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種(ウラン)による飛散率(/日)	$1 \times 10^{-7}$	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>・記載の適正化(誤記修正)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことによる評価点の追加</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)</p>
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種(ウラン)による飛散率(/日)	$10^{-7}$																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種(ウラン)による飛散率(/日)	$1 \times 10^{-7}$																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p> <math display="block">\frac{(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times \underline{1} \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.21 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)</math> </p> <p>となる。</p> <p>また、補修調整室においては、使用施設として遠心分離機の解体及び除染に係る試験を行う。遠心分離機の解体及び除染に係る一日最大の取扱い台数を1台とし、遠心分離機1台当たりのウラン付着量を20 gUとする。固着汚染が支配的な遠心分離機の取扱い時の放射性物質の物理的形態は保守的にルーズな付着汚染による粉体を想定し、係数は×10とする。取扱い行為は、主に常温での機械加工であるが保守的に加熱行為を想定し、係数は×100とする。閉じ込め性による係数は、保守的に開放作業を想定し、係数は×<u>1</u>とする。</p> <p>よって、遠心分離機の解体及び除染に係る試験実施時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p> $\frac{(1(\text{台/日}) \times 20(\text{gU/台}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 10 \times 100 \times \underline{1} \times 2.615 \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}$ $=3.01 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)$ <p>となる。</p> <p>さらに、補修調整室は液体廃棄施設でもあり、液体廃棄設備として、屋内廃水ピット及び廃水処理装置がある。屋内廃水ピットの1日当たりのウラン取扱量は、最大で液体廃棄物ドラム缶1本分の350 gUとする。取扱い時の物理的形態は液体であり、係数は×1とする。取り扱い行為は希釈、送水等であり、係数は×1とする。閉じ込め性による係数は、開放ではないもののマンホール蓋閉じ構造であるため×1とする。一方の廃水処理装置は、1日当たりのウラン取扱量は最大で液体廃棄物ドラム缶10本分の3 500 gUとする。取扱い時の物理的形態は液体であり、係数は×1とする。取り扱い行為は沈殿処理などの化学反応によるため係数は×10とする。閉じ込め性による係数は、タンク、配管類で閉じられた設備のため、フード等に類するものとして×0.1とする。</p> <p>よって、屋内廃水ピット及び廃水処理装置作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、それぞれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内廃水ピット <math display="block">\frac{(350(\text{gU/日}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 1 \times 1 \times 1 \times \underline{7} \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.41 \times 10^{-11}(\text{Bq/cm}^3)</math> </li> <li>・廃水処理装置 <math display="block">\frac{(3 \ 500(\text{gU/日}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 1 \times 10 \times 0.1 \times \underline{7} \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.41 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)</math> </li> </ul> <p>となる。</p> <p>以上、これらの合算による補修調整室内の放射性物質濃度は<math>5.78 \times 10^{-10} \text{ Bq/cm}^3</math>となる。</p> <p>(2) 第一保管室 第一保管室においては、固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う。1日の分別・詰め替え作</p>	<p> <math display="block">\frac{(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times \underline{1} \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.21 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)</math> </p> <p>となる。</p> <p>また、補修調整室においては、使用施設として遠心分離機の解体及び除染に係る試験を行う。遠心分離機の解体及び除染に係る一日最大の取扱い台数を1台とし、遠心分離機1台当たりのウラン付着量を20 gUとする。固着汚染が支配的な遠心分離機の取扱い時の放射性物質の物理的形態は保守的にルーズな付着汚染による粉体を想定し、<u>物理的形態による係数は×10とする</u>。取扱い行為は、主に常温での機械加工であるが保守的に加熱行為を想定し、<u>取扱い行為による係数は×100とする</u>。閉じ込め性による係数は、保守的に開放作業を想定し、<u>閉じ込め性による係数は×<u>1</u>とする</u>。</p> <p>よって、遠心分離機の解体及び除染に係る試験実施時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p> $\frac{(1(\text{台/日}) \times 20(\text{gU/台}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 10 \times 100 \times \underline{1} \times 2.615 \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}$ $=3.01 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)$ <p>となる。</p> <p>さらに、補修調整室は液体廃棄施設でもあり、液体廃棄設備として、屋内廃水ピット及び廃水処理装置がある。屋内廃水ピットの1日当たりのウラン取扱量は、最大で液体廃棄物ドラム缶1本分の350 gUとする。取扱い時の物理的形態は液体であり、<u>物理的形態による係数は×1とする</u>。取り扱い行為は希釈、送水等であり、<u>取扱い行為による係数は×1とする</u>。閉じ込め性による係数は、開放ではないもののマンホール蓋閉じ構造であるため<u>閉じ込め性による係数は×1とする</u>。一方の廃水処理装置は、1日当たりのウラン取扱量は最大で液体廃棄物ドラム缶10本分の3 500 gUとする。取扱い時の物理的形態は液体であり、<u>物理的形態による係数は×1とする</u>。取り扱い行為は沈殿処理などの化学反応によるため<u>取扱い行為による係数は×10とする</u>。閉じ込め性による係数は、タンク、配管類で閉じられた設備のため、フード等に類するものとして<u>閉じ込め性による係数は×0.1とする</u>。</p> <p>よって、屋内廃水ピット及び廃水処理装置作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、それぞれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内廃水ピット <math display="block">\frac{(350(\text{gU/日}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 1 \times 1 \times 1 \times \underline{7} \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.41 \times 10^{-11}(\text{Bq/cm}^3)</math> </li> <li>・廃水処理装置 <math display="block">\frac{(3 \ 500(\text{gU/日}) \times \underline{1} \times 10^{-7} \times 1 \times 10 \times 0.1 \times \underline{7} \times 10^4 (\text{Bq/gU}))}{(3 \ 615.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}</math> <math display="block">=1.41 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)</math> </li> </ul> <p>となる。</p> <p>以上、これらの合算による補修調整室内の放射性物質濃度は<math>5.78 \times 10^{-10} \text{ Bq/cm}^3</math>となる。</p> <p>(2) 第一保管室 第一保管室においては、固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う。1日の分別・詰め替え作</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。取扱い時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、係数は×10とする。取扱い行為は、一般操作であるため係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、係数は×1とする。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p> $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU})) / (324.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))$ $= 1.35 \times 10^{-9} (\text{Bq/cm}^3)$ <p>となる。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>以上のことから、これら二施設の空气中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空气中の放射性物質の濃度限度 <math>3 \times 10^{-6} \text{ Bq/cm}^3</math> よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p> <p>参考文献                      (1) 放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法；RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)；高田他</p>	<p>業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。取扱い時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、<u>物理的形態による係数は×10とする。取扱い行為は、一般操作であるため取扱い行為による係数は×1となる。</u>閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、<u>閉じ込め性による係数は×1とする。</u></p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の管理区域内の放射性物質濃度は、</p> $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU})) / (324.9(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))$ $= 1.35 \times 10^{-9} (\text{Bq/cm}^3)$ <p>となる。</p> <p>(3) 作業室(4)</p> <p><u>作業室(4)においては、UF<sub>6</sub>詰替装置によるUF<sub>6</sub>の詰替作業及び水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。UF<sub>6</sub>詰替装置及び水蒸気改質処理試験装置は内部を負圧に維持した状態で作業又は試験を行うため、定常時は放射性物質が漏れることはない。また、UF<sub>6</sub>詰替装置については分解点検等の非定常作業時においても、分解前に装置内を十分に窒素パージしUF<sub>6</sub>がない状態にしてから行うため、放射性物質が漏れることはない。水蒸気改質処理試験装置の分解点検時には、難処理有機廃棄物の処理を行った際に発生する残さを回収する作業があるため、本作業時の空气中の放射性物質濃度の評価を行う。</u></p> <p><u>水蒸気改質処理試験装置の分解点検時には、1.2.2項に記載のとおり1日(3交替勤務による24時間)当たり453.6 gUを取扱い、2週間(10日間)の試験を行う。取扱い時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、物理的形態による係数は×10とする。取扱い行為は、一般操作であるため取扱い行為による係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、閉じ込め性による係数は×1とする。</u></p> <p>以上から、<u>水蒸気改質処理試験装置の分解点検時の管理区域内の放射性物質濃度は、</u></p> $(453.6(\text{gU/日}) \times 10(\text{日}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU})) / (6403.2(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))$ $= 1.04 \times 10^{-9} (\text{Bq/cm}^3)$ <p>となる。</p> <p>以上のことから、これら3施設の空气中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-232によるものとしても、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空气中の放射性物質の濃度限度 <math>8 \times 10^{-7} \text{ Bq/cm}^3</math> よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p> <p>参考文献                      (1) 放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法；RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)；高田他</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うため</p> <p>・記載の適正化(誤記修正)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22.1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針<sup>(1)</sup>を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、UF<sub>6</sub>詰替装置での使用量は、UF<sub>6</sub>充てん容器内のUF<sub>6</sub>の蒸気圧確認作業において、装置内に残留する20.3 gU (30 gUF<sub>6</sub>) のウランを10分で回収できるものとし、この作業を継続して実施したものと仮定した上で、捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を99.9 %、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %として評価する。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置での使用量は、最大となる年間使用量 (40 kgU) の試験試料を処理するものと仮定した上で、ガス化装置の高温フィルタの捕集効率を80 %、反応装置出口の捕集効率を99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %として評価する。</p> <p>また、廃水処理装置での使用量は、ドラム缶1本当たり平均350 gUの廃水を1日に2 m<sup>3</sup>処理するものと仮定した上で、排気系への移行率を1×10<sup>-4</sup>、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目99.97 %、2段目99 %として評価する。</p> <p>なお、施設外に運搬、本施設で処理、廃油の分析又は詰め替えまでの間、施設内の所定の場所に置く放射性廃棄物は容器に封入、ビニルシートで二重梱包等の措置が施されているため、気体状の放射性廃棄物が発生することはない。万一、何らかの理由で1本のドラム缶が破損したとしても、前述のUF<sub>6</sub>詰替装置、水蒸気改質処理試験装置、廃水処理装置からの放出に比べ、一般公衆の被ばくに与える影響は小さい。</p> <p>同様に、試料の化学分析で取扱うウラン量は微量であり、前述の評価対象装置からの放出に比べ、一般公衆の被ばくに与える影響は小さい。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 470 m<sup>2</sup>とする。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①(各施設の合算評価)」に記された環境線量評価方法によって求めた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①(各施設の合算評価)」の表3に示すとおりである。</p> <p>参考文献 (1) 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)</p>	<p>22.1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針<sup>(1)</sup>を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、UF<sub>6</sub>詰替装置での使用量は、UF<sub>6</sub>充てん容器内のUF<sub>6</sub>の蒸気圧確認作業において、装置内に残留する20.3 gU (30 gUF<sub>6</sub>) のウランを10分で回収できるものとし、この作業を継続して実施したものと仮定した上で、捕集・排気系コールドトラップの捕集効率を99.9 %、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %として評価する。</p> <p>水蒸気改質処理試験装置での使用量は、最大となる年間使用量 (12.6 kgU) の試験試料を処理するものと仮定した上で、ガス化装置の高温フィルタの捕集効率を80 %、反応装置出口の捕集効率を99 %、排ガス処理装置のスクラバの捕集効率を99 %、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %として評価する。</p> <p>また、廃水処理装置での使用量は、ドラム缶1本当たり平均350 gUの廃水を1日に2 m<sup>3</sup>処理するものと仮定した上で、排気系への移行率を1×10<sup>-4</sup>、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目99.97 %、2段目99 %として評価する。</p> <p>なお、施設外に運搬、本施設で処理、廃油の分析又は詰め替えまでの間、施設内の所定の場所に置く放射性廃棄物は容器に封入、ビニルシートで二重梱包等の措置が施されているため、気体状の放射性廃棄物が発生することはない。万一、何らかの理由で1本のドラム缶が破損したとしても、前述のUF<sub>6</sub>詰替装置、水蒸気改質処理試験装置、廃水処理装置からの放出に比べ、一般公衆の被ばくに与える影響は小さい。</p> <p>同様に、試料の化学分析で取扱うウラン量は微量であり、前述の評価対象装置からの放出に比べ、一般公衆の被ばくに与える影響は小さい。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 470 m<sup>2</sup>とする。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①(各施設の合算評価)」に記された環境線量評価方法によって求めた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①(各施設の合算評価)」の表3に示すとおりである。</p> <p>参考文献 (1) 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うための取扱量の見直し</p>
<p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.2.1 概要</p> <p>J棟での核燃料物質の取扱いは一部装置を除き、水と核燃料物質との直接接触がなく装置自体から定常的に発生する液体状の放射性廃棄物はない。また、ウラン廃棄物処理施設に運</p>	<p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.2.1 概要</p> <p>J棟での核燃料物質の取扱いは一部装置を除き、水と核燃料物質との直接接触がなく装置自体から定常的に発生する液体状の放射性廃棄物はない。また、ウラン廃棄物処理施設に運</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>搬、本施設の液体廃棄設備で処理、廃油の分析又は詰め替えまでの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く放射性廃棄物は、所定の容器に入れ、受皿等の漏えい対策を施しているため、当該場所からの液体状の放射性廃棄物の発生はない。なお、水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理有機廃棄物の処理に係る試験では、排ガス中の有害物質等の低減を図るため排ガス処理装置を設置しており、当該処理装置から液体状の放射性廃棄物が発生する。同様に、試料の化学分析作業に伴い洗浄水等の液体状の放射性廃棄物が発生する。</p> <p>ここでは、装置の補修作業、除染作業、廃棄物の処理に関する試験等により発生する廃水、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水、分析又は詰め替えのためウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油、施設内で発生する廃油の管理を中心に述べる。</p> <p>本施設内で発生した廃水並びにL棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水は、本施設の液体廃棄設備で処理までの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、必要な場合はウラン濃度等の調整又は廃水処理装置で処理を行い、屋内廃水タンクに送水し、規制法に従い放射性物質の濃度が線量告示による周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから新川へ放出する。</p> <p>管理区域内で発生する廃油は運搬までの間、また、廃油保管庫から受け入れた廃油は、本施設で分析又は詰め替えまでの間、受皿等の漏えい対策を施した補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、廃油保管庫に運搬する。</p>	<p>搬、本施設の液体廃棄設備で処理、廃油の分析若しくは詰め替え又は本施設の水蒸気改質処理試験装置の試料として供試するまでの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置く放射性廃棄物は、所定の容器に入れ、受皿等の漏えい対策を施しているため、当該場所からの液体状の放射性廃棄物の発生はない。なお、水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理有機廃棄物の処理に係る試験では、排ガス中の有害物質等の低減を図るため排ガス処理装置を設置しており、当該処理装置から液体状の放射性廃棄物が発生する。同様に、試料の化学分析作業に伴い洗浄水等の液体状の放射性廃棄物が発生する。</p> <p>ここでは、装置の補修作業、除染作業、廃棄物の処理に関する試験等により発生する廃水、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水、分析若しくは詰め替え又は試料として供試するためウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油、施設内で発生する廃油の管理を中心に述べる。</p> <p>本施設内で発生した廃水並びにL棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設から受け入れた廃水は、本施設の液体廃棄設備で処理までの間、補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、必要な場合はウラン濃度等の調整又は廃水処理装置で処理を行い、屋内廃水タンクに送水し、規制法に従い放射性物質の濃度が線量告示による周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから新川へ放出する。</p> <p>管理区域内で発生する廃油は運搬又は試料として供試するまでの間、また、廃油保管庫から受け入れた廃油は、本施設で分析若しくは詰め替え又は試料として供試するまでの間、受皿等の漏えい対策を施した補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、廃油保管庫に運搬又は試験に供試する。</p>	<p>・施設内で発生した廃油及び廃油保管庫の廃油を水蒸気改質処理試験装置の試料として使用するため</p>
<p>22.2.2 放射性廃水管理 (省略)</p>	<p>22.2.2 放射性廃水管理 (変更なし)</p>	
<p>22.2.3 その他の液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>J棟の管理区域内で発生する廃水以外の液体状の放射性廃棄物は、真空ポンプ用油類及び洗浄用溶剤である。</p> <p>これらの液体状の放射性廃棄物は運搬までの間、また、ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油は、本施設で分析又は詰め替えまでの間、受皿等の漏えい対策を施した補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、廃油保管庫に運搬する。</p> <p>なお、液体状の放射性廃棄物はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた補修調整室及び第一保管室に置く。</p>	<p>22.2.3 その他の液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>J棟の管理区域内で発生する廃水以外の液体状の放射性廃棄物は、真空ポンプ用油類及び洗浄用溶剤である。</p> <p>これらの液体状の放射性廃棄物は運搬若しくは試料として供試するまでの間、また、ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫から受け入れた廃油は、本施設で分析若しくは詰め替え又は試料として供試するまでの間、受皿等の漏えい対策を施した補修調整室及び第一保管室の所定の場所に置き、廃油保管庫に運搬する。</p> <p>なお、液体状の放射性廃棄物はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた補修調整室及び第一保管室に置く。</p>	<p>・施設内で発生した廃油及び廃油保管庫の廃油を水蒸気改質処理試験装置の試料として使用するため</p>
<p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.3.1 概要</p> <p>J棟の核燃料物質を取扱う装置自体から定常的に発生する固体状の放射性廃棄物はない。また、ウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設)に運搬までの間、施設内の固体廃棄施設(補修調整室、第二保管室及び資材保管室(3))に置く放射性廃棄物は、廃棄物容器等に入れているため、当該場所からの固体状の放射性廃棄物の発生はない。</p>	<p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.3.1 概要</p> <p>J棟の核燃料物質を取扱う装置自体から定常的に発生する固体状の放射性廃棄物はない。また、ウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設)に運搬までの間、施設内の固体廃棄施設である補修調整室、第二保管室若しくは資材保管室(3)に置く放射性廃棄物は、廃棄物容器等に入れているため、当該場所からの固体状の放射性廃棄物の発生はない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>J棟で発生するウラン系の固体状の放射性廃棄物には、試験装置の点検、補修、改造等により発生する手袋（布、ゴム）、プラスチック類（ビニルシート）、配管、機器、塔槽類及び廃水処理により発生する廃吸着剤、スラッジ等がある。</p> <p>固体状の放射性廃棄物は次の3種類に区分するとともに、汚染拡大防止措置が必要なものはビニル袋又はビニルシートで梱包し、可燃性の固体廃棄物はカートンボックスに収納する。</p> <p>なお、固体状の放射性廃棄物は金属製容器若しくは金属製保管庫に収納するか、又はドラム缶若しくはコンテナに封入し、ウラン廃棄物処理施設に運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。また、容器に収納又は封入が困難な大型機械等は、ビニルシートで多重に梱包するなどの放射線障害防止措置及び不燃シートで覆うなどの防火対策を講じて保管する。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物で分別又は詰め替えが必要な場合は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、分別又は詰め替えの作業を行う。</p> <p>本施設で保管した固体廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>(1) 可燃性固体廃棄物 紙、布、木片、ポリエチレン、可燃性廃吸着剤など、容易に焼却処理できるもの。</p> <p>(2) 難燃性固体廃棄物 ゴム類（手袋など）及びプラスチック類（塩化ビニルなどのシート等）で、焼却は困難であるが可燃性固体廃棄物と適当な比率で混合することによって焼却処理が可能なもの。</p> <p>(3) 不燃性固体廃棄物 金属、ガラス、フィルタ、固体吸着剤、スラッジなど焼却処理できないもの。</p> <p>22.3.2 可燃性固体廃棄物の管理方法 可燃性固体廃棄物は、ビニル袋等で二重梱包の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納して、施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>廃棄物容器に封入した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設）に運搬する。</p> <p>また、焼却処理する場合は、カートンボックスに収納し、ウラン廃棄物処理施設の焼却施設に運搬する。</p> <p>22.3.3 難燃性固体廃棄物の管理方法 難燃性固体廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包し収納の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納して、施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>廃棄物容器に封入した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設）に運搬する。</p> <p>22.3.4 不燃性固体廃棄物の管理方法 不燃性固体廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納する。廃棄物容器に収納できない廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉する汚染拡大防止の措置を施す。</p> <p>作業室(4)の水蒸気改質処理試験装置から発生する試料残渣は、<u>ビニル袋等に収納</u>の上、ドラム缶に収納する。</p>	<p>J棟で発生するウラン系の固体状の放射性廃棄物には、試験装置の点検、補修、改造等により発生する手袋（布、ゴム）、プラスチック類（ビニルシート）、配管、機器、塔槽類及び廃水処理により発生する廃吸着剤、スラッジ等がある。</p> <p>固体状の放射性廃棄物は次の3種類に区分するとともに、汚染拡大防止措置が必要なものはビニル袋又はビニルシートで梱包し、可燃性の固体廃棄物はカートンボックスに収納する。</p> <p>なお、固体状の放射性廃棄物は金属製容器若しくは金属製保管庫に収納するか、又はドラム缶若しくはコンテナに封入し、ウラン廃棄物処理施設に運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。また、容器に収納又は封入が困難な大型機械等は、ビニルシートで多重に梱包するなどの放射線障害防止措置及び不燃シートで覆うなどの防火対策を講じて保管する。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物で分別又は詰め替えが必要な場合は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、分別又は詰め替えの作業を行う。</p> <p>本施設で保管した固体廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>(1) 可燃性固体廃棄物 紙、布、木片、ポリエチレン、可燃性廃吸着剤など、容易に焼却処理できるもの。</p> <p>(2) 難燃性固体廃棄物 ゴム類（手袋など）及びプラスチック類（塩化ビニルなどのシート等）で、焼却は困難であるが可燃性固体廃棄物と適当な比率で混合することによって焼却処理が可能なもの。</p> <p>(3) 不燃性固体廃棄物 金属、ガラス、フィルタ、固体吸着剤、スラッジなど焼却処理できないもの。</p> <p>22.3.2 可燃性固体廃棄物の管理方法 可燃性固体廃棄物は、ビニル袋等で二重梱包の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納して、施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>廃棄物容器に封入した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設<u>のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u>に運搬する。</p> <p>また、焼却処理する場合は、カートンボックスに収納し、ウラン廃棄物処理施設の焼却施設に運搬する。</p> <p>22.3.3 難燃性固体廃棄物の管理方法 難燃性固体廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包し収納の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納して、施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>廃棄物容器に封入した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設<u>のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u>に運搬する。</p> <p>22.3.4 不燃性固体廃棄物の管理方法 不燃性固体廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包の上、廃棄物容器（200Lドラム缶、コンテナ等）に収納する。廃棄物容器に収納できない廃棄物は、ビニルシート等で二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉する汚染拡大防止の措置を施す。</p> <p>作業室(4)の水蒸気改質処理試験装置から発生する試料残さは、<u>樹脂製容器に回収</u>の上、ドラム缶に収納する。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・記載の適正化（誤記修正及</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>また、補修調整室内の廃水処理装置から発生するスラッジは、ポリエチレン容器に入れてドラム缶に収納する。</p> <p>廃棄物容器に封入又は汚染拡大防止の措置を施した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設）へ運搬する。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p>	<p>また、補修調整室内の廃水処理装置から発生するスラッジは、ポリエチレン容器に入れてドラム缶に収納する。</p> <p>廃棄物容器に封入又は汚染拡大防止の措置を施した廃棄物は、施設内の固体廃棄施設又はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設へ運搬する。</p> <p><b>22.4 標識の設置</b></p> <p><b>22.4.1 廃棄施設の標識</b>  <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p><b>22.4.2 排気設備の標識</b>  <u>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p><b>22.4.3 排水設備の標識</b>  <u>屋内廃水ピットには、日本産業規格による放射能標識に「排水設備」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載した標識を設け、屋内廃水タンク並びに廃水処理装置には日本産業規格による放射能標識に「排水設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p>	<p>び残さ回収容器の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（表現の見直し）</li> <li>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）</li> </ul>
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <b>施設検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該施設検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <b>使用前検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該使用前検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</li> </ul>
<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。</p> <p>また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p>	<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。</p> <p>また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p>	



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空気中の放射性物質濃度の必要なモニタリングを実施する。 放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法： 排気モニタ、エアスニフア</li> <li>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法： スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</li> <li>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法： サーベイメータ、<b>TLD</b></li> </ol> <p>J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人被ばく線量計によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>大気じんあい、河川水等を採取し、その放射性物質濃度等を定期的に測定する。</u></p> <p>25. 非常用電源設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十七条 <b>施設検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該施設検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空気中の放射性物質濃度の必要なモニタリングを実施する。 放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法： 排気モニタ、エアスニフア</li> <li>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法： スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</li> <li>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法： サーベイメータ、<b>TLD</b></li> </ol> <p>J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人被ばく線量計によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u> <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>25. 非常用電源設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十七条 <b>使用前検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該使用前検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p> <p>・記載の適正化（法令の要求事項でないため削除）</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>本施設内の各設備で仮に全ての電源が喪失した場合でも、放射性物質が放出されるような事故が発生することは考えられないので、非常用電源設備を設けない。 商用電源の停電時には、通報設備、建築基準法に基づく非常用照明及び消防法に基づく自動火災報知設備は、内蔵された蓄電池により電源の供給が確保されるとともに、一般の駆動装置及び発熱装置の電源は遮断され、バルブは安全側に作動する。 <b>UF<sub>6</sub></b>を取扱う<b>UF<sub>6</sub></b>詰替装置は、金属製の容器、機器及び配管で構成されており、使用するバルブはシール材で密閉されている。また、大気と接触しない減圧状態で取扱うため、停電が発生した場合でも、<b>UF<sub>6</sub></b>は設備内に閉じ込められ、放射性物質が漏えいすることはない。 試料の化学分析の作業に使用するフードは、停電が発生した場合、前面開口部を閉めるため、フード内の微量の放射性物質が外部に漏えいする可能性はない。 水蒸気改質処理試験装置は、停電が発生した場合、自動的に試料、空気等の供給が停止し、不活性ガスで装置内が置換・冷却される。装置内に滞留する少量の放射性物質は、不活性ガスによる装置内の置換・冷却によって建家内排気ダクト（高性能エアフィルタ設置）に排出されるが、放射性物質は重さで沈降するため、外部へ漏えいする可能性は小さい。また、商用電源</p>	<p>本施設内の各設備で仮に全ての電源が喪失した場合でも、放射性物質が放出されるような事故が発生することは考えられないので、非常用電源設備を設けない。 商用電源の停電時には、通報設備、建築基準法に基づく非常用照明及び消防法に基づく自動火災報知設備は、内蔵された蓄電池により電源の供給が確保されるとともに、一般の駆動装置及び発熱装置の電源は遮断され、バルブは安全側に作動する。 <b>UF<sub>6</sub></b>を取扱う<b>UF<sub>6</sub></b>詰替装置は、金属製の容器、機器及び配管で構成されており、使用するバルブはシール材で密閉されている。また、大気と接触しない減圧状態で取扱うため、停電が発生した場合でも、<b>UF<sub>6</sub></b>は設備内に閉じ込められ、放射性物質が漏えいすることはない。 試料の化学分析の作業に使用するフードは、停電が発生した場合、前面開口部を閉めるため、フード内の微量の放射性物質が外部に漏えいする可能性はない。 水蒸気改質処理試験装置は、停電が発生した場合、自動的に試料、空気等の供給が停止し、不活性ガスで装置内が置換・冷却される。装置内に滞留する少量の放射性物質は、不活性ガスによる装置内の置換・冷却によって建家内排気ダクト（高性能エアフィルタ設置）に排出されるが、放射性物質は重さで沈降するため、外部へ漏えいする可能性は小さい。また、商用電源</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>の停電によって排風機が停止した場合でも、建家及び建家内の各室は閉めきられているので、管理区域内の空気が直接建家外に出ることは考えられない。 したがって、全ての電源が喪失しても、周辺環境への影響は考えられない。 なお、停電が発生した場合、排風機の停止に伴い、排気を監視している放射線管理設備も併せて停止するため、管理区域の出入口において、表面密度及び空気中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>の停電によって排風機が停止した場合でも、建家及び建家内の各室は閉めきられているので、管理区域内の空気が直接建家外に出ることは考えられない。 したがって、全ての電源が喪失しても、周辺環境への影響は考えられない。 なお、停電が発生した場合、排風機の停止に伴い、排気を監視している放射線管理設備も併せて停止するため、管理区域の出入口において、表面密度及び空気中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

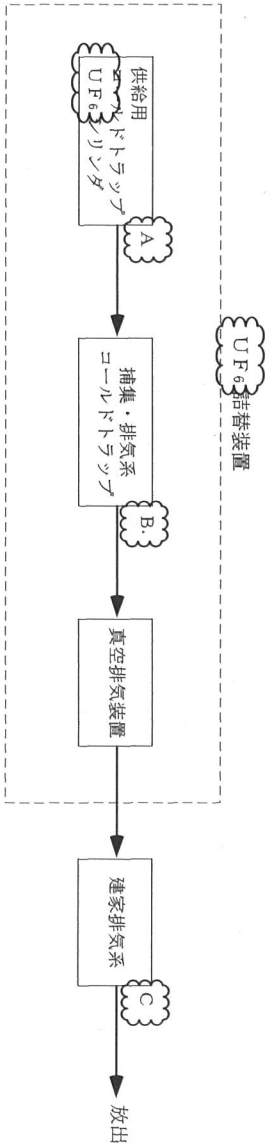
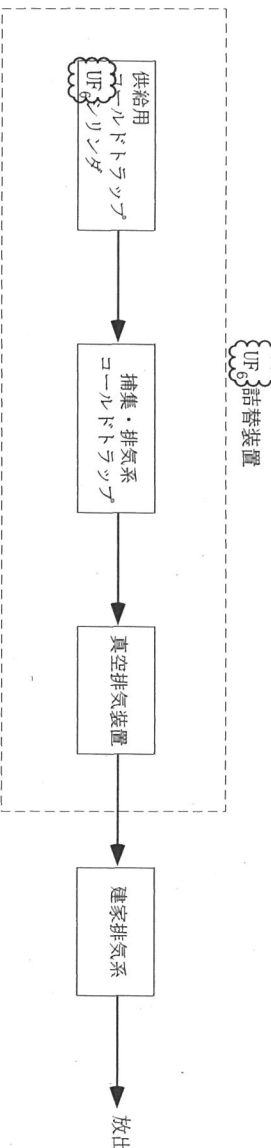
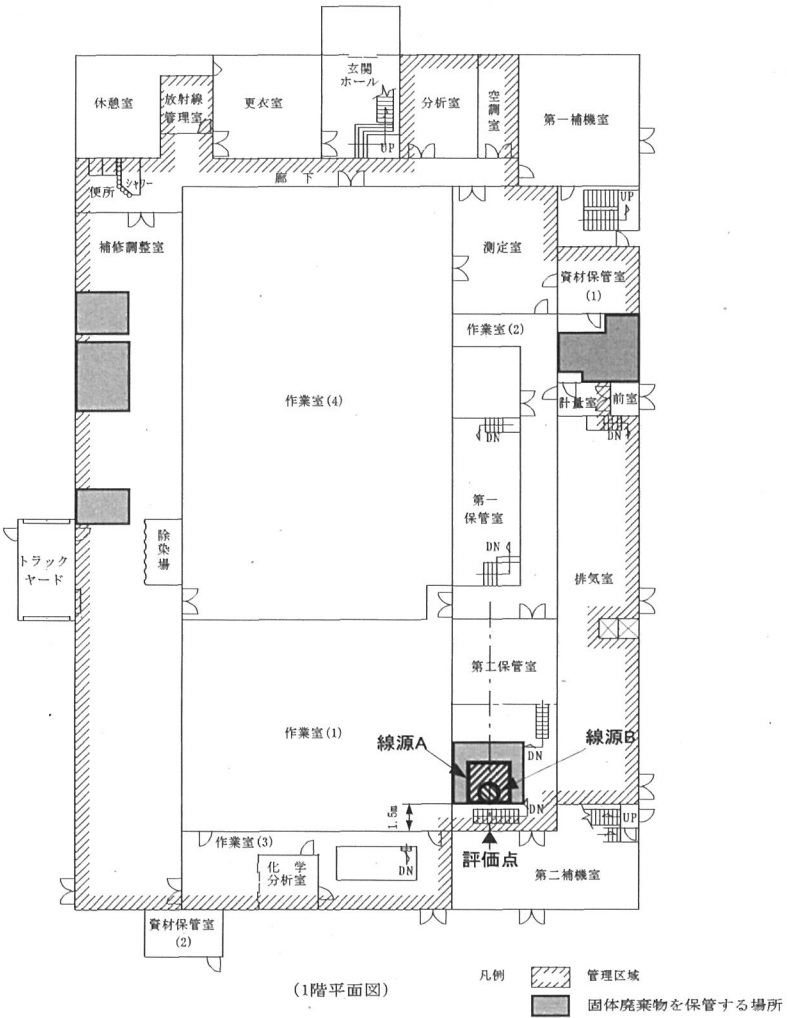
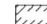

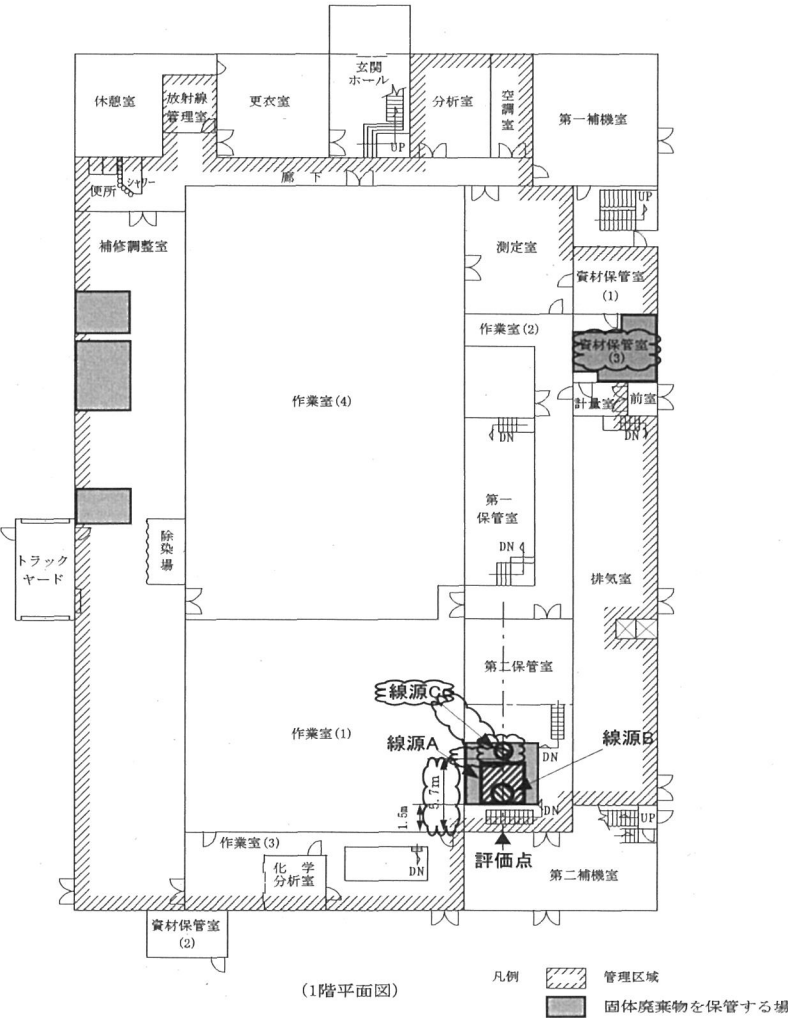


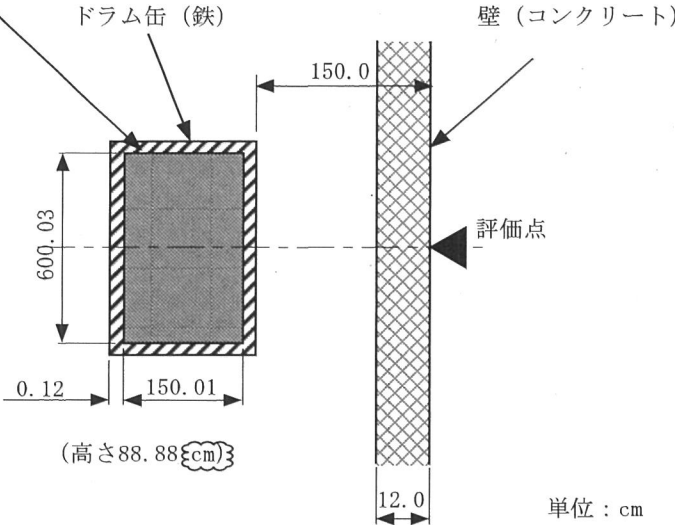
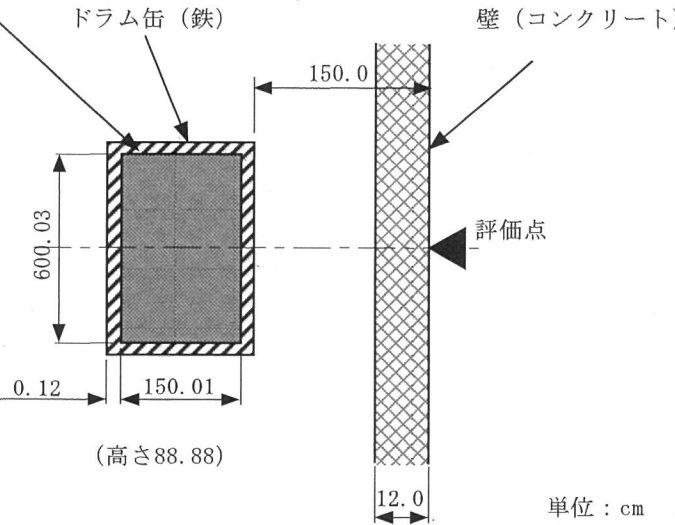
変 更 前	補 正 後	変更理由																												
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記 号</th> <th style="width: 30%;">A</th> <th style="width: 30%;">B</th> <th style="width: 25%;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の位置</td> <td>供給用コールドトラップ UF<sub>6</sub>出口</td> <td>捕集・排気系 コールドトラップ 出口</td> <td>建家排気系出口 (高性能エフ14)出口</td> </tr> <tr> <td>ウラン捕集効率</td> <td>—</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF捕集効率</td> <td>—</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 50%;">  </div> </div>	記 号	A	B	C	機器の位置	供給用コールドトラップ UF <sub>6</sub> 出口	捕集・排気系 コールドトラップ 出口	建家排気系出口 (高性能エフ14)出口	ウラン捕集効率	—	99.9%	99.9%	HF捕集効率	—	90%	90%	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機器名称</th> <th style="width: 30%;">供給用コールドトラップ UF<sub>6</sub>出口</th> <th style="width: 30%;">捕集・排気系コールドトラップ</th> <th style="width: 25%;">建家排気系 (高性能エフ14)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン捕集効率</td> <td>—</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF捕集効率</td> <td>—</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 50%;">  </div> </div>	機器名称	供給用コールドトラップ UF <sub>6</sub> 出口	捕集・排気系コールドトラップ	建家排気系 (高性能エフ14)	ウラン捕集効率	—	99.9%	99.9%	HF捕集効率	—	90%	90%	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>
記 号	A	B	C																											
機器の位置	供給用コールドトラップ UF <sub>6</sub> 出口	捕集・排気系 コールドトラップ 出口	建家排気系出口 (高性能エフ14)出口																											
ウラン捕集効率	—	99.9%	99.9%																											
HF捕集効率	—	90%	90%																											
機器名称	供給用コールドトラップ UF <sub>6</sub> 出口	捕集・排気系コールドトラップ	建家排気系 (高性能エフ14)																											
ウラン捕集効率	—	99.9%	99.9%																											
HF捕集効率	—	90%	90%																											

図 1-1 UF<sub>6</sub>詰替装置プロセス概略フローシート

変更前		補正後		変更理由																																												
				<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の位置</td> <td>ガス化装置出口</td> <td>反応装置出口</td> <td>排ガス処理装置出口</td> <td>建家排気系出口 (高性能エアフィルタ出口)</td> </tr> <tr> <td>ウラン捕集効率</td> <td>80%</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF捕集効率</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>HCl捕集効率</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		記号	A		B	C	D	機器の位置	ガス化装置出口	反応装置出口	排ガス処理装置出口	建家排気系出口 (高性能エアフィルタ出口)	ウラン捕集効率	80%	99%	99%	99.9%	HF捕集効率	—	99%	99%	90%	HCl捕集効率	—	99%	99%	90%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>ガス化装置</th> <th>反応装置</th> <th>排ガス処理装置</th> <th>建家排気系 (高性能エアフィルタ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン捕集効率</td> <td>80%</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF捕集効率</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>HCl捕集効率</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>99%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		機器名称	ガス化装置	反応装置	排ガス処理装置	建家排気系 (高性能エアフィルタ)	ウラン捕集効率	80%	99%	99%	99.9%	HF捕集効率	—	99%	99%	90%	HCl捕集効率	—	99%	99%
記号	A	B	C	D																																												
機器の位置	ガス化装置出口	反応装置出口	排ガス処理装置出口	建家排気系出口 (高性能エアフィルタ出口)																																												
ウラン捕集効率	80%	99%	99%	99.9%																																												
HF捕集効率	—	99%	99%	90%																																												
HCl捕集効率	—	99%	99%	90%																																												
機器名称	ガス化装置	反応装置	排ガス処理装置	建家排気系 (高性能エアフィルタ)																																												
ウラン捕集効率	80%	99%	99%	99.9%																																												
HF捕集効率	—	99%	99%	90%																																												
HCl捕集効率	—	99%	99%	90%																																												
<p>図 1-2 水蒸気改質処理試験装置プロセス概要フローシート</p>		<p>図 1-2 水蒸気改質処理試験装置プロセス概要フローシート</p>																																														

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1                  線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2                  ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03 kgUとする。                  ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5 kgUとする。</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1                  線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2                  線源C：200Lドラム缶1本に収納した難処理有機廃棄物処理試験残さ（回収ウラン）；12.6 kgU                  ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03 kgUとする。                  ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5 kgUとする。</p>	<p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことにより発生する残さの保管場所を線量評価線源に追加するため</p> <p>・記載の適正化（部屋名称の追記）</p>
<p>図 2 - 1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	<p>図 2 - 1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>体積線源 (固体廃棄物: コンクリート組成で模擬)</p>  <p>線源Aモデル図 (図2-1に示す線源配置と評価点位置参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源物質データ: 回収ウラン (1.2 kgU<sup>※1</sup>)</li> <li>線源領域物質: 普通コンクリート組成、密度0.50 g/cm<sup>3</sup><sup>※2</sup></li> <li>線源領域モデル: 体積線源 (直方体<sup>※3</sup>)</li> <li>遮蔽体: ドラム缶 (鉄、密度7.20 g/cm<sup>3</sup>) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm<sup>3</sup>)</li> </ul> <p>※1: 最大保管数量40本分のウラン量                  ※2: 固体廃棄物の実測平均密度より保守的に設定                  ※3: 200 Lドラム缶40本の1段積みで保守的な長方配置を模擬した等価容積の直方体構造</p> </div> <p>図2-2 固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価計算モデル(1)</p>	<p>体積線源 (固体廃棄物: コンクリート組成で模擬)</p>  <p>線源Aモデル図 (図2-1に示す線源配置と評価点位置参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源物質データ: 回収ウラン (1.2 kgU<sup>※1</sup>)</li> <li>線源領域物質: 普通コンクリート組成、密度0.50 g/cm<sup>3</sup><sup>※2</sup></li> <li>線源領域モデル: 体積線源 (直方体<sup>※3</sup>)</li> <li>遮蔽体: ドラム缶 (鉄、密度7.20 g/cm<sup>3</sup>) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm<sup>3</sup>)</li> </ul> <p>※1: 最大保管数量40本分のウラン量                  ※2: 固体廃棄物の実測平均密度より保守的に設定                  ※3: 200 Lドラム缶40本の1段積みで保守的な長方配置を模擬した等価容積の直方体構造</p> </div> <p>図2-2 固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価計算モデル(1)</p>	<p>・記載の適正化 (誤記修正)</p>



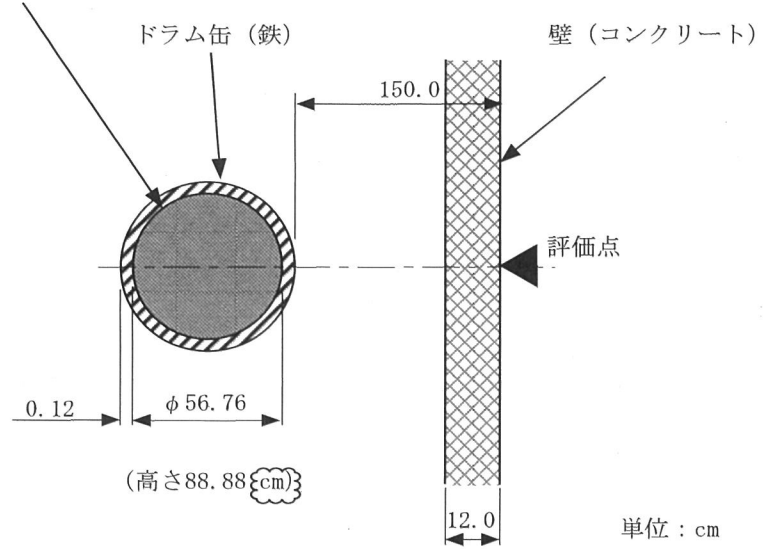
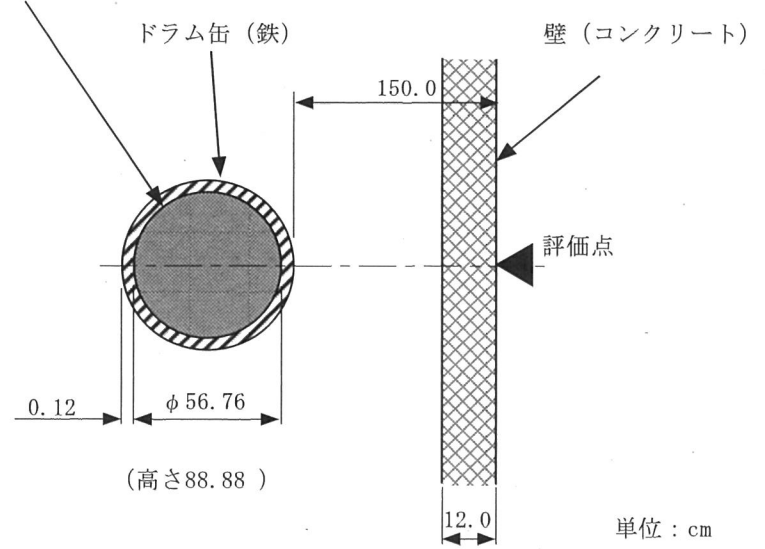
変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>体積線源（固体廃棄物：コンクリート組成で模擬）</p>  <p>線源Bモデル図 (図2-1に示す線源配置と評価点位置参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源物質データ：回収ウラン (3.0 kgU<sup>※1</sup>)</li> <li>線源領域物質：普通コンクリート組成、密度0.50 g/cm<sup>3</sup><sup>※2</sup></li> <li>線源領域モデル：体積線源 (円柱<sup>※3</sup>)</li> <li>遮蔽体：ドラム缶 (鉄、密度7.20 g/cm<sup>3</sup>) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm<sup>3</sup>)</li> </ul> <p>※1：スラッジ及び廃吸着剤の最大保管数量2本分のウラン量                  ※2：固体廃棄物の実測平均密度より保守的に設定                  ※3：1本の200 Lドラム缶を模擬した円柱体構造に2本分のウラン量を充当</p> </div>	<p>体積線源（固体廃棄物：コンクリート組成で模擬）</p>  <p>線源Bモデル図 (図2-1に示す線源配置と評価点位置参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線源物質データ：回収ウラン (3.0 kgU<sup>※1</sup>)</li> <li>線源領域物質：普通コンクリート組成、密度0.50 g/cm<sup>3</sup><sup>※2</sup></li> <li>線源領域モデル：体積線源 (円柱<sup>※3</sup>)</li> <li>遮蔽体：ドラム缶 (鉄、密度7.20 g/cm<sup>3</sup>) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm<sup>3</sup>)</li> </ul> <p>※1：スラッジ及び廃吸着剤の最大保管数量2本分のウラン量                  ※2：固体廃棄物の実測平均密度より保守的に設定                  ※3：1本の200 Lドラム缶を模擬した円柱体構造に2本分のウラン量を充当</p> </div>	<p>・記載の適正化（誤記修正）</p>

図2-3 固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価計算モデル(2)

図2-3 固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価計算モデル(2)

変更前	補正後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	<div data-bbox="985 231 1825 925"> <p>体積線源 (試験残さ：ウラン組成で模擬)</p> <p>ドラム缶 (鉄)</p> <p>壁 (コンクリート)</p> <p>570.0</p> <p>0.12</p> <p>φ28.16</p> <p>φ56.76</p> <p>(高さ21.38)</p> <p>評価点</p> <p>12.0</p> <p>単位：cm</p> <p>線源Cモデル図</p> <p>(図2-1に示す線源配置と評価点位置参照)</p> </div> <div data-bbox="1008 957 1758 1268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線源物質データ：回収ウラン (12.6 kgU<sup>※1</sup>)</li> <li>・線源領域物質：ウラン組成、密度0.95 g/cm<sup>3</sup><sup>※2</sup></li> <li>・線源領域モデル：体積線源 (円柱<sup>※3</sup>)</li> <li>・遮蔽体：ドラム缶 (鉄、密度7.20 g/cm<sup>3</sup>) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm<sup>3</sup>)</li> </ul> <p>※1：難処理有機廃棄物処理試験残さの合計ウラン量                  ※2：試験残さをウランとした密度                  ※3：1本の樹脂製容器を模擬した円柱体構造に回収した残さ量分のウラン量を充当し、200 Lドラム缶に収納</p> </div>	<p>・回収ウランを含んだ廃油を試料として難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行うことにより発生する残さの保管場所における管理区域境界の線量評価のため</p>

図2-4 固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価計算モデル(3)

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 <b>施設検査対象施設</b>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>J棟施設内で大きな事故が起きたとしても、前項までに述べたような各種の安全対策により、一般公衆に影響が及ぶような事故が起こるとは考えられないが、ここでは技術的に考えて最悪の場合には起こるかもしれない最大想定事故を解析し、一般公衆の線量を評価する。</p> <p>本施設内で放射性物質の取扱いに係る作業等として、<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置による六ふっ化ウラン（以下「<u>UF<sub>6</sub></u>」と表記する。）の詰め替え作業、水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理に係る試験、試料中のウラン等の分析作業、廃水処理装置による廃水処理作業等があるが、放射性物質の取扱量が最も多い<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置について評価を行う。</p> <p><u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置で想定される事故のうち、施設外への影響が最大と考えられる加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管が破損した場合について以下に検討する。</p> <p><u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器加温水槽は簡易型ハウスで覆いを設け、万一破損事故が発生した場合にも、排気処理装置により極力施設外への影響を小さくするよう計画する。図1-1にそのシステムの概略を示す。</p> <p>異常発生時に確実に排気処理を行うため次のように対策する。</p> <p>(1) 異常は計器（<b>HF</b>モニタ）による自動検出とする。</p> <p>(2) 検出器及びアルカリスクラバの定期点検を行う。</p> <p>事故は何らかの外力が加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管に働き、配管が破損したとする。<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器内は大気圧力以下であるため、空気が流入する。<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の内部では、空気中の水分により<u>UF<sub>6</sub></u> は直ちに加水分解されてふっ化ウラニル（以下「<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>」と表記する。）とふっ化水素（以下「<b>HF</b>」と表記する。）が生成し白煙が発生する。簡易型ハウス内に拡散した<u>UF<sub>6</sub></u>、<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>、<b>HF</b>は、<b>HF</b>モニタの検知器により検出される。この間、<u>UF<sub>6</sub></u>を含むこれらの生成物は拡散により<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器から徐々に流出する。実際にはあり得ないが、流出量は安全をみて、<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん量の最も多い10Aシリンダ1基の全量（135 kg<u>UF<sub>6</sub></u>）とする。</p> <p>大気中に放出された気体<u>UF<sub>6</sub></u>は、全量加水分解され、反応により生成した微粒子状の<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>は次第に成長し、50 %が簡易型ハウス、ダクト壁面等に付着するとする。残量は排気処理装置で除去されるが各装置の捕集性能は、図1-1の表に示す数値が期待できる。</p> <p>よって、アルカリスクラバ及び高性能エアフィルタを通過した後の排気筒放出ウラン量は 0.46 gUとなり、また、排気筒出口におけるウラン濃度は建家の総排気量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、天然ウランの比放射能を2.615×10<sup>4</sup> Bq/gUとすると、</p> $\frac{0.46\text{gU} \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU}}{121\,800 \text{ m}^3/\text{h} \times 24 \text{ h/d} \times 90 \text{ d} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3} = 4.58 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、十分な安全裕度をみた事故時の拡散条件を考慮しても一般公衆の内部被ばくによ</p>	<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 <b>使用前検査対象施設</b>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>J棟施設内で大きな事故が起きたとしても、前項までに述べたような各種の安全対策により、一般公衆に影響が及ぶような事故が起こるとは考えられないが、ここでは技術的に考えて最悪の場合には起こるかもしれない最大想定事故を解析し、一般公衆の線量を評価する。</p> <p>本施設内で放射性物質の取扱いに係る作業等として、<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置による六ふっ化ウラン（以下「<u>UF<sub>6</sub></u>」と表記する。）の詰め替え作業、水蒸気改質処理試験装置による難処理有機廃棄物の処理に係る試験、試料中のウラン等の分析作業、廃水処理装置による廃水処理作業等があるが、放射性物質の取扱量が最も多い<u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置について評価を行う。</p> <p><u>UF<sub>6</sub></u> 詰替装置で想定される事故のうち、施設外への影響が最大と考えられる加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管が破損した場合について以下に検討する。</p> <p><u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器加温水槽は簡易型ハウスで覆いを設け、万一破損事故が発生した場合にも、排気処理装置により極力施設外への影響を小さくするよう計画する。図1-1にそのシステムの概略を示す。</p> <p>異常発生時に確実に排気処理を行うため次のように対策する。</p> <p>(1) 異常は計器（<b>HF</b>モニタ）による自動検出とする。</p> <p>(2) 検出器及びアルカリスクラバの定期点検を行う。</p> <p>事故は何らかの外力が加温中の供給用コールドトラップ等の<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の配管に働き、配管が破損したとする。<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器内は大気圧力以下であるため、空気が流入する。<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器の内部では、空気中の水分により<u>UF<sub>6</sub></u> は直ちに加水分解されてふっ化ウラニル（以下「<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>」と表記する。）とふっ化水素（以下「<b>HF</b>」と表記する。）が生成し白煙が発生する。簡易型ハウス内に拡散した<u>UF<sub>6</sub></u>、<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>、<b>HF</b>は、<b>HF</b>モニタの検知器により検出される。この間、<u>UF<sub>6</sub></u>を含むこれらの生成物は拡散により<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん容器から徐々に流出する。実際にはあり得ないが、流出量は安全をみて、<u>UF<sub>6</sub></u> 充てん量の最も多い10 Aシリンダ1基の全量（135 kg<u>UF<sub>6</sub></u>）とする。</p> <p>大気中に放出された気体<u>UF<sub>6</sub></u>は、全量加水分解され、反応により生成した微粒子状の<u>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></u>は次第に成長し、50 %が簡易型ハウス、ダクト壁面等に付着するとする。残量は排気処理装置で除去されるが各装置の捕集性能は、図1-1の表に示す数値が期待できる。</p> <p>よって、アルカリスクラバ及び高性能エアフィルタを通過した後の排気筒放出ウラン量は 0.46 gUとなり、また、排気筒出口におけるウラン濃度は建家の総排気量を 121 800 m<sup>3</sup>/h、天然ウランの比放射能を2.615×10<sup>4</sup> Bq/gUとすると、</p> $\frac{0.46 \text{ gU} \times 2.615 \times 10^4 \text{ Bq/gU}}{121\,800 \text{ m}^3/\text{h} \times 24 \text{ h/d} \times 90 \text{ d} \times 10^6 \text{ cm}^3/\text{m}^3} = 4.58 \times 10^{-11} \text{ Bq/cm}^3$ <p>となり、十分な安全裕度をみた事故時の拡散条件を考慮しても一般公衆の内部被ばくによ</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>る線量は十分に小さい。                      参考として、この最大想定事故におけるHFの排気筒からの全放出量は 30.7 gHF (アルカリスクラバ捕集効率： 99 %、高性能エアフィルタ捕集効率： 90 %) である。                      なお、排気処理装置の高性能エアフィルタを通過するHF量は 307 gHFとなる。高性能エアフィルタは1枚当たり 69 gのHF通過で効果を失うとされているが、排気処理装置は常時 61枚の高性能エアフィルタを使用しているので、307 gのHF通過 (5.1 gHF/枚) でフィルタ性能は失われない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <b>施設検査対象施設</b>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<b>当該施設検査対象施設</b>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>る線量は十分に小さい。                      参考として、この最大想定事故におけるHFの排気筒からの全放出量は 30.7 gHF (アルカリスクラバ捕集効率： 99 %、高性能エアフィルタ捕集効率： 90 %) である。                      なお、排気処理装置の高性能エアフィルタを通過するHF量は 307 gHFとなる。高性能エアフィルタは1枚当たり 69 gのHF通過で効果を失うとされているが、排気処理装置は常時 61枚の高性能エアフィルタを使用しているので、307 gのHF通過 (5.1 gHF/枚) でフィルタ性能は失われない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <b>使用前検査対象施設</b>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<b>当該使用前検査対象施設</b>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p> <p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変更前	補正後	変更理由																												
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">記号</th> <th style="width: 20%;">A</th> <th style="width: 20%;">B</th> <th style="width: 20%;">C</th> </tr> <tr> <td>機器の位置</td> <td>アルカリスクラバ入口</td> <td>アルカリスクラバ出口</td> <td>高性能エアフィルタ出口</td> </tr> <tr> <td>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">99%</td> <td style="text-align: center;">99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">99%</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div>	記号	A	B	C	機器の位置	アルカリスクラバ入口	アルカリスクラバ出口	高性能エアフィルタ出口	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	50%	99%	99.9%	HF	—	99%	90%	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">機器名称</th> <th style="width: 20%;">筒易型ハウス</th> <th style="width: 20%;">アルカリスクラバ</th> <th style="width: 20%;">高性能エアフィルタ</th> </tr> <tr> <td>UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub></td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">99%</td> <td style="text-align: center;">99.9%</td> </tr> <tr> <td>HF</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">99%</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div>	機器名称	筒易型ハウス	アルカリスクラバ	高性能エアフィルタ	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	50%	99%	99.9%	HF	—	99%	90%	<p>・記載の適正化（表現の見直し）</p>
記号	A	B	C																											
機器の位置	アルカリスクラバ入口	アルカリスクラバ出口	高性能エアフィルタ出口																											
UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	50%	99%	99.9%																											
HF	—	99%	90%																											
機器名称	筒易型ハウス	アルカリスクラバ	高性能エアフィルタ																											
UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	50%	99%	99.9%																											
HF	—	99%	90%																											

図 1-1 排気処理装置フローシート

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新旧対照表

本文	本-1~15
本文図面	本図-1~2
添付書類1	添1-1~11
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類2	添2-1
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

高レベル放射性物質研究施設



変 更 前			補 正 後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略) 2. 使用の目的及び方法			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし) 2. 使用の目的及び方法			
目的番号	使用の目的	区 分	目的番号	使用の目的	区 分	
(1)	新型炉燃料の再処理技術に関する研究		(1)	新型炉燃料の再処理技術に関する研究		記載の適正化 (表現の見直し)
(2)	高レベル放射性廃液の処理・処分技術に関する研究		(2)	高レベル放射性廃液の処理・処分技術に関する研究		
(3)	核燃料サイクル技術に関連する基礎研究		(3)	核燃料サイクル技術に関連する基礎研究		
但し、上記目的は平和利用に限る。			但し、上記目的は平和利用に限る。			
目的番号	使用の方法	室名称等	目的番号	使用の方法	室名称等	
(1)	新型炉燃料の再処理技術に関する研究として、高速実験炉「常陽」の炉心燃料等 <sup>1</sup> を用い、燃料ピンのせん断、溶解、分離等の湿式再処理試験、基礎化学試験及び付帯する分析を行う。試験工程を図2-1に示す。 使用済燃料を用いてせん断、溶解等の環境への放射性物質の有意な放出を伴う試験を行う場合は、(3)の方法との合計で、ウラン-233、ウラン-235とプルトニウムの合計量の年間最大使用量を1320g以下とする。 本研究で取り扱う使用済燃料の種類を以下に示す。 1)高速実験炉「常陽」の炉心燃料 ・MK-I型 燃焼度 50 000Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・MK-II型 燃焼度 75 000Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・MK-III型 燃焼度 90 000Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・特殊燃料 燃焼度 200 000Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 2)その他の燃料 高速増殖原型炉「もんじゅ」の燃料 ・炉心燃料 燃焼度 94 000Mwd/t以下、冷却日数 550日以上 ・プランケット燃料 燃焼度 5 800Mwd/t以下、冷却日数 550日以上 軽水炉燃料 燃焼度 28 000Mwd/t以下、冷却日数 180日以上 新型転換炉原型炉「ふげん」の燃料 燃焼度 20 000Mwd/t以下、冷却日数 180日以上 その他、上記燃料の安全評価を超えない範囲の未照射/照射済燃料、核燃料物質、放射性物質	CA-1セル、 CA-2セル、 CA-3セル、 CA-4セル、 CA-5セル、 実験室A、 実験室B、 実験室C、 分析室、 操作室A、 クレーンホール、 測定室、 EPMA 付属セル				
(1)	新型炉燃料の再処理技術に関する研究として、高速実験炉「常陽」の炉心燃料等 <sup>1</sup> を用い、燃料ピンのせん断、溶解、分離等の湿式再処理試験、基礎化学試験及び付帯する分析を行う。試験工程を図2-1に示す。 使用済燃料を用いてせん断、溶解等の環境への放射性物質の有意な放出を伴う試験を行う場合は、(3)の方法との合計で、ウラン-233、ウラン-235とプルトニウムの合計量の年間最大使用量を1320g以下とする。 本研究で取り扱う使用済燃料の種類を以下に示す。 1)高速実験炉「常陽」の炉心燃料 ・MK-I型 燃焼度 50 000 Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・MK-II型 燃焼度 75 000 Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・MK-III型 燃焼度 90 000 Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 ・特殊燃料 燃焼度 200 000 Mwd/t以下、冷却日数 150日以上 2)その他の燃料 高速増殖原型炉「もんじゅ」の燃料 ・炉心燃料 燃焼度 94 000 Mwd/t以下、冷却日数 550日以上 ・プランケット燃料 燃焼度 5 800 Mwd/t以下、冷却日数 550日以上 軽水炉燃料 燃焼度 28 000 Mwd/t以下、冷却日数 180日以上 新型転換炉原型炉「ふげん」の燃料 燃焼度 20 000 Mwd/t以下、冷却日数 180日以上 その他、上記燃料の安全評価を超えない範囲の未照射/照射済燃料、核燃料物質、放射性物質	CA-1セル、 CA-2セル、 CA-3セル、 CA-4セル、 CA-5セル、 実験室A、 実験室B、 実験室C、 分析室、 操作室A、 クレーンホール、 測定室、 EPMA 付属セル				
目的番号(2)、(3) (省略)			目的番号(2)、(3) (変更なし)			

変 更 前			補 正 後			変更理由
目的番号	使用の方法	室名称等	目的番号	使用の方法	室名称等	
共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① グローブボックスからのバッグアウト グローブボックス（同等の閉じ込め機能を有する設備を含む。）内で不要となった物品等をビニルバッグにより閉じ込めの機能を維持した状態でグローブボックスから搬出する。</p> <p>② 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>③ 所定の容器への収納 上記①及び②で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>④ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。</p> <p>これらの作業時には、火災防止（上記①、②、③及び④で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	グリーン区域 及び アンバー区域 各室	共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① グローブボックスからのバッグアウト グローブボックス（同等の閉じ込め機能を有する設備を含む。）内で不要となった物品等をビニルバッグにより閉じ込めの機能を維持した状態でグローブボックスから搬出する。</p> <p>② 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>③ 所定の容器への収納 上記①及び②で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>④ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。</p> <p>これらの作業時には、火災防止（上記①、②、③及び④で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	グリーン区域 及び アンバー区域 各室	記載の適正化 (表現の見直し)
<p>*1 炉心燃料等の組成について、次式に従い求めた値(D)が制限値(S)以下であることを、他施設からの受入れ又はプルトニウム貯蔵庫からセル若しくはグローブボックスに移動する際に確認することとし、保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。ただし、被覆管又は金属製容器に封入され、セル又はグローブボックスで開封しない核燃料物質を移動する場合、及びプルトニウムの含有量が 20mg 以下の核燃料物質、放射性物質、プルトニウムが含まれない未照射ウラン又は軽水炉燃料再処理廃液を、受入れ又は移動する場合を除く。</p> <p>①：使用済み燃料及び照射済燃料ピンの場合 ②：①以外（未照射MOXペレット等）の場合</p> $D : D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Cm144} \times K_{Cm144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$ <p>S : ① 9.2×10<sup>8</sup> ② 1.08×10<sup>9</sup></p>			<p>*1 炉心燃料等の組成について、次式に従い求めた値(D)が制限値(S)以下であることを、他施設からの受入れ又はプルトニウム貯蔵庫からセル若しくはグローブボックスに移動する際に確認することとし、保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。ただし、被覆管又は金属製容器に封入され、セル又はグローブボックスで開封しない核燃料物質を移動する場合、及びプルトニウムの含有量が 20 mg 以下の核燃料物質、放射性物質、プルトニウムが含まれない未照射ウラン又は軽水炉燃料再処理廃液を、受入れ又は移動する場合を除く。</p> <p>①：使用済み燃料及び照射済燃料ピンの場合 ②：①以外（未照射MOXペレット等）の場合</p> $D : D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Cm144} \times K_{Cm144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$ <p>S : ① 9.2×10<sup>8</sup> ② 1.08×10<sup>9</sup></p>			

変 更 前	補 正 後	変更理由																																																																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">パラメータ</th> <th style="width:85%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>X<sub>Pu238</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu239</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu240</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu241</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu242</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Ce144</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Am241</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Cm242</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Cm244</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">係数</th> <th style="width:35%;">①</th> <th style="width:35%;">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>K<sub>Pu238</sub></td><td>2.91×10<sup>10</sup></td><td>2.91×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu239</sub></td><td>1.15×10<sup>8</sup></td><td>1.15×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu240</sub></td><td>4.19×10<sup>8</sup></td><td>4.19×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu241</sub></td><td>3.43×10<sup>9</sup></td><td>3.43×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu242</sub></td><td>7.03×10<sup>6</sup></td><td>7.03×10<sup>6</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Ce144</sub></td><td>5.85×10<sup>8</sup></td><td>4.24×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Am241</sub></td><td>7.36×10<sup>8</sup></td><td>5.33×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Cm242</sub></td><td>8.79×10<sup>10</sup></td><td>6.37×10<sup>11</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Cm244</sub></td><td>1.12×10<sup>10</sup></td><td>8.09×10<sup>10</sup></td></tr> </tbody> </table>	パラメータ	定義	X <sub>Pu238</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)	X <sub>Pu239</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)	X <sub>Pu240</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)	X <sub>Pu241</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)	X <sub>Pu242</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)	X <sub>Ce144</sub>	プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)	X <sub>Am241</sub>	プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)	X <sub>Cm242</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)	X <sub>Cm244</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)	係数	①	②	K <sub>Pu238</sub>	2.91×10 <sup>10</sup>	2.91×10 <sup>10</sup>	K <sub>Pu239</sub>	1.15×10 <sup>8</sup>	1.15×10 <sup>8</sup>	K <sub>Pu240</sub>	4.19×10 <sup>8</sup>	4.19×10 <sup>8</sup>	K <sub>Pu241</sub>	3.43×10 <sup>9</sup>	3.43×10 <sup>9</sup>	K <sub>Pu242</sub>	7.03×10 <sup>6</sup>	7.03×10 <sup>6</sup>	K <sub>Ce144</sub>	5.85×10 <sup>8</sup>	4.24×10 <sup>9</sup>	K <sub>Am241</sub>	7.36×10 <sup>8</sup>	5.33×10 <sup>9</sup>	K <sub>Cm242</sub>	8.79×10 <sup>10</sup>	6.37×10 <sup>11</sup>	K <sub>Cm244</sub>	1.12×10 <sup>10</sup>	8.09×10 <sup>10</sup>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">パラメータ</th> <th style="width:85%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>X<sub>Pu238</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu239</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu240</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu241</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Pu242</sub></td><td>プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Ce144</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Am241</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Cm242</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)</td></tr> <tr><td>X<sub>Cm244</sub></td><td>プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">係数</th> <th style="width:35%;">①</th> <th style="width:35%;">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>K<sub>Pu238</sub></td><td>2.91×10<sup>10</sup></td><td>2.91×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu239</sub></td><td>1.15×10<sup>8</sup></td><td>1.15×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu240</sub></td><td>4.19×10<sup>8</sup></td><td>4.19×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu241</sub></td><td>3.43×10<sup>9</sup></td><td>3.43×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Pu242</sub></td><td>7.03×10<sup>6</sup></td><td>7.03×10<sup>6</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Ce144</sub></td><td>5.85×10<sup>8</sup></td><td>4.24×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Am241</sub></td><td>7.36×10<sup>8</sup></td><td>5.33×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Cm242</sub></td><td>8.79×10<sup>10</sup></td><td>6.37×10<sup>11</sup></td></tr> <tr><td>K<sub>Cm244</sub></td><td>1.12×10<sup>10</sup></td><td>8.09×10<sup>10</sup></td></tr> </tbody> </table>	パラメータ	定義	X <sub>Pu238</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)	X <sub>Pu239</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)	X <sub>Pu240</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)	X <sub>Pu241</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)	X <sub>Pu242</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)	X <sub>Ce144</sub>	プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)	X <sub>Am241</sub>	プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)	X <sub>Cm242</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)	X <sub>Cm244</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)	係数	①	②	K <sub>Pu238</sub>	2.91×10 <sup>10</sup>	2.91×10 <sup>10</sup>	K <sub>Pu239</sub>	1.15×10 <sup>8</sup>	1.15×10 <sup>8</sup>	K <sub>Pu240</sub>	4.19×10 <sup>8</sup>	4.19×10 <sup>8</sup>	K <sub>Pu241</sub>	3.43×10 <sup>9</sup>	3.43×10 <sup>9</sup>	K <sub>Pu242</sub>	7.03×10 <sup>6</sup>	7.03×10 <sup>6</sup>	K <sub>Ce144</sub>	5.85×10 <sup>8</sup>	4.24×10 <sup>9</sup>	K <sub>Am241</sub>	7.36×10 <sup>8</sup>	5.33×10 <sup>9</sup>	K <sub>Cm242</sub>	8.79×10 <sup>10</sup>	6.37×10 <sup>11</sup>	K <sub>Cm244</sub>	1.12×10 <sup>10</sup>	8.09×10 <sup>10</sup>	<p>記載の適正化 (表現の見直し)</p>
パラメータ	定義																																																																																																					
X <sub>Pu238</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu239</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu240</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu241</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu242</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Ce144</sub>	プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Am241</sub>	プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Cm242</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Cm244</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)																																																																																																					
係数	①	②																																																																																																				
K <sub>Pu238</sub>	2.91×10 <sup>10</sup>	2.91×10 <sup>10</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu239</sub>	1.15×10 <sup>8</sup>	1.15×10 <sup>8</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu240</sub>	4.19×10 <sup>8</sup>	4.19×10 <sup>8</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu241</sub>	3.43×10 <sup>9</sup>	3.43×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu242</sub>	7.03×10 <sup>6</sup>	7.03×10 <sup>6</sup>																																																																																																				
K <sub>Ce144</sub>	5.85×10 <sup>8</sup>	4.24×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Am241</sub>	7.36×10 <sup>8</sup>	5.33×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Cm242</sub>	8.79×10 <sup>10</sup>	6.37×10 <sup>11</sup>																																																																																																				
K <sub>Cm244</sub>	1.12×10 <sup>10</sup>	8.09×10 <sup>10</sup>																																																																																																				
パラメータ	定義																																																																																																					
X <sub>Pu238</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-238の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu239</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-239の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu240</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-240の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu241</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-241の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Pu242</sub>	プルトニウム1gに含まれるプルトニウム-242の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Ce144</sub>	プルトニウム1gに同伴するセリウム-144の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Am241</sub>	プルトニウム1gに同伴するアメリシウム-241の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Cm242</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-242の重量(g)																																																																																																					
X <sub>Cm244</sub>	プルトニウム1gに同伴するキュリウム-244の重量(g)																																																																																																					
係数	①	②																																																																																																				
K <sub>Pu238</sub>	2.91×10 <sup>10</sup>	2.91×10 <sup>10</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu239</sub>	1.15×10 <sup>8</sup>	1.15×10 <sup>8</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu240</sub>	4.19×10 <sup>8</sup>	4.19×10 <sup>8</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu241</sub>	3.43×10 <sup>9</sup>	3.43×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Pu242</sub>	7.03×10 <sup>6</sup>	7.03×10 <sup>6</sup>																																																																																																				
K <sub>Ce144</sub>	5.85×10 <sup>8</sup>	4.24×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Am241</sub>	7.36×10 <sup>8</sup>	5.33×10 <sup>9</sup>																																																																																																				
K <sub>Cm242</sub>	8.79×10 <sup>10</sup>	6.37×10 <sup>11</sup>																																																																																																				
K <sub>Cm244</sub>	1.12×10 <sup>10</sup>	8.09×10 <sup>10</sup>																																																																																																				

変更前		補正後		変更理由
4. 使用の場所 (省略)		4. 使用の場所 (変更なし)		記載の適正化 (表現の見直し)
5. 予定使用期間及び年間予定使用量  (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり  (高レベル放射性物質研究施設)		5. 予定使用期間及び年間予定使用量  (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり  (高レベル放射性物質研究施設)		
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量	
天然ウラン及びその化合物 <sup>*1</sup>	自 2015年4月1日 至 2021年3月31日	20 kg (U量)	20 kg (U量)	
劣化ウラン及びその化合物 <sup>*1</sup>		35 kg (U量)	35 kg (U量)	
濃縮ウラン及びその化合物 <sup>*1</sup>		15 kg (U量)	15 kg (U量)	
濃縮度 20% <sup>*2</sup> 未満		1.5 kg (U量)	1.5 kg (U量)	
濃縮度 20% <sup>*2</sup> 以上				
プルトニウム及びその化合物 <sup>*1</sup>		1.99 kg (Pu量)	1.99 kg (Pu量)	
ウラン-233 及びその化合物		5 g (U量)	5 g (U量)	
高レベル放射性廃液及びこれのガラス固化体	3.7×10 <sup>16</sup> Bq	1.11×10 <sup>16</sup> Bq		
*1: 使用済燃料中に含まれる核燃料物質、使用済燃料から回収した核燃料物質及び他施設より受け入れた未照射の核燃料物質を含む。		*1: 使用済燃料中に含まれる核燃料物質、使用済燃料から回収した核燃料物質及び他施設より受け入れた未照射の核燃料物質を含む。		記載の適正化 (表現の見直し)
*2: %は質量分率を示す。		*2: %は質量分率を示す。		

変 更 前		補 正 後		変更理由																												
<p>6. 使用済燃料の処分の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>使用済燃料の処分の方法</td> <td>A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究開発センター内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。</td> </tr> </table>		使用済燃料の処分の方法	A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究開発センター内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。	<p>6. 使用済燃料の処分の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>使用済燃料の処分の方法</td> <td>A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究所内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。</td> </tr> </table>		使用済燃料の処分の方法	A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究所内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。	<p>記載の適正化 (大洗研究所の名称更新)</p>																								
使用済燃料の処分の方法	A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究開発センター内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。																															
使用済燃料の処分の方法	A系列で試験に使用した使用済燃料は、ウラン、プルトニウム及び核分裂生成物に分離し、分離したウラン及びプルトニウムは本施設内のウラン及びプルトニウム貯蔵庫に保管し、核燃料サイクル工学研究所内あるいは大洗研究所内の他施設に搬出し、燃料等として再使用する。																															
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (省略)</p>		<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p>																														
<p>7-3 使用施設の設備 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">セル、グローブボックス共通</td> <td rowspan="3">—</td> <td>核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個 数	仕 様	セル、グローブボックス共通	—	核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)	プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)	GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200g(Pu)	<p>7-3 使用施設の設備 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">セル、グローブボックス共通</td> <td rowspan="3">—</td> <td>核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220_g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320_g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200_g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個 数	仕 様	セル、グローブボックス共通	—	核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220_g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)	プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320_g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200_g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320_g(Pu)	GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200_g(Pu)	<p>記載の適正化 (表現の見直し)</p>
使用設備の名称	個 数	仕 様																														
セル、グローブボックス共通	—	核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)																														
		プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)	GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200g(Pu)																								
対象設備	合計量																															
CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)																															
GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200g(Pu)																															
使用設備の名称	個 数	仕 様																														
セル、グローブボックス共通	—	核的制限値 ・高速実験炉「常陽」の炉心燃料(特殊燃料を含む)で、燃料ピン被覆管に封入されている燃料：燃料ピン 81 本 ・その他の燃料：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量 220_g (CB-1～5セル及び物性評価セルの場合はその合計、GA-1A,1B グローブボックス等の連結グローブボックスの場合はその合計)																														
		プルトニウム取扱量の制限 ・各々の設備の核燃料物質取扱制限量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法等を定めて実施する。																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320_g(Pu)</td> </tr> <tr> <td>GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル</td> <td>200_g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320_g(Pu)	GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200_g(Pu)																								
対象設備	合計量																															
CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ピン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320_g(Pu)																															
GA-1A、1B、2A、2B、3A、3B、3E、3F、3G、3H、3I、3J、6、7A、7B、8A、8B、8C、8D、9、10、GB-3 グローブボックス及び EPMA 付属セル	200_g(Pu)																															
				<p>記載の適正化 (表現の見直し)</p>																												

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
CA-3セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200～-500Pa 気密構造：0.1%/h(CA-2～5セル全体につき-300Pa)に対しての漏えい率を示す。%/hは体積分率を示す。 セル内寸法： 間口 6500mm×奥行 3000mm×高さ 5000mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1150mm/重コンクリート(比重 3.35) 背面 1380mm/普通コンクリート(比重 2.2) 天井 1250mm/普通コンクリート(比重 2.2) 床 1380mm/普通コンクリート(比重 2.2) 内装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>15</sup> Bq 核燃料物質取扱制限質量*2：220g (10g)  [・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。]	CA-3セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200～-500 Pa 気密構造：0.1%/h(CA-2～5セル全体につき-300 Pa)に対しての漏えい率を示す。%/hは体積分率を示す。 セル内寸法： 間口 6500 mm×奥行 3000 mm×高さ 5000 mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1150 mm/重コンクリート(比重 3.35) 背面 1380 mm/普通コンクリート(比重 2.2) 天井 1250 mm/普通コンクリート(比重 2.2) 床 1380 mm/普通コンクリート(比重 2.2) 内装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>15</sup> Bq 核燃料物質取扱制限質量*2：220 g (10g)  [・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。]	記載の適正化 (表現の見直し)
(セル付属設備)			(セル付属設備)			記載の適正化 (表現の見直し)
遮蔽窓	3 式	密度×厚さ：417 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス)	遮蔽窓	3 式	密度×厚さ：417 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス)	
遮蔽扉	1 式	遮蔽厚：480mm (炭素鋼)	遮蔽扉	1 式	遮蔽厚：480 mm (炭素鋼)	
天井ハッチ	1 式	遮蔽厚：900mm (重コンクリート)	天井ハッチ	1 式	遮蔽厚：900 mm (重コンクリート)	
天井ポート	1 式	遮蔽厚：200mm (鉛)	天井ポート	1 式	遮蔽厚：200 mm (鉛)	
スリーブ	15 本	マニプレータ用、予備用等	スリーブ	15 本	マニプレータ用、予備用等	
その他	1 式	マニプレータ、ペリスコープ、パワーマニプレータ、セル間ポート、照明設備、接続口	その他	1 式	マニプレータ、ペリスコープ、パワーマニプレータ、セル間ポート、照明設備、接続口	
(試験検査機器)			(試験検査機器)			
溶解試験装置	1 式	溶解槽、凝縮器、架台 耐震設計 水平震度 0.6	溶解試験装置	1 式	溶解槽、凝縮器、架台 耐震設計 水平震度 0.6	
調整試験装置	1 式	清澄器 耐震設計 水平震度 0.6	調整試験装置	1 式	清澄器 耐震設計 水平震度 0.6	
		調整槽、凝縮器、架台 耐震設計 水平震度 0.6			調整槽、凝縮器、架台 耐震設計 水平震度 0.6	
分離試験装置(1)	1 式	抽出器等	分離試験装置(1)	1 式	抽出器等	
基礎化学試験装置(1)	1 式	溶解等に関する実験装置類 (ガラス器具等)	基礎化学試験装置(1)	1 式	溶解等に関する実験装置類 (ガラス器具等)	
その他	1 式	貯槽類 耐震設計 水平震度 0.36	その他	1 式	貯槽類 耐震設計 水平震度 0.36	



変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
CA-4セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200~-500Pa 気密構造：0.1%/h(CA-2~5セル全体につき300Paに對しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。) セル内寸法： 間口 4500mm×奥行 3000mm×高さ 5000mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1150mm/重コンクリート (比重 3.35) 背面 1380mm/普通コンクリート (比重 2.2) 天井 1250mm/普通コンクリート (比重 2.2) 床 1380mm/普通コンクリート (比重 2.2) 内 装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>15</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*3：220g (10g) ・セル内貯蔵施設(1)との合計量。 ・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。	CA-4セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200~-500 Pa 気密構造：0.1%/h (CA-2~5セル全体につき300 Paに對しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。) セル内寸法： 間口 4500 mm×奥行 3000 mm×高さ 5000 mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1150 mm/重コンクリート (比重 3.35) 背面 1380 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 天井 1250 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 床 1380 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 内 装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>15</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*3：220 g (10 g) ・セル内貯蔵施設(1)との合計量。 ・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。	記載の適正化 (表現の見直し)
(セル付属設備) 遮蔽窓 遮蔽扉 天井ハッチ 天井ポート スリーブ その他	2 式 1 式 1 式 1 式 13 本 1 式	密度×厚さ：417 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス) ・ 遮蔽厚：480mm (炭素鋼) 遮蔽厚：900mm (重コンクリート) 遮蔽厚：200mm (鉛) マニプレータ用、予備用等 マニプレータ、パワーマニプレータ、セル間ポート、照明設備、ペリスコープ、気送管設備	(セル付属設備) 遮蔽窓 遮蔽扉 天井ハッチ 天井ポート スリーブ その他	2 式 1 式 1 式 1 式 13 本 1 式	密度×厚さ：417 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス) 遮蔽厚：480 mm (炭素鋼) 遮蔽厚：900 mm (重コンクリート) 遮蔽厚：200 mm (鉛) マニプレータ用、予備用等 マニプレータ、パワーマニプレータ、セル間ポート、照明設備、ペリスコープ、気送管設備	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 分離試験装置(2) 基礎化学試験装置(2)	1 式 1 式	抽出器 貯槽類 耐震設計 水平震度 0.36 溶媒抽出等に関する実験装置類 (ガラス器具等)	(試験検査機器) 分離試験装置(2) 基礎化学試験装置(2)	1 式 1 式	抽出器 貯槽類 耐震設計 水平震度 0.36 溶媒抽出等に関する実験装置類 (ガラス器具等)	

変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
CA-5セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200～-500Pa 気密構造：0.1%/h(CA-2～5セル全体につき-300Paに 対しての漏えい率を示す。‰は体積分率を示す。) セル内寸法： 間口 9 900mm×奥行 3 000mm×高さ 5 500mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1 150mm/普通コンクリート (比重 2.2) 背面 920mm/普通コンクリート (比重 2.2) 天井 1 000mm/普通コンクリート (比重 2.2) 床 920mm/普通コンクリート (比重 2.2) 内 装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>13</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*3：220g (10g) ・セル内貯蔵施設(2)との合計量。 ・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。	CA-5セル	1 式	耐震構造：水平震度 0.3 負圧維持構造：-200～-500 Pa 気密構造：0.1%/h (CA-2～5セル全体につき-300 Paに 対しての漏えい率を示す。‰は体積分率を示す。) セル内寸法： 間口 9 900 mm×奥行 3 000 mm×高さ 5 500 mm 遮蔽厚さ*1： 正面 1 150 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 背面 920 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 天井 1 000 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 床 920 mm/普通コンクリート (比重 2.2) 内 装：ステンレス鋼板ライニング 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74 ℃以上 最大取扱放射能：1.48×10 <sup>13</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*3：220 g (10 g) ・セル内貯蔵施設(2)との合計量。 ・( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量。 ・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理。	記載の適正化 (表現の見直し)
(セル付属設備)			(セル付属設備)			記載の適正化 (表現の見直し)
遮蔽窓	5 式	密度×厚さ：265 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス)	遮蔽窓	5 式	密度×厚さ：265 g/cm <sup>2</sup> (鉛ガラス)	
遮蔽扉	1 式	遮蔽厚：330mm (炭素鋼)	遮蔽扉	1 式	遮蔽厚：330 mm (炭素鋼)	
天井ハッチ	1 式	遮蔽厚：660mm (重コンクリート)	天井ハッチ	1 式	遮蔽厚：660 mm (重コンクリート)	
天井ポート	1 式	遮蔽厚：120mm (鉛)	天井ポート	1 式	遮蔽厚：120 mm (鉛)	
スリーブ	28 本	マニプレータ用、予備用等	スリーブ	28 本	マニプレータ用、予備用等	
その他	1 式	マニプレータ、インセルクレーン、セル間ポート、照明設備、 気送管設備	その他	1 式	マニプレータ、インセルクレーン、セル間ポート、照明設備、 気送管設備	
(試験検査機器)			(試験検査機器)			
分析装置	1 式	分光光度計等	分析装置	1 式	分光光度計等	

変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
GA-2A, 2Bグローブボックス (分析室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1500mm×高 1500mm×奥行 1000mm (GA-2A) 幅 2000mm×高 1500mm×奥行 1000mm (GA-2B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>15</sup> ：2.96×10 <sup>7</sup> Bq (GA-2A,2B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>13</sup> ：220g (GA-2A,2B グローブボックスの合計量)	GA-2A, 2Bグローブボックス (分析室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400 Pa 気密構造：0.1%/h(-300 Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1500 mm×高 1500 mm×奥行 1000 mm (GA-2A) 幅 2000 mm×高 1500 mm×奥行 1000 mm (GA-2B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>15</sup> ：2.96×10 <sup>7</sup> Bq (GA-2A,2B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>13</sup> ：220 g (GA-2A,2B グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) ウラン、プルトニウム脱硝装置	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 脱硝装置 (遮蔽厚：鉄 30mm、ポリエチレン 80mm)、 給液及び廃液貯槽	(試験検査機器) ウラン、プルトニウム脱硝装置	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 脱硝装置 (遮蔽厚：鉄 30 mm、ポリエチレン 80 mm)、 給液及び廃液貯槽	記載の適正化 (表現の見直し)
GA-3A, 3Bグローブボックス (分析室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 2000mm×高 1000mm×奥行 700mm (GA-3A,3B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>14</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3A,3B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>13</sup> ：10g (GA-3A,3B グローブボックスの合計量)	GA-3A, 3Bグローブボックス (分析室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400 Pa 気密構造：0.1%/h(-300 Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 2000 mm×高 1000 mm×奥行 700 mm (GA-3A,3B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>14</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3A,3B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>13</sup> ：10 g (GA-3A,3B グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 分析装置	1 式	分光光度計等	(試験検査機器) 分析装置	1 式	分光光度計等	

変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
GA-3E, 3F, 3G, 3Hグローブボックス (実験室 B)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1000mm×高 1000mm×奥行 680mm (GA-3E,3F,3G,3H) 主要材質：塩化ビニル、ただし GA-3H グローブボックスはステンレス鋼及び透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>*1</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3E,3F,3G,3H グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限量 <sup>*3</sup> ：10g (GA-3E,3F,3G,3H グローブボックスの合計量)	GA-3E, 3F, 3G, 3Hグローブボックス (実験室 B)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1000 mm×高 1000 mm×奥行 680 mm (GA-3E,3F,3G,3H) 主要材質：塩化ビニル、ただし GA-3H グローブボックスはステンレス鋼及び透明アクリル樹脂 最大取扱放射能 <sup>*1</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3E,3F,3G,3H グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限量 <sup>*3</sup> ：10g (GA-3E,3F,3G,3H グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 分析装置	1 式	天秤等	(試験検査機器) 分析装置	1 式	天秤等	
GA-3I, 3Jグローブ ボックス (実験室 B)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1340mm×高 1000mm×奥行 680mm (GA-3I,3J) 主要材質：ステンレス鋼、塩化ビニル 最大取扱放射能 <sup>*1</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3I,3J グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限量 <sup>*3</sup> ：10g (GA-3I,3J グローブボックスの合計量)	GA-3I, 3Jグローブ ボックス (実験室 B)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1340 mm×高 1000 mm×奥行 680 mm (GA-3I,3J) 主要材質：ステンレス鋼、塩化ビニル 最大取扱放射能 <sup>*1</sup> ：2.96×10 <sup>6</sup> Bq (GA-3I,3J グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限量 <sup>*3</sup> ：10g (GA-3I,3J グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 分析装置	1 式	前処理用のガラス器具等	(試験検査機器) 分析装置	1 式	前処理用のガラス器具等	

変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
GA-6 グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1000mm×高 1000mm×奥行 400mm 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能*1：2.96×10 <sup>6</sup> Bq 核燃料物質取扱制限*3：10g (表面電離型質量分析装置に連結)	GA-6 グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400 Pa 気密構造：0.1%/h(-300 Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 1000 mm×高 1000 mm×奥行 400 mm 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能*1：2.96×10 <sup>6</sup> Bq 核燃料物質取扱制限*3：10 g (表面電離型質量分析装置に連結)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 表面電離型質量分析装置	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 気密構造：試料測定部 0.1vol%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。)	(試験検査機器) 表面電離型質量分析装置	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 気密構造：試料測定部 0.1 %/h(-300 Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。)	
GA-7A, 7B グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 4000mm×高 1000mm×奥行 1000mm (GA-7A) 幅 3000mm×高 1000mm×奥行 1000mm (GA-7B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74℃以上 最大取扱放射能*1：4.32×10 <sup>6</sup> Bq (GA-7A,7B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限*3：50g (GA-7A,7B グローブボックスの合計量)	GA-7A, 7B グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400 Pa 気密構造：0.1 %/h(-300 Pa) に対しての漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 4000 mm×高 1000 mm×奥行 1000 mm (GA-7A) 幅 3000 mm×高 1000 mm×奥行 1000 mm (GA-7B) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 化学的制限値：抽出試験用有機溶媒 引火点 74 ℃以上 最大取扱放射能*1：4.32×10 <sup>6</sup> Bq (GA-7A,7B グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限*3：50 g (GA-7A,7B グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 基礎化学試験装置(3) 分析装置	1 式 1 式	溶媒抽出等に関する実験装置類 (ガラス器具等) 誘導結合型プラズマ発光分析装置等	(試験検査機器) 基礎化学試験装置(3) 分析装置	1 式 1 式	溶媒抽出等に関する実験装置類 (ガラス器具等) 誘導結合型プラズマ発光分析装置等	

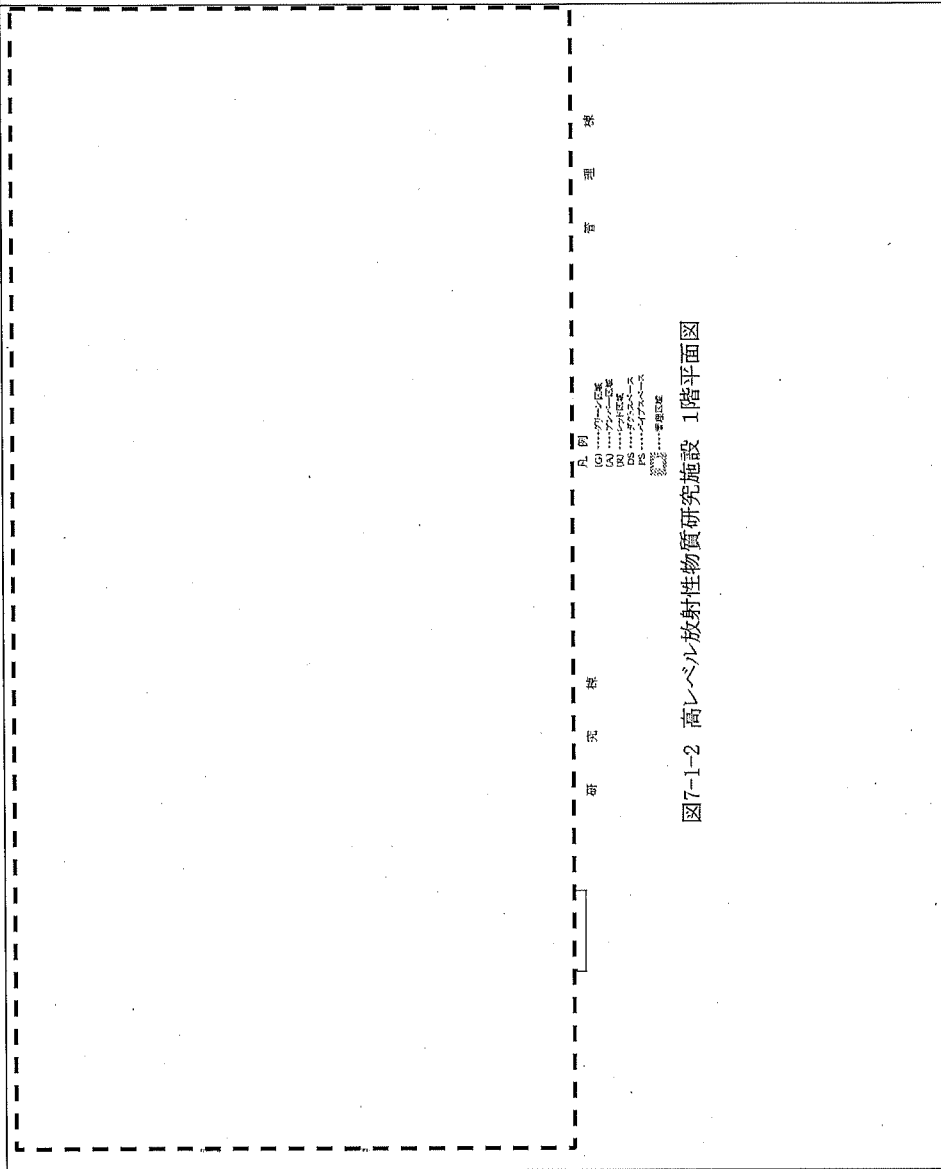
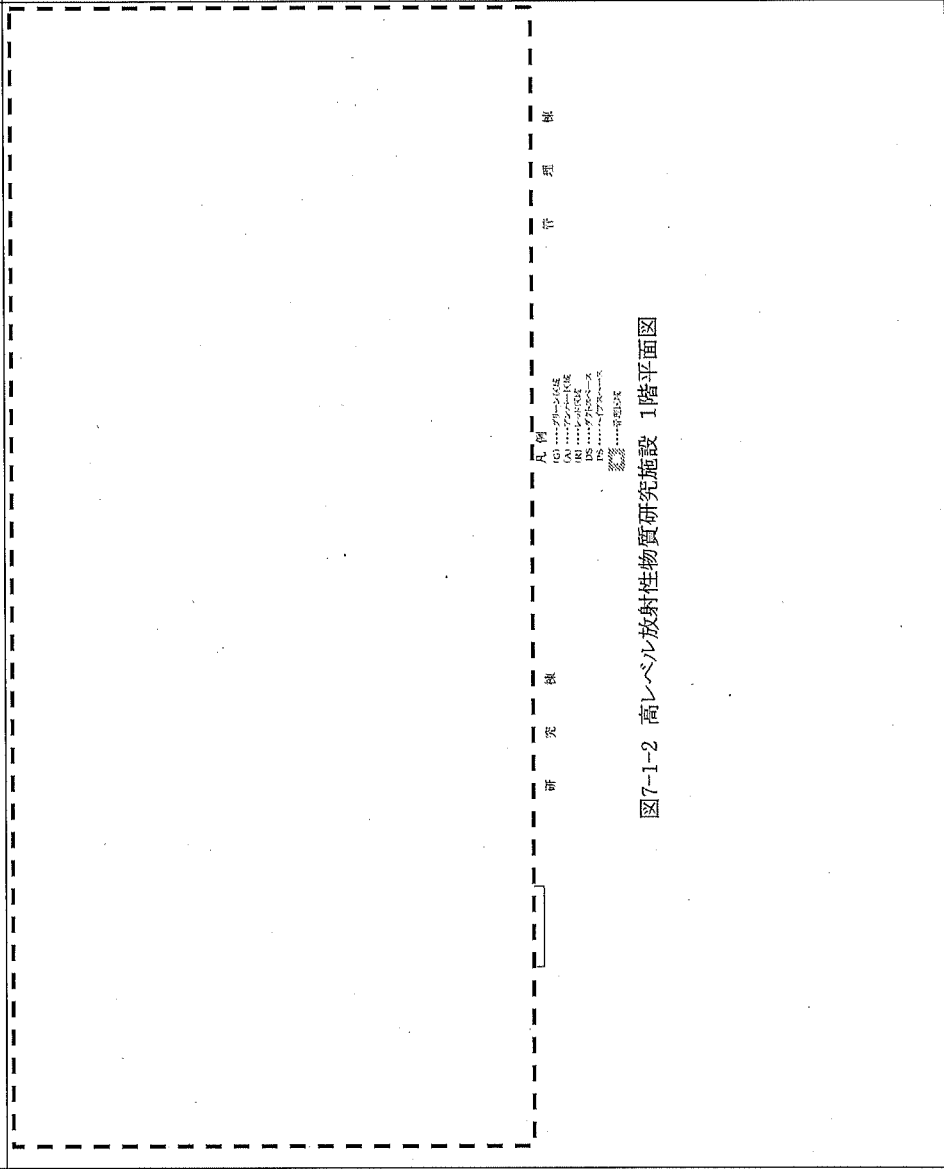
変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
GA-8A, 8B, 8C, 8Dグローブボックス (実験室C)	1 式	耐震設計：水平震度0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa)に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 GA-8Bはアルゴン雰囲気グローブボックス 概略寸法： 幅 2000mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8A) 幅 5300mm×高 1300mm×奥行 1200mm (GA-8B) 幅 1500mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8C) 幅 2000mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8D) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 (GA-8A,8C,8D) ステンレス鋼、ポリカーボネイト (GA-8B) 最大取扱放射能 <sup>*5</sup> ：1.76×10 <sup>8</sup> Bq (GA-8A,8B,8C,8D グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>*3</sup> ：220g (GA-8A,8B,8C,8D グローブボックスの合計量)	GA-8A, 8B, 8C, 8Dグローブボックス (実験室C)	1 式	耐震設計：水平震度0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa)に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 GA-8Bはアルゴン雰囲気グローブボックス 概略寸法： 幅 2000mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8A) 幅 5300mm×高 1300mm×奥行 1200mm (GA-8B) 幅 1500mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8C) 幅 2000mm×高 1000mm×奥行 900mm (GA-8D) 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 (GA-8A,8C,8D) ステンレス鋼、ポリカーボネイト (GA-8B) 最大取扱放射能 <sup>*5</sup> ：1.76×10 <sup>8</sup> Bq (GA-8A,8B,8C,8D グローブボックスの合計量) 核燃料物質取扱制限 <sup>*3</sup> ：220g (GA-8A,8B,8C,8D グローブボックスの合計量)	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 基礎化学試験装置(5)	1 式	電解精製装置(遮蔽厚：鉄87mm、ポリエチレン150mm)、 廃液処理等に関する実験装置類(蒸留濃縮装置(ステンレス、チタン)、ガラス器具等)等	(試験検査機器) 基礎化学試験装置(5)	1 式	電解精製装置(遮蔽厚：鉄87mm、ポリエチレン150mm)、 廃液処理等に関する実験装置類(蒸留濃縮装置(ステンレス、チタン)、ガラス器具等)等	



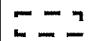
変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個 数	仕 様	使用設備の名称	個 数	仕 様	
GA-10 グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400Pa 気密構造：0.1%/h(-300Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 2 000mm×高 1 000mm×奥行 1 000mm 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能*4：2.96×10 <sup>6</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*5：10g	GA-10 グローブボックス (実験室 A)	1 式	耐震設計：水平震度 0.36 負圧維持構造：-200~-400 Pa 気密構造：0.1 %/h(-300 Pa) に対するの漏えい率を示す。%は体積分率を示す。 概略寸法： 幅 2 000 mm×高 1 000 mm×奥行 1 000 mm 主要材質：ステンレス鋼、透明アクリル樹脂 最大取扱放射能*4：2.96×10 <sup>6</sup> Bq 核燃料物質取扱制限量*5：10.g	記載の適正化 (表現の見直し)
(試験検査機器) 分析装置	1 式	X線回折装置	(試験検査機器) 分析装置	1 式	X線回折装置	
*1：遮蔽計算上の厚さを示す。 *2：燃料ピンの本数又はウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量。いずれも核的制限値を超えない値に設定している。なお、核的制限値より小さい値は、放射線作業従事者の被ばくを考慮して決めた値である。 *3：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量。いずれも核的制限値を超えない値に設定している。なお、核的制限値より小さい値は、放射線作業従事者の被ばくを考慮して決めた値である。 *4：プルトニウムに同伴する核分裂生成物及び溶解液、高レベル廃液等の値。 *5：プルトニウムに同伴する核分裂生成物の値。			*1：遮蔽計算上の厚さを示す。 *2：燃料ピンの本数又はウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量。いずれも核的制限値を超えない値に設定している。なお、核的制限値より小さい値は、放射線作業従事者の被ばくを考慮して決めた値である。 *3：ウラン-233、ウラン-235 とプルトニウムの合計量。いずれも核的制限値を超えない値に設定している。なお、核的制限値より小さい値は、放射線作業従事者の被ばくを考慮して決めた値である。 *4：プルトニウムに同伴する核分裂生成物及び溶解液、高レベル廃液等の値。 *5：プルトニウムに同伴する核分裂生成物の値。			
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略) 8-2 貯蔵施設の構造 (省略)			8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし) 8-2 貯蔵施設の構造 (変更なし)			

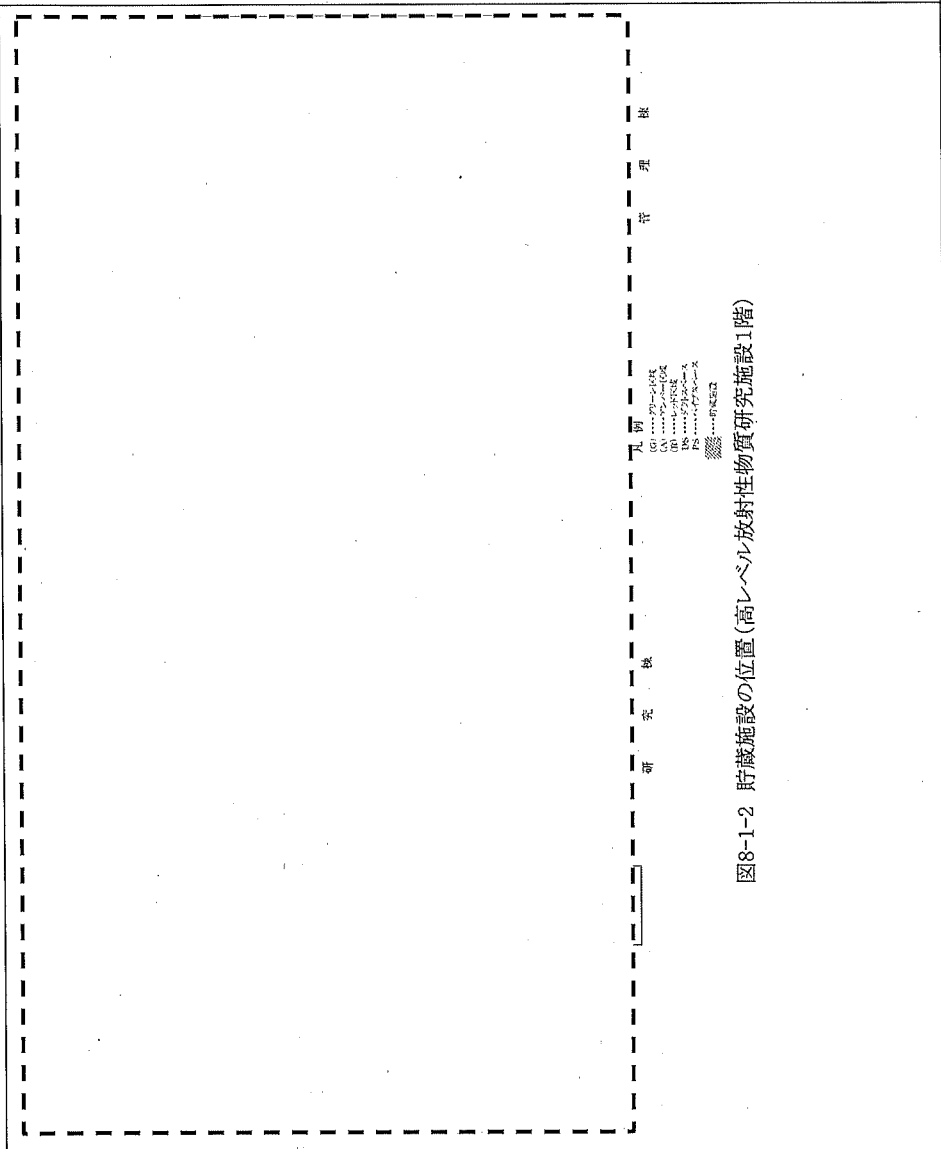
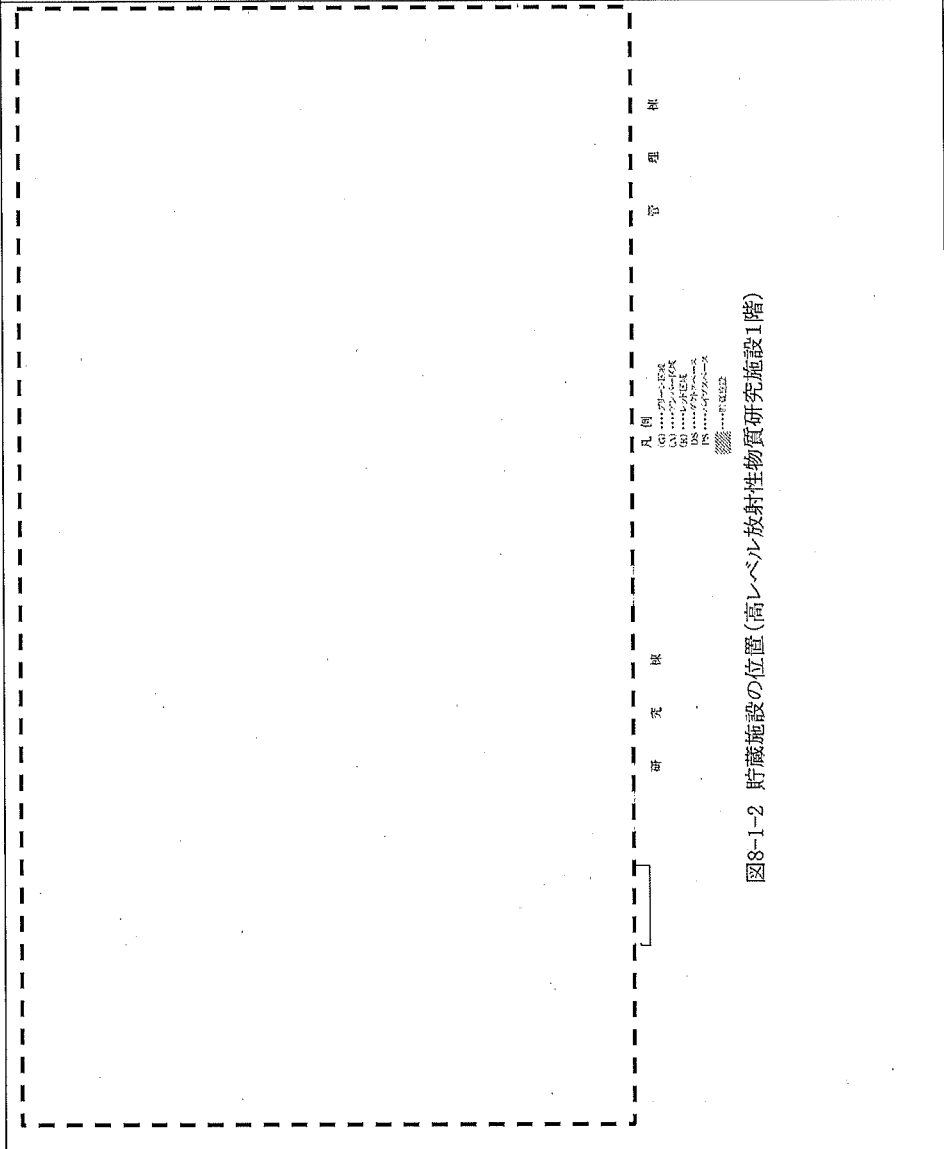
変 更 前					補 正 後					変更理由								
8-3貯蔵施設の設備 (抜粋)					8-3貯蔵施設の設備 (抜粋)													
貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕 様									
ビン貯蔵ピット (CA-2セル)	4 基	81本/基 又は 220g(10g)/基 <sup>*1</sup>	酸化ウラン、酸化プルトニウム、使用済燃料ビン、使用済燃料ペレット、不溶性残渣 ・ 固体	貯蔵物の崩壊熱を除去するための空冷設備を設置 核的制限値：81本(燃料ビン)/基 又は 220g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/基	ビン貯蔵ピット (CA-2セル)	4 基	81本/基 又は 220_g(10_g)/基 <sup>*1</sup>	酸化ウラン、酸化プルトニウム、使用済燃料ビン、使用済燃料ペレット、不溶性残渣 ・ 固体	貯蔵物の崩壊熱を除去するための空冷設備を設置 核的制限値：81本(燃料ビン)/基 又は 220_g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/基	記載の適正化 (表現の見直し)								
固化体貯蔵ピット (CB-3セル)	16 基	3体/基	ガラス固化体 ・ 固体	貯蔵物の崩壊熱を除去するための空冷設備を設置	固化体貯蔵ピット (CB-3セル)	16 基	3体/基	ガラス固化体 ・ 固体	貯蔵物の崩壊熱を除去するための空冷設備を設置									
セル内貯蔵施設(1) (CA-4セル)	—	220g( <sup>233</sup> U + <sup>235</sup> U + Pu)/セル <sup>*2, *3</sup>	硝酸プルトニウム、硝酸ウラン、酸化ウラン、酸化プルトニウム ・ 液体、固体	遮蔽構造：「7-3 使用施設の設備」と同じ 核的制限値： 220g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/セル <sup>*3</sup>	セル内貯蔵施設(1) (CA-4セル)	—	220_g( <sup>233</sup> U + <sup>235</sup> U + Pu)/セル <sup>*2, *3</sup>	硝酸プルトニウム、硝酸ウラン、酸化ウラン、酸化プルトニウム ・ 液体、固体	遮蔽構造：「7-3 使用施設の設備」と同じ 核的制限値： 220_g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/セル <sup>*3</sup>									
セル内貯蔵施設(2) (CA-5セル)	—	220g( <sup>233</sup> U + <sup>235</sup> U + Pu)/セル <sup>*2, *4</sup>	硝酸プルトニウム、硝酸ウラン、酸化ウラン、酸化プルトニウム ・ 液体、固体	遮蔽構造：「7-3 使用施設の設備」と同じ 核的制限値： 220g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/セル <sup>*4</sup>	セル内貯蔵施設(2) (CA-5セル)	—	220_g( <sup>233</sup> U + <sup>235</sup> U + Pu)/セル <sup>*2, *4</sup>	硝酸プルトニウム、硝酸ウラン、酸化ウラン、酸化プルトニウム ・ 液体、固体	遮蔽構造：「7-3 使用施設の設備」と同じ 核的制限値： 220_g( <sup>233</sup> U+ <sup>235</sup> U+Pu)/セル <sup>*4</sup>									
<p>*1・「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理</p> <p>・「もんじゅ」の燃料等の燃料ビン被覆管に封入されていない燃料は質量管理とする。ただし( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量</p> <p>・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理</p> <p>・燃料ビン、燃料ビン被覆管に封入されていない燃料及び不溶性残渣は、1基内に混在させない。</p> <p>・燃料ビンの本数又はウラン-233、ウラン-235とプルトニウムの合計量。</p> <p>*2・各々の設備の最大収納量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3・セル内貯蔵施設(1)とCA-4セル使用設備との合計量とする。保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p> <p>*4・セル内貯蔵施設(2)とCA-5セル使用設備との合計量とする。保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p>					対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)	<p>*1・「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理</p> <p>・「もんじゅ」の燃料等の燃料ビン被覆管に封入されていない燃料は質量管理とする。ただし( )内は軽水炉及び「ふげん」の燃料の量</p> <p>・不溶性残渣は、プルトニウムとみなして管理</p> <p>・燃料ビン、燃料ビン被覆管に封入されていない燃料及び不溶性残渣は、1基内に混在させない。</p> <p>・燃料ビンの本数又はウラン-233、ウラン-235とプルトニウムの合計量。</p> <p>*2・各々の設備の最大収納量と併せて、被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量を次に示す合計量以下に制限することとし、保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>合計量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)</td> <td>320g(Pu)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3・セル内貯蔵施設(1)とCA-4セル使用設備との合計量とする。保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p> <p>*4・セル内貯蔵施設(2)とCA-5セル使用設備との合計量とする。保安規定等に詳細な管理方法を定めて実施する。</p>					対象設備	合計量	CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)	記載の適正化 (表現の見直し)
対象設備	合計量																	
CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)																	
対象設備	合計量																	
CA-1、2、3、4、5、CB-1、2、3、4、5セル、物性評価セル、固化体貯蔵ピット、ビン貯蔵ピット、セル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)	320g(Pu)																	

変 更 前	補 正 後	変更理由
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	


変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p style="text-align: center;">図7-1-2 高レベル放射性物質研究施設 1階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">図7-1-2 高レベル放射性物質研究施設 1階平面図</p>	<p>記載の適正化 (コントロール室の名称を追記)</p>

本図-1

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

変 更 前	補 正 後	変更理由
		<p>記載の適正化 (コントロール室の名称を追記)</p>

本図-2

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能 (省略)</p> <div data-bbox="129 414 990 494" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>[2] 遮蔽 (省略)</p> <div data-bbox="129 598 990 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 782 990 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>[4] 立ち入りの防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 1181 990 1404" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <div data-bbox="1070 414 1930 494" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>[2] 遮蔽 (変更なし)</p> <div data-bbox="1070 598 1930 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <div data-bbox="1070 782 1930 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>[4] 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <div data-bbox="1070 1181 1930 1404" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div>	<p></p> <p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p> <p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[7] <u>施設検査対象施設</u>の地盤 (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>[7] <u>使用前検査対象施設</u>の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[ 8 ] 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[ 8 ] 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[ 9 ] 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[ 9 ] 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[11] <b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>施設検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条第 2 項及び核燃料物質の使用等に関する規則第 3 条の 3 に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>[11] <b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>使用前検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 56 条の 3 第 2 項及び核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 11 の 13 に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p> <p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[12] 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う条項番号の変更）</p>
<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設は、安全上重要な施設ではない。施設の重要な安全機能については、<u>定期的な自主検査</u>によりその性能を確保している。</p>	<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設は、安全上重要な施設ではない。施設の重要な安全機能については、<u>施設管理に関する定期的な検査</u>によりその性能を確保している。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p> <p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>[17] 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[18] <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[18] <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>[19] 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>[19] 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <b>施設検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</li> <li>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</li> <li>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</li> </ul>	<p>[20] 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <b>使用前検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</li> <li>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</li> <li>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</li> </ul>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[21] 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[21] 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>[22] 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ul> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> </ul>	<p>[22] 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ul> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> </ul>	

変更前	補正後	変更理由
<p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>[23] 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[23] 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>1. 放射能異常警報</p> <p>放射能異常の警報設備は<u>エリアモニタ</u>、<u>空気モニタ</u>、<u>排気モニタ</u>及び<u>臨界警報</u>からなる。これら設備の警報は<u>放射線管理室</u>、<u>コントロール室</u>及び<u>警備室</u>に表示する。また、施設内現場に警報器を設置する。</p> <p>警報設備は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」に示すとおりである。</p> <p>2. モニタリング計画</p> <p>放射線モニタリングのために放射線管理室及び汚染検査設備を設け、エリアモニタ等の定置式モニタ、サーベイメータ等の放射線管理用測定器を整備する。</p> <p>排気又は極低レベル廃液等の施設外へ放出又は搬出するものについては、排気モニタ又はサンプリングにより放射性物質濃度を管理する。</p> <p>また、施設の周辺環境では空間線量<u>当量率</u>、<u>積算線量当量</u>及び<u>放射性物質濃度</u>のモニタリングを行う。</p>	<p>1. 放射能異常警報</p> <p>放射能異常の警報設備は空気モニタ、排気モニタ及び臨界警報からなる。これら設備の警報は放射線管理室及びコントロール室に表示する。また、施設内現場に警報器を設置する。</p> <p>警報設備は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」に示すとおりである。</p> <p>2. モニタリング計画</p> <p>放射線モニタリングのために放射線管理室及び汚染検査設備を設け、エリアモニタ等の定置式モニタ、サーベイメータ等の放射線管理用測定器を整備する。</p> <p>排気又は極低レベル廃液等の施設外へ放出又は搬出するものについては、排気モニタ又はサンプリングにより放射性物質濃度を管理する。</p> <p>また、施設の周辺環境では空間線量率のモニタリングを行う。</p>	<p>記載の適正化 (誤記修正、本文との整合を図った。)</p> <p>記載の適正化 (法令の要求事項でないため削除)</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>2.1 空間線量当量率等のモニタリング (省略)</p> <p>2.2 施設内の空気中放射性物質濃度モニタリング (省略)</p> <p>2.3 表面密度モニタリング (省略)</p> <p>2.4 特殊放射線作業モニタリング (省略)</p> <p>2.5 空気中及び廃液中の放射性物質濃度のモニタリング (省略)</p> <p>2.6 施設の周辺環境モニタリング 本施設の設置される当事業所の敷地及び敷地周辺では周辺環境の放射能監視のためのモニタリングを行っている。</p>	<p>2.1 空間線量当量率等のモニタリング (変更なし)</p> <p>2.2 施設内の空気中放射性物質濃度モニタリング (変更なし)</p> <p>2.3 表面密度モニタリング (変更なし)</p> <p>2.4 特殊放射線作業モニタリング (変更なし)</p> <p>2.5 空気中及び廃液中の放射性物質濃度のモニタリング (変更なし)</p> <p>2.6 施設の周辺環境モニタリング 本施設の設置される当事業所の敷地及び敷地周辺では周辺環境の空間線量率監視のためのモニタリングを行っている。</p>	<p>記載の適正化 (法令の要求事項でないため修正)</p>
<p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>[25]非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>[26] 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>[26] 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>



変 更 前										補 正 後										変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
表 2.1 から表 2.8 表 2.9 (評価点番号 A, B, C, D, E) (評価点番号 F-11 遮蔽体の条件 厚さのデータ 記載なし)					(省略) (省略)					表 2.1 から表 2.8 表 2.9 (評価点番号 A, B, C, D, E) (評価点番号 F-11 遮蔽体の条件 厚さのデータ 記載)					(変更なし) (変更なし)					記載の適正化 (脱字の修正)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名及び 【線源条件】</th> <th rowspan="2">*2 評価点 番号</th> <th rowspan="2">遮 蔽 部 場 所</th> <th colspan="2">線 源 位 置</th> <th colspan="2">遮 蔽 体 の 条 件</th> <th colspan="2">線 量 等 量 率 評 価 位 置</th> <th rowspan="2">設計基準 線量等量率 (<math>\mu</math> Sv/h)</th> </tr> <tr> <th>位 置</th> <th>遮蔽体内 壁との距離 (cm)</th> <th>材 料</th> <th>厚さ(cm)</th> <th>位 置</th> <th>遮蔽体外 壁との距離 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃溶媒貯槽室</td> <td>F-1 F-2</td> <td>廃溶媒貯槽室側壁</td> <td>廃溶媒貯槽室</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>廃溶媒貯槽室側 壁外側</td> <td>0</td> <td rowspan="21">200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高レベル廃液貯 槽室(1)</td> <td>F-3</td> <td rowspan="4">高レベル廃液貯槽 室(1)側壁</td> <td rowspan="4">高レベル廃液 貯槽室(1)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-4</td> <td>90</td> <td>普通コンクリート</td> <td>105</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-5</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-6</td> <td>80</td> <td>普通コンクリート</td> <td>105</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高レベル廃液貯 槽室(2)</td> <td>F-7</td> <td rowspan="2">高レベル廃液貯槽 室(2)側壁</td> <td rowspan="2">高レベル廃液 貯槽室(2)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-8</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中レベル廃液貯 槽室(1)</td> <td>F-9</td> <td rowspan="2">中レベル廃液貯槽 室(1)側壁</td> <td rowspan="2">中レベル廃液 貯槽室(1)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-10</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高レベル廃液貯 槽室(3)</td> <td>F-11</td> <td rowspan="2">高レベル廃液貯槽 室(3)側壁</td> <td rowspan="2">高レベル廃液 貯槽室(3)</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>95</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-12</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯 槽室(4)</td> <td>F-13</td> <td>高レベル廃液貯槽 室(4)側壁</td> <td>高レベル廃液 貯槽室(4)</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中レベル廃液貯 槽室(2)</td> <td>F-14</td> <td rowspan="2">中レベル廃液貯槽 室(2)側壁</td> <td rowspan="2">中レベル廃液 貯槽室(2)</td> <td>80</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-15</td> <td>30</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>蒸発缶室側壁外 側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低レベル廃液貯 槽室</td> <td>F-16</td> <td rowspan="2">蒸発缶室側壁</td> <td rowspan="2">蒸発缶室</td> <td>30</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>蒸発缶室側壁外 側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-17</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">低レベル廃液貯 槽室</td> <td>F-18</td> <td rowspan="4">高レベル廃液貯槽 室(3)側壁</td> <td rowspan="4">高レベル廃液 貯槽室</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-19</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>低レベル廃液貯 槽室側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-20</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-21</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>低レベル廃液貯 槽室側壁外側</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>										設備名及び 【線源条件】	*2 評価点 番号	遮 蔽 部 場 所	線 源 位 置		遮 蔽 体 の 条 件		線 量 等 量 率 評 価 位 置		設計基準 線量等量率 ( $\mu$ Sv/h)		位 置	遮蔽体内 壁との距離 (cm)	材 料	厚さ(cm)	位 置	遮蔽体外 壁との距離 (cm)	廃溶媒貯槽室	F-1 F-2	廃溶媒貯槽室側壁	廃溶媒貯槽室	50	普通コンクリート	100	廃溶媒貯槽室側 壁外側	0	200	高レベル廃液貯 槽室(1)	F-3	高レベル廃液貯槽 室(1)側壁	高レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-4	90	普通コンクリート	105	0	F-5	50	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0	F-6	80	普通コンクリート	105	0	高レベル廃液貯 槽室(2)	F-7	高レベル廃液貯槽 室(2)側壁	高レベル廃液 貯槽室(2)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-8	60	普通コンクリート	100	0	中レベル廃液貯 槽室(1)	F-9	中レベル廃液貯槽 室(1)側壁	中レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-10	50	普通コンクリート	80	0	高レベル廃液貯 槽室(3)	F-11	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室(3)	50	普通コンクリート	95	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-12	60	普通コンクリート	100	0	高レベル廃液貯 槽室(4)	F-13	高レベル廃液貯槽 室(4)側壁	高レベル廃液 貯槽室(4)	60	普通コンクリート	100	高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側	0	中レベル廃液貯 槽室(2)	F-14	中レベル廃液貯槽 室(2)側壁	中レベル廃液 貯槽室(2)	80	普通コンクリート	70	中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0	F-15	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0	低レベル廃液貯 槽室	F-16	蒸発缶室側壁	蒸発缶室	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0	F-17	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	低レベル廃液貯 槽室	F-18	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-19	0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0	F-20	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-21	0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名及び 【線源条件】</th> <th rowspan="2">* 評価点 番号</th> <th rowspan="2">遮 蔽 部 場 所</th> <th colspan="2">線 源 位 置</th> <th colspan="2">遮 蔽 体 の 条 件</th> <th colspan="2">線 量 等 量 率 評 価 位 置</th> <th rowspan="2">設計基準 線量等量率 (<math>\mu</math> Sv/h)</th> </tr> <tr> <th>位 置</th> <th>遮蔽体内 壁との距離 (cm)</th> <th>材 料</th> <th>厚さ(cm)</th> <th>位 置</th> <th>遮蔽体外 壁との距離 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃溶媒貯槽室</td> <td>F-1 F-2</td> <td>廃溶媒貯槽室側壁</td> <td>廃溶媒貯槽室</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>廃溶媒貯槽室側 壁外側</td> <td>0</td> <td rowspan="21">200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高レベル廃液貯 槽室(1)</td> <td>F-3</td> <td rowspan="4">高レベル廃液貯槽 室(1)側壁</td> <td rowspan="4">高レベル廃液 貯槽室(1)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-4</td> <td>90</td> <td>普通コンクリート</td> <td>105</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-5</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-6</td> <td>80</td> <td>普通コンクリート</td> <td>105</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高レベル廃液貯 槽室(2)</td> <td>F-7</td> <td rowspan="2">高レベル廃液貯槽 室(2)側壁</td> <td rowspan="2">高レベル廃液 貯槽室(2)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-8</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中レベル廃液貯 槽室(1)</td> <td>F-9</td> <td rowspan="2">中レベル廃液貯槽 室(1)側壁</td> <td rowspan="2">中レベル廃液 貯槽室(1)</td> <td>70</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-10</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高レベル廃液貯 槽室(3)</td> <td>F-11</td> <td rowspan="2">高レベル廃液貯槽 室(3)側壁</td> <td rowspan="2">高レベル廃液 貯槽室(3)</td> <td>50</td> <td>普通コンクリート</td> <td>95</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-12</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯 槽室(4)</td> <td>F-13</td> <td>高レベル廃液貯槽 室(4)側壁</td> <td>高レベル廃液 貯槽室(4)</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>100</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中レベル廃液貯 槽室(2)</td> <td>F-14</td> <td rowspan="2">中レベル廃液貯槽 室(2)側壁</td> <td rowspan="2">中レベル廃液 貯槽室(2)</td> <td>80</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-15</td> <td>30</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>蒸発缶室側壁外 側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低レベル廃液貯 槽室</td> <td>F-16</td> <td rowspan="2">蒸発缶室側壁</td> <td rowspan="2">蒸発缶室</td> <td>30</td> <td>普通コンクリート</td> <td>70</td> <td>蒸発缶室側壁外 側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-17</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">低レベル廃液貯 槽室</td> <td>F-18</td> <td rowspan="4">高レベル廃液貯槽 室(3)側壁</td> <td rowspan="4">高レベル廃液 貯槽室</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-19</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>低レベル廃液貯 槽室側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-20</td> <td>60</td> <td>普通コンクリート</td> <td>110</td> <td>高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>F-21</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>低レベル廃液貯 槽室側壁外側</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>										設備名及び 【線源条件】	* 評価点 番号	遮 蔽 部 場 所	線 源 位 置		遮 蔽 体 の 条 件		線 量 等 量 率 評 価 位 置		設計基準 線量等量率 ( $\mu$ Sv/h)	位 置	遮蔽体内 壁との距離 (cm)	材 料	厚さ(cm)	位 置	遮蔽体外 壁との距離 (cm)	廃溶媒貯槽室	F-1 F-2	廃溶媒貯槽室側壁	廃溶媒貯槽室	50	普通コンクリート	100	廃溶媒貯槽室側 壁外側	0	200	高レベル廃液貯 槽室(1)	F-3	高レベル廃液貯槽 室(1)側壁	高レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-4	90	普通コンクリート	105	0	F-5	50	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0	F-6	80	普通コンクリート	105	0	高レベル廃液貯 槽室(2)	F-7	高レベル廃液貯槽 室(2)側壁	高レベル廃液 貯槽室(2)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-8	50	普通コンクリート	80	0	中レベル廃液貯 槽室(1)	F-9	中レベル廃液貯槽 室(1)側壁	中レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0	F-10	50	普通コンクリート	80	0	高レベル廃液貯 槽室(3)	F-11	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室(3)	50	普通コンクリート	95	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-12	60	普通コンクリート	100	0	高レベル廃液貯 槽室(4)	F-13	高レベル廃液貯槽 室(4)側壁	高レベル廃液 貯槽室(4)	60	普通コンクリート	100	高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側	0	中レベル廃液貯 槽室(2)	F-14	中レベル廃液貯槽 室(2)側壁	中レベル廃液 貯槽室(2)	80	普通コンクリート	70	中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0	F-15	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0	低レベル廃液貯 槽室	F-16	蒸発缶室側壁	蒸発缶室	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0	F-17	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	低レベル廃液貯 槽室	F-18	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-19	0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0	F-20	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0	F-21	0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側
設備名及び 【線源条件】	*2 評価点 番号	遮 蔽 部 場 所	線 源 位 置		遮 蔽 体 の 条 件		線 量 等 量 率 評 価 位 置		設計基準 線量等量率 ( $\mu$ Sv/h)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			位 置	遮蔽体内 壁との距離 (cm)	材 料	厚さ(cm)	位 置	遮蔽体外 壁との距離 (cm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
廃溶媒貯槽室	F-1 F-2	廃溶媒貯槽室側壁	廃溶媒貯槽室	50	普通コンクリート	100	廃溶媒貯槽室側 壁外側	0	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
高レベル廃液貯 槽室(1)	F-3	高レベル廃液貯槽 室(1)側壁	高レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-4			90	普通コンクリート	105	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	F-5			50	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-6			80	普通コンクリート	105	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(2)	F-7	高レベル廃液貯槽 室(2)側壁	高レベル廃液 貯槽室(2)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-8			60	普通コンクリート	100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
中レベル廃液貯 槽室(1)	F-9	中レベル廃液貯槽 室(1)側壁	中レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-10			50	普通コンクリート	80	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(3)	F-11	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室(3)	50	普通コンクリート	95	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-12			60	普通コンクリート	100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(4)	F-13	高レベル廃液貯槽 室(4)側壁	高レベル廃液 貯槽室(4)	60	普通コンクリート	100	高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
中レベル廃液貯 槽室(2)	F-14	中レベル廃液貯槽 室(2)側壁	中レベル廃液 貯槽室(2)	80	普通コンクリート	70	中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-15			30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
低レベル廃液貯 槽室	F-16	蒸発缶室側壁	蒸発缶室	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-17			60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
低レベル廃液貯 槽室	F-18	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-19			0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-20			60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-21			0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
設備名及び 【線源条件】	* 評価点 番号	遮 蔽 部 場 所	線 源 位 置		遮 蔽 体 の 条 件		線 量 等 量 率 評 価 位 置			設計基準 線量等量率 ( $\mu$ Sv/h)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			位 置	遮蔽体内 壁との距離 (cm)	材 料	厚さ(cm)	位 置	遮蔽体外 壁との距離 (cm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
廃溶媒貯槽室	F-1 F-2	廃溶媒貯槽室側壁	廃溶媒貯槽室	50	普通コンクリート	100	廃溶媒貯槽室側 壁外側	0	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
高レベル廃液貯 槽室(1)	F-3	高レベル廃液貯槽 室(1)側壁	高レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-4			90	普通コンクリート	105	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	F-5			50	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-6			80	普通コンクリート	105	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(2)	F-7	高レベル廃液貯槽 室(2)側壁	高レベル廃液 貯槽室(2)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-8			50	普通コンクリート	80	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
中レベル廃液貯 槽室(1)	F-9	中レベル廃液貯槽 室(1)側壁	中レベル廃液 貯槽室(1)	70	普通コンクリート	80	中レベル廃液貯 槽室(1)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-10			50	普通コンクリート	80	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(3)	F-11	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室(3)	50	普通コンクリート	95	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-12			60	普通コンクリート	100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高レベル廃液貯 槽室(4)	F-13	高レベル廃液貯槽 室(4)側壁	高レベル廃液 貯槽室(4)	60	普通コンクリート	100	高レベル廃液貯 槽室(4)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
中レベル廃液貯 槽室(2)	F-14	中レベル廃液貯槽 室(2)側壁	中レベル廃液 貯槽室(2)	80	普通コンクリート	70	中レベル廃液貯 槽室(2)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-15			30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
低レベル廃液貯 槽室	F-16	蒸発缶室側壁	蒸発缶室	30	普通コンクリート	70	蒸発缶室側壁外 側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-17			60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
低レベル廃液貯 槽室	F-18	高レベル廃液貯槽 室(3)側壁	高レベル廃液 貯槽室	60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-19			0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-20			60	普通コンクリート	110	高レベル廃液貯 槽室(3)側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	F-21			0	—	—	低レベル廃液貯 槽室側壁外側	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
* 評価点位置は図2.7参照。										* 評価点位置は図2.7参照。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

変 更 前	補 正 後	変更理由																																																																																																																																														
<p>表 2.10 各評価位置における空間線量当量率 (CA-1セルから CA-5セル 省略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">評 価 位 置</th> <th rowspan="2">ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">中性子による線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">全線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">設計基準線量当量率 (μSv/h)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>位 置 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">CB-1セル CB-2セル</td> <td>B-1</td> <td>操作室側の壁</td> <td>4.2</td> <td>0.2</td> <td>4.4</td> <td rowspan="2">12.5</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>遮蔽窓</td> <td>0.1</td> <td>~0</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>天井</td> <td>33.6</td> <td>~0</td> <td>33.6</td> <td rowspan="4">200</td> </tr> <tr> <td>B-4</td> <td>天井ポート</td> <td>12.2</td> <td>8.6</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>B-5</td> <td>セル背面壁</td> <td>61.0</td> <td>0.2</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>B-6</td> <td>遮蔽扉</td> <td>4.9</td> <td>3.7</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">又は CA-2セル</td> <td>/</td> <td>セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)</td> <td>216.5</td> <td>0.5</td> <td>217.0</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>セル間ポート (CB-1とCB-2の間)</td> <td>437.2</td> <td>53.5</td> <td>490.7</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>B-7</td> <td>床</td> <td>61.0</td> <td>0.2</td> <td>61.2</td> <td rowspan="3">200</td> </tr> <tr> <td>B-8</td> <td>天井ハッチのポート</td> <td>14.9</td> <td>10.6</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>B-9</td> <td>天井ハッチのポート</td> <td>34.8</td> <td>2.1</td> <td>36.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(CB-3セル、CB-5セルから物性評価セルまで省略)</p>	設備名	評 価 位 置		ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)	中性子による線量当量率 (μSv/h)	全線量当量率 (μSv/h)	設計基準線量当量率 (μSv/h)	番号	位 置 名	CB-1セル CB-2セル	B-1	操作室側の壁	4.2	0.2	4.4	12.5	B-2	遮蔽窓	0.1	~0	0.1	B-3	天井	33.6	~0	33.6	200	B-4	天井ポート	12.2	8.6	20.8	B-5	セル背面壁	61.0	0.2	61.2	B-6	遮蔽扉	4.9	3.7	8.6	又は CA-2セル	/	セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)	216.5	0.5	217.0	/	/	セル間ポート (CB-1とCB-2の間)	437.2	53.5	490.7	/	B-7	床	61.0	0.2	61.2	200	B-8	天井ハッチのポート	14.9	10.6	25.5	B-9	天井ハッチのポート	34.8	2.1	36.9	<p>表 2.10 各評価位置における空間線量当量率 (CA-1セルから CA-5セル 変更なし)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">評 価 位 置</th> <th rowspan="2">ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">中性子による線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">全線量当量率 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">設計基準線量当量率 (μSv/h)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>位 置 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">CB-1セル CB-2セル</td> <td>B-1</td> <td>操作室側の壁</td> <td>4.2</td> <td>0.2</td> <td>4.4</td> <td rowspan="2">12.5</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>遮蔽窓</td> <td>0.1</td> <td>~0</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>天井</td> <td>33.6</td> <td>~0</td> <td>33.6</td> <td rowspan="4">200</td> </tr> <tr> <td>B-4</td> <td>天井ポート</td> <td>12.2</td> <td>8.6</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>B-5</td> <td>セル背面壁</td> <td>61.0</td> <td>0.2</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>B-6</td> <td>遮蔽扉</td> <td>4.9</td> <td>3.7</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">又は CB-4セル</td> <td>/</td> <td>セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)</td> <td>216.5</td> <td>0.5</td> <td>217.0</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>セル間ポート (CB-1とCB-2の間)</td> <td>437.2</td> <td>53.5</td> <td>490.7</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>B-7</td> <td>床</td> <td>61.0</td> <td>0.2</td> <td>61.2</td> <td rowspan="3">200</td> </tr> <tr> <td>B-8</td> <td>天井ハッチのポート</td> <td>14.9</td> <td>10.6</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>B-9</td> <td>天井ハッチのポート</td> <td>34.8</td> <td>2.1</td> <td>36.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(CB-3セル、CB-5セルから物性評価セルまで変更なし)</p>	設備名	評 価 位 置		ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)	中性子による線量当量率 (μSv/h)	全線量当量率 (μSv/h)	設計基準線量当量率 (μSv/h)	番号	位 置 名	CB-1セル CB-2セル	B-1	操作室側の壁	4.2	0.2	4.4	12.5	B-2	遮蔽窓	0.1	~0	0.1	B-3	天井	33.6	~0	33.6	200	B-4	天井ポート	12.2	8.6	20.8	B-5	セル背面壁	61.0	0.2	61.2	B-6	遮蔽扉	4.9	3.7	8.6	又は CB-4セル	/	セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)	216.5	0.5	217.0	/	/	セル間ポート (CB-1とCB-2の間)	437.2	53.5	490.7	/	B-7	床	61.0	0.2	61.2	200	B-8	天井ハッチのポート	14.9	10.6	25.5	B-9	天井ハッチのポート	34.8	2.1	36.9	<p>記載の適正化 (誤記修正)</p>
設備名		評 価 位 置						ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)	中性子による線量当量率 (μSv/h)		全線量当量率 (μSv/h)	設計基準線量当量率 (μSv/h)																																																																																																																																				
	番号	位 置 名																																																																																																																																														
CB-1セル CB-2セル	B-1	操作室側の壁	4.2	0.2	4.4	12.5																																																																																																																																										
	B-2	遮蔽窓	0.1	~0	0.1																																																																																																																																											
	B-3	天井	33.6	~0	33.6	200																																																																																																																																										
	B-4	天井ポート	12.2	8.6	20.8																																																																																																																																											
	B-5	セル背面壁	61.0	0.2	61.2																																																																																																																																											
	B-6	遮蔽扉	4.9	3.7	8.6																																																																																																																																											
又は CA-2セル	/	セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)	216.5	0.5	217.0	/																																																																																																																																										
	/	セル間ポート (CB-1とCB-2の間)	437.2	53.5	490.7	/																																																																																																																																										
	B-7	床	61.0	0.2	61.2	200																																																																																																																																										
B-8	天井ハッチのポート	14.9	10.6	25.5																																																																																																																																												
B-9	天井ハッチのポート	34.8	2.1	36.9																																																																																																																																												
設備名	評 価 位 置		ガンマ線による線量当量率 (μSv/h)	中性子による線量当量率 (μSv/h)	全線量当量率 (μSv/h)	設計基準線量当量率 (μSv/h)																																																																																																																																										
	番号	位 置 名																																																																																																																																														
CB-1セル CB-2セル	B-1	操作室側の壁	4.2	0.2	4.4	12.5																																																																																																																																										
	B-2	遮蔽窓	0.1	~0	0.1																																																																																																																																											
	B-3	天井	33.6	~0	33.6	200																																																																																																																																										
	B-4	天井ポート	12.2	8.6	20.8																																																																																																																																											
	B-5	セル背面壁	61.0	0.2	61.2																																																																																																																																											
	B-6	遮蔽扉	4.9	3.7	8.6																																																																																																																																											
又は CB-4セル	/	セル間隔壁 (CB-1とCB-2の間)	216.5	0.5	217.0	/																																																																																																																																										
	/	セル間ポート (CB-1とCB-2の間)	437.2	53.5	490.7	/																																																																																																																																										
	B-7	床	61.0	0.2	61.2	200																																																																																																																																										
B-8	天井ハッチのポート	14.9	10.6	25.5																																																																																																																																												
B-9	天井ハッチのポート	34.8	2.1	36.9																																																																																																																																												
<p>表 2.11 から表 22.5</p>	<p>表 2.11 から表 22.5</p>	<p>(省略)</p> <p>(変更なし)</p>																																																																																																																																														
<p>図 2.1 から図 22.1</p>	<p>図 2.1 から図 22.1</p>	<p>(省略)</p> <p>(変更なし)</p>																																																																																																																																														

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. まえがき (省略)</p> <p>2. 想定事故時の一般公衆の線量評価 (省略)</p> <div data-bbox="125 432 1021 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十二條 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> </div> <p>3. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <div data-bbox="125 655 1021 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九條 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div>	<p>1. まえがき (変更なし)</p> <p>2. 想定事故時の一般公衆の線量評価 (規則条文のみ変更)</p> <div data-bbox="1066 432 1962 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十二條 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> </div> <p>3. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <div data-bbox="1066 655 1962 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九條 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div>	<p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p> <p>記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

備考

事務上の連絡先

事務上の連絡先	名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	所在地	〒100-8577 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル	
	連絡員	所属	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
		氏名	██████████
		電話番号	03-3592-2111 (代表)
Eメールアドレス		██████████	

██████████で囲った箇所は個人情報が含まれるため、非公開とします。